

令和5年第1回定例会

# 鋸南町議会会議録

令和5年3月7日 開会

令和5年3月17日 閉会

鋸南町議会



## 令和5年第1回鋸南町議会定例会議案一覧表

発議案第1号	鋸南町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
発議案第2号	鋸南町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
議案第1号	鋸南町都市交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第2号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第3号	町長等の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第4号	鋸南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第5号	固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
議案第6号	鋸南町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について
議案第7号	鋸南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第8号	指定管理者の指定に係る議決事項の一部変更について（都市交流施設）
議案第9号	鋸南町監査委員の選任について
議案第10号	令和4年度鋸南町一般会計補正予算（第5号）について
議案第11号	令和4年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
議案第12号	令和4年度鋸南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
議案第13号	令和4年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
議案第14号	令和4年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算（第4号）について
議案第15号	令和4年度鋸南町水道事業会計補正予算（第4号）について
議案第16号	令和5年度鋸南町一般会計予算について
議案第17号	令和5年度鋸南町国民健康保険特別会計予算について
議案第18号	令和5年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算について
議案第19号	令和5年度鋸南町介護保険特別会計予算について
議案第20号	令和5年度鋸南町鋸南病院事業会計予算について
議案第21号	令和5年度鋸南町水道事業会計予算について

# 令和5年第1回鋸南町議会定例会会議録目次

招集告示	1
第1号（3月7日）	
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	3
本会議に職務のため出席した者の職氏名	3
開会の宣言	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	6
提案理由の説明、諸般の報告	6
一般質問	15
渡邊 信廣 議員	15
笹生あすか 議員	30
発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	45
発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	46
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	48
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	50
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	52
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	53
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	54
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	55
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	58
議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	60
議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	62
散会の宣言	64

第2号（3月8日）

議事日程	65
本日の会議に付した事件	65
出席議員	65
欠席議員	65
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	66
本会議に職務のため出席した者の職氏名	66
開議の宣言	67
議事日程の報告	67
議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	67
議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	76
議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	78
議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	80
議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	82
議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	84
議案第16号の上程、説明	86
議案第17号の上程、説明	96
議案第18号の上程、説明	100
議案第19号の上程、説明	102
議案第20号の上程、説明	106
議案第21号の上程、説明	108
散会の宣言	110

第3号（3月17日）

議事日程	111
本日の会議に付した事件	111
出席議員	111
欠席議員	111
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	111
本会議に職務のため出席した者の職氏名	111
開議の宣言	113
議事日程の報告	113
議案第16号の委員長報告、討論、採決	113
議案第17号、18号、19号の委員長報告	118
議案第17号の討論、採決	120
議案第18号の討論、採決	121
議案第19号の討論、採決	121
議案第20号、21号の委員長報告	122
議案第20号の討論、採決	124
議案第21号の討論、採決	125
閉会の宣言	126

鋸南町告示第8号

令和5年第1回鋸南町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和5年3月3日

鋸南町長 白石 治 和

1. 期 日 令和5年3月7日（火） 午前10時
2. 場 所 鋸南町役場議場

令和 5 年第 1 回 鋸南町議会定例会議事日程〔第 1 号〕

令和 5 年 3 月 7 日 午前 10 時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 一般質問〔2名〕
- ① 7 番 渡邊 信廣 議員
  - ② 1 番 笹生あすか 議員
- 日程第 5 発議案第 1 号 鋸南町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第 6 発議案第 2 号 鋸南町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 1 号 鋸南町都市交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 2 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 3 号 町長等の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 4 号 鋸南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 5 号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 12 議案第 6 号 鋸南町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 13 議案第 7 号 鋸南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 14 議案第 8 号 指定管理者の指定に係る議決事項の一部変更について  
(都市交流施設)
- 日程第 15 議案第 9 号 鋸南町監査委員の選任について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ



出席議員（10名）

1 番	笹生あすか	議員	2 番	早川正也	議員
3 番	竹田和明	議員	4 番	大塚昇	議員
5 番	青木悦子	議員	7 番	渡邊信廣	議員
8 番	小藤田一幸	議員	9 番	鈴木辰也	議員
11 番	笹生正己	議員	12 番	平島孝一郎	議員

欠席議員（1名）

6 番 笹生久男 議員

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	白石治和	副町長	内田正司
教育長	富永安男	総務企画課長	平野幸男
税務住民課長	石井肇	保健福祉課長	寺本幸弘
地域振興課長	安田隆博	教育課長	福原規生
建設水道課長	齋藤正樹	会計管理者	対馬尚子
総務管理室長	今井勝啓	監査委員	柴本健二

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事務局長	加藤芳博	書記	村上真理
------	------	----	------

…………… 開 会 ・ 午 前 1 0 時 0 0 分 ……………

〔開会のベルが鳴る〕

### ◎開会の宣言

#### ○議長（鈴木辰也）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。

定足数に達しておりますので、令和5年第1回鋸南町議会定例会を開会致します。

なお、6番、笹生久男議員から欠席届が出ております。

直ちに本日の会議を開きます。

議案の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

#### ○議長（鈴木辰也）

配付漏れなしと認めます。

### ◎会議録署名議員の指名

#### ○議長（鈴木辰也）

日程第1「会議録署名議員の指名」を致します。

今定例会の会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、

2番、早川正也議員、11番、笹生正己議員の両名を指名致します。

### ◎会期の決定

#### ○議長（鈴木辰也）

日程第2「会期の決定」を行います。

この件については、去る2月28日午前10時から議会運営委員会が開催され、協議されておりますので、今定例会の会期及び日程について、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員会 笹生正己委員長。委員長。

〔議会運営委員会委員長 笹生正己 登壇〕

## ○議会運営委員会委員長（笹生正己）

皆さんおはようございます。

議長から報告の求めがありましたので、去る2月28日、午前10時から議会運営委員会を開き、令和5年第1回鋸南町議会定例会における会期及び日程等の協議について、ご報告致します。

今定例会の会期は、本日から17日までの11日間とし、日程はお手元に配付されております議事日程により行います。

今定例会には、発議案2件、町長提出議案21件が提出されております。

本日はこのあと、町長から今定例会に提出された議案に対する提案理由の説明、及び諸般の報告を求めたのち、2名の一般質問を行い、発議案第1号から議案第9号まで、順次上程のうえ、説明、質疑、討論の後、採決までお願いし、本日は散会したいと思います。

明日8日、午前10時から会議を開き、議案第10号から議案第15号までの令和4年度補正予算について、順次上程の上、説明、質疑、討論の後、採決までお願いし、議案第16号から議案第21号までの令和5年度当初予算関係については、順次上程し、当局からの説明、総括質疑を行い、散会と致します。

なお、当初予算の審査については、予算審査特別委員会を設置し、審査することで、議会運営委員会においては賛同されておりますことを、併せてご報告致します。

9日から16日までの8日間は、議案調査のため休会とします。

17日は午後2時から会議を開き、当初予算関係の議案第16号から議案第21号までについての予算審査特別委員会委員長の報告を受け、質疑、討論を行い、採決をお願い致します。

一般質問であります。一般質問一覧表のとおり、今定例会には、渡邊信廣議員、笹生あすか議員の2名から通告がなされております。

一般質問の時間は、答弁時間を含め60分以内とし、1回目の質問は15分以内と致します。また、再質問は1問1答方式で、回数は定めないと致します。

以上、簡単ではありますが、議会運営委員会での協議の結果をご報告申し上げますとともに、議員各位のご賛同をお願い致しまして、委員長としての報告を終わります。

## ○議長（鈴木辰也）

ただ今の、議会運営委員長からの報告ですが、今定例会の会期は、本日から17日までの11日間とし、一般質問については、通告のあった議員が2名、質問の時間は60分以内とし、1回目の質問時間は15分以内、再質問は1問1答方式で、回数は定めないとのことです。

お諮り致します。ただいま申し上げたとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

## ○議長（鈴木辰也）

異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日から17日までの11日間と決定致しました。

## ◎諸般の報告

### ○議長（鈴木辰也）

日程第3、諸般の報告を致します。

議長としての報告事項を申し上げます。

今定例会に説明要員として出席通知のありました者の職・氏名は、別紙報告書のとおりです。

また、今定例会に提出された1件の陳情書を参考までに配付しました。

今定例会に際し、町長から議案に対する提案理由の説明並びに諸般の報告について、発言を求められておりますので、これを許可致します。

白石治和町長。

〔町長 白石治和 登壇〕

## ◎提案理由の説明並びに諸般の報告

### ○町長（白石治和）

皆さんおはようございます。

本日ここに、令和5年第1回の鋸南町議会定例会をお願いをいたしましたところ、議員各位には、公私ともご多用のところ、ご出席を賜りまして厚く感謝を申し上げます次第でございます。

2019年、中国武漢にて第1例目が確認をされて以来、3年にわたり町民の皆様の生活や行動が制限された新型コロナウイルス感染症であります。本年5月8日から季節性インフルエンザと同等の5類に引き下げられることになりました。今後、感染対策は段階的に緩和され、家庭、学校、職場、地域など、あらゆる場面で、コロナ禍前の日常を取り戻すことが現実となってまいりました。その間、医療介護などの関係者の皆様には、感染対策及び医療体制の整備強化にご尽力を賜り、衷心より感謝と敬意を申し上げます。町民の皆様、そして、町内の事業者の皆様もご不便な生活や事業運営を強いられてきたわけではありますが、町行政といたしましてもこの移行を契機として行政サービスの平準化と町民福祉向上のための支援、行事等の再開、そして拡充に

努めてまいります。また、5類感染症となる新型コロナウイルスの受診体制の強化および医療費の公費負担等に関しましても、国県および医師会など関係機関への働きかけを行ってまいります。

さて、本定例会に町長としてご提案申し上げます議案であります。令和4年度の各会計の補正予算案及び令和5年度の各会計当初予算案、また条例の一部改正や指定管理者の指定、人事案件など21議案でございます。

議案の概略をご説明する前に、新年度に向けての所信を申し述べさせていただきます。

日本の経済状況は、内閣府が2月に公表した月例経済報告によりますと、現状は景気は一部に弱さが見られるものの、緩やかに持ち直していると判断。先行きについても、ウィズコロナのもとで、各種政策の効果もあって景気が持ち直していくことが期待されるとする一方で、世界的な金融引き締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっているとの見解を示しております。

次に、令和5年度の国の地方財政対策でございますが、社会保障関係費の増加が見込まれる中、地方公共団体が住民のニーズに的確に応えつつ、地域のデジタル化や脱炭素化の推進など、様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、交付団体ベースでの地方交付税等の一般財源総額は、令和4年度を1500億円上回る、62兆1635億円を確保したとしております。

一方、町財政の状況であります。健全化の判断となる実質公債費比率や将来負担比率、財政指標である経常収支比率ともに改善の傾向にあり、令和4年度末の財政調整基金の残高は20億円を超える見込みとなりました。依然として国からの地方交付税に依存をしている財政構造ではありますが、今から20年前の平成14年度末の基金残高が3500万円余りであったことを考えますと、町民の皆様のご理解の元、長期に渡る財政健全化の取り組みが実を結んだ成果であり、将来に向け、安定した財政基盤を構築をすることができたと判断をしております。引き続き将来推計等を注視しつつ、健全財政に努めてまいります。一方で、長期にわたり財政基盤の安定に注力しつつ、将来を担う子どもたちにより良い環境を提供をするため、計画的に教育施設の整備に努めてまいりました。さらに、地域産業の活性化と地域活力の向上を図るため、都市交流施設の整備拡充そして自然環境を生かした花観光の充実、鋸山日本寺の活用など、交流人口および関係人口の増加策に傾注をしてきたところであります。民間事業者による宿泊業も堅調で、都市圏からの好立地を背景に、身近な観光地として知名度が高まり、稼ぐ地域へ着々と進化しつつあります。しかしながら、人口減少には歯止めをかけることができず、令和2年国勢調査では将来推計値の7171人を下回る6993人となり、人口の減少はさらに加速をし、深刻な状況にございます。人口の減少は、税収の落ち込みなど、町財政に大きな影響を及ぼす他、地場産業の担い手不足や地域内消費、活力の低下など様々な課題の要因となってまいります。人口減少を抑制するため、移住支援金や結婚新生活

支援事業、通勤通学援助金、また住宅取得奨励金などの住宅関連補助制度など、定住促進に向けた助成施策を多面的に講じてまいりました。また、教育施設の再編や教育環境の整備、子育てひろばの開設など、施設整備を行う他、給食の無償化や放課後子ども教室など、他の自治体に先駆け、子育て支援施策を積極的に講じてきたところがございます。これら移住定住施策や子育て支援施策に関し、情報の発信が不十分であるところのご指摘を受けていることから、ホームページやSNS関連サイト等への掲載など、多様な媒体に一元的に情報を発信をしていくとともに、相談窓口の充実にも努めてまいります。また、これまでの支援内容が他の自治体と同水準となり、鋸南町に移住あるいは定住するメリットが低下しつつある現状を踏まえ、子育て世帯を中心とした大胆な支援策を講じるよう、現状の支援策の拡充や新たな支援策の検討を指示をし、令和5年度に向けて施策の推進を図ってまいります。支援の拡充では、令和5年度から子育て世帯の家計負担を軽減をすることを目的として、子ども医療費の助成を高校生相当の18歳まで拡充をするための予算を計上をいたしました。同時に、本年8月以降の受診から、窓口での自己負担を無償とする方針といたしました。また、奨学資金貸付制度に関しては、令和6年度からの貸付額を拡充をし、町民に限って返済の減免等を行うなどの措置を検討をいたします。また、既存の住宅取得奨励金につきまして、子育て世帯および町内在住者を中心として奨励金の増額を検討し、他の自治体との差別化を図ってまいります。多額の資金を要する住宅取得時に公的な支援を行うことで、定住移住先として鋸南町を選択をしていただくとするものであります。さらに新たな施策としては、妊娠時、出産時にそれぞれ一時金を給付する、出産子育て応援給付金を創設をいたします。また、低調な空き家バンクの登録件数を促進をするため、空き家を登録する際に大きな障害となっている空き家の片づけに対する支援や、登録物件が成約をした際の奨励金の創設について、令和5年度予算に計上をいたしました。以上、移住定住子育て支援に関し、令和5年度予算へ計上した新規事業、あるいは令和5年度において検討を図っていく事業を申し上げてまいりましたが、人口の減少と少子高齢化による年齢構成の変調を是正するためには、子育て世代の転出抑制と移住の推進が不可欠であり、全庁を挙げて、子育て世帯への支援を推進をしてまいります。

次に、地方の課題である人材の確保と地域の活性化への取り組みでございますが、国の財政支援を受けながら、地域おこし協力隊の増員を進めてきましたが、令和4年度では新たに防災対策監の採用やDXアドバイザー、民間企業からの複業人材を招聘して、地域の課題解決に向け、外部からの専門人材の登用を図ってまいりました。令和5年度では、令和4年度からの取り組みを継続、拡充する他、将来に向けたDXの実装を想定し、東京都市圏の民間企業から地域活性化起業人として専門人材の採用を行います。この他、国、県が支援をする人材派遣などについても積極的に活用し、地域課題解決のための人材登用を図っていく方針であります。

次に令和5年度の開業に向けて整備工事が進んでいる都市交流施設周辺整備事業ですが、資材の調達等の影響により工事の完了が延期となりましたが、本年秋の開業に向けて、関係者と綿密な協議調整を図りながら準備を進めております。引き続き整備工事の進捗管理を適切に行うとともに、開業までの間、町報やホームページによる情報の発信を適切に行ってまいります。また、イメージ動画やプレスへの広告宣伝を活用するなど、様々な媒体を介して開業プロモーションを図り、町内外への露出度を高め、開業に臨みたいと考えております。なお、令和5年度予算では、関連備品の計上の他、オープニングに係る経費を計上しております。オープニングイベントに関しましては、本事業の立ち上げから参加をいただいております見守り隊の皆様にもご協力をいただき、町内外の方々が楽しんでいただける、親しみやすいイベントを計画をし、リピーターの確保、あるいは町民の皆様の参加、利用促進を図ってまいります。

それでは、令和5年度の予算編成について申し上げます。財政の見通しでございますが、町税は固定資産税の家屋償却資産の増額を見込み、令和5年度は前年度を3.6%上回る税収を見込んでおります。また、歳入の約4割を占める地方交付税は、国の地方財政計画による増加見込み、前年度比1.7%を基に、町当初予算では前年度予算を2.5%上回る計上としております。一方で、歳出面では、職員や会計年度任用職員に係る人件費や燃料高騰に起因する各公共施設の光熱水費、社会保障関係経費、公債費が増加をすることから、一般財源に不足額を生じ、令和4年度と同様に財政調整基金を取り崩して補填をせざるを得ない状況となりました。なお、経常経費を押し上げている要因の一つである公債費は、依然として一般財源に占める割合が高い状況にはありますが、令和3年度決算での実質公債比率は1.5ポイント改善をされ、9.7%となりました。また、財政調整基金は厳しい財政規律のもとで、令和5年度当初予算後の基金残高は18億4000万円余りと、前年度を上回る水準となる見込みでございます。しかしながら、超高齢化時代を迎えての社会保障関係経費の増加、あるいはインフラや各公共施設の老朽化に伴う長寿命化対策等への多額の費用が見込まれることから、令和5年度においても特別職の給料削減について継続いたしたく、関連議案を提出をさせていただきます。令和5年度以降も引き続き慎重な財政運営を心がけてまいります。

それでは、今定例会にご提案いたします議案の概要についてご説明を申し上げます。

議案第1号、鋸南町都市交流施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、都市交流施設周辺整備事業により、本年秋に開業予定の施設に関し、既存の都市交流施設と一体的に管理をしていくため、新たな施設の事業、施設利用許可および利用料金に関し本条例に追加を行うための改正でございます。

議案の第2号は、特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、教育委員会規則の制定により、本年4月から非常勤特別職となる学校運営協議会委員の報酬日額を新たに追加をするた

めの改正でございます。

議案の第3号は、町長等の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、平成17年度から町長30%、副町長および教育長は20%、それぞれ給料を削減をし現在に至っております。本年3月31日までの時限条例でございますが、令和5年度も継続をして削減する改正をお願いをするものでございます。

議案第4号は、鋸南町特別職の職員の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、この条例では、特別職の給料の他期末手当の支給について規定をしておりますが、附則で規定をされている期末手当の算定の特例の期間を1年間延長をするものでございまして、町長等の給料月額の特例に関する条例の規定に関わらず、減額前の額で算定をお願いをするものでございます。

議案の第5号は、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本年度から検討を進めております行政手続きによる押印等の見直しに伴い、本条例における審査申出書の押印等に関し、改正をお願いをするものでございます。

議案の第6号は、鋸南町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本年4月から、医療費の支給対象を従前の中学生までから高校生相当までに拡充するとともに、8月1日から全支給対象者の自己負担額を無償とするため、本条例の改正をお願いをするものでございます。

議案の第7号は、鋸南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料賦課限度額、軽減判定所得基準額および出産育児一時金の引き上げを行うため、本条例の改正をお願いをするものでございます。

議案の第8号は、指定管理者の指定に係る議決事項の一部変更についてであります。令和2年9月9日に議決をいただきました、鋸南町都市交流施設の指定管理者の指定に関し、指定管理者の法人格の変更および施設の拡張に伴い、議決事項の一部を変更をしようとするものでございます。

議案の第9号は、鋸南町監査委員の選任についてでございますが、現監査委員の柴本健二氏から本年3月31日をもって辞職をしたい旨、2月20日付で願いがございましたので、新たに増田光俊氏を選任いたしたく、議会のご同意をお願いをするものでございます。

議案の第10号、令和4年度鋸南町一般会計補正予算第5号についてでございますが、歳入歳出それぞれ5215万4千円を減額をし、補正後の総額を54億4629万7千円にしようとするものでございます。海洋センタープール暖房設備改修事業などの6事業、7111万7千円を令和5年度へ繰り越しをして執行するため、新たに繰越明許費の設定をお願いするとともに、1事業につきまして、設定額の変更をお願いをするも



のでございます。また、観光トイレ清掃業務など4事業について債務負担行為の追加をお願いをするものでございます。その他、各費目ともに決算を見込んでの歳入歳出補正となっております。なお、財政調整基金関係では財源不足により、取り崩す予定の繰入金1億4377万1千円を減額するとともに、運用益分12万9千円および3月補正における余剰分、合わせて1億7857万円を積み立て、令和4年度末の財政調整基金の残高は20億2022万6千円となる見込みでございます。

議案の第11号は、令和4年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算第3号についてでございますが、歳入歳出それぞれ808万1千円を追加をし、補正後の総額を11億6248万3千円にしようとするものであります。

歳出の主なものは、前年度分精算等に伴う一般会計繰出金337万3千円。財政調整基金積立金は、前年度繰越金の2分の1以上、949万9千円の補正をお願いをするものでございます。

議案の第12号、令和4年度鋸南町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号についてでございますが、歳入歳出それぞれ9万5千円を追加をし、補正後の総額を1億5050万5千円にしようとするものでございます。決算見込みを踏まえまして、歳入歳出の過不足分の調整をお願いをするもので、歳出の主なものは前年度分精算等に伴う一般会計繰出金69万4千円でございます。

議案の第13号、令和4年度鋸南町介護保険特別会計補正予算第3号についてでございますが、歳入歳出それぞれ162万8千円を減額をし、補正後の総額を15億1152万4千円にしようとするもので、決算見込みを踏まえ、歳入歳出の過不足分の調整をお願いをするものであります。

議案の第14号は、令和4年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算第4号についてであります。指定管理者交付金の減額等により、収益的収入では4859万3千円を減額をし、補正後の総額を3547万1千円とし、収益的支出では4007万6千円を減額をし、補正後の総額を6169万7千円にしようとするものであります。資本的収入および支出では、事業費の確定により100万8千円を減額をし、補正後の総額をそれぞれ1162万9千円にしようとするものでございます。

議案の第15号、令和4年度鋸南町水道事業会計補正予算第4号についてでございますが、分担金の増等によりまして収益的収入では84万1千円を追加をし、補正後の総額を4億9399万2千円とし、収益的支出では1427万5千円を追加をし、補正後の総額を4億7442万8千円にしようとするものであります。資本的収入では事業費確定により93万円を減額をし、補正後の総額を1億511万円とし、資本的支出では事業費確定により657万円を減額をし、補正後の総額を2億7779万1千円にしようとするものであります。

議案の第16号、令和5年度鋸南町一般会計予算についてでございますが、歳入歳出

予算の総額を42億9931万5千円と決めました。前年度当初予算に比べますと13%、6億4289万8千円の減額となりました。

初めに、歳出の主な事業を申し上げますと、総務費では都市交流施設周辺整備事業、地域活性化起業人設置事業、公共交通実証運行事業、行政ネットワーク整備事業、戸籍システム等改修事業、鋸南町長・鋸南町議会議員選挙費。民生費では、障害福祉計画・障害児福祉計画策定業務委託、子ども医療費助成事業。衛生費では、海岸漂着物対策事業、一般廃棄物処理施設整備事業、広域廃棄物処理施設整備事業。農林水産業費では、鋸南町有害鳥獣対策協議会委託、鳥獣被害防止総合対策交付金事業、新規就農総合支援事業、地域おこし協力隊事業、保田漁港水産物供給基盤機能保全事業。商工費では、地域おこし協力隊事業、移住定住事業、空き家対策事業。土木費では、住宅取得奨励金交付事業、道路長寿命化修繕事業、国土調査事業。消防費では、千葉県防災行政無線再整備工事負担金。教育費では、子ども子育て支援事業計画策定委託、中学校トイレ改修事業、中央公民館トイレ改修事業、鋸山日本遺産候補地域活用推進協議会負担金、海洋センタープール暖房設備改修事業。次に各会計への繰り出し、繰り出し金につきましては国民健康保険特別会計等3つの特別会計には3億1283万1千円、企業会計へは病院事業会計に8614万9千円、水道事業会計に1億48万円を計上いたしました。次に、一部事務組合、広域連合への負担金関係につきましては、安房郡市広域市町村圏事務組合負担金が2億1642万2千円。千葉県後期高齢者医療広域連合負担金が1億4230万1千円。鋸南地区環境衛生組合分担金が1億5413万2千円。人件費関係では議会議員および特別職の給与費および共済費は、前年度と比較をし2.8%、272万9千円の増、1億618万9千円を計上いたしました。また、一般職の給与費および共済費の合計は、前年度と比較をし2.2%、1311万3千円の増、6億1393万円を計上いたしました。この他、会計年度任用職員の給与費および共済費の合計は、前年度と比較をし8.9%、1516万円の増、1億8612万7千円を計上いたしました。

次に歳入であります。町税は7億3092万1千円で3.6%、2547万4千円の増額を見込みました。次に、地方交付税であります。普通交付税19億3千万円と特別交付税1億3千万円の合計20億6千万円を見込み、前年度比5千万円の増額で計上いたしました。また、臨時財政対策債は1千万円を計上し、地方交付税との合計は20億7千万円となり、前年度から3千万円の増額となりました。繰越金は1億円を計上し、予算調整の結果、不足をする一般財源は財政調整基金から1億7338万6千円を繰り入れることといたしました。当初予算後の財政調整基金の残高は、18億4684万1千円となる見込みでございます。

議案の第17号、令和5年度鋸南町国民健康保険特別会計予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額は10億5039万1千円で、前年度比2.9%、2995万8千円の増額となりました。主たる歳出では、保険給付費は7億4777万円で、前年

度比2.0%の増。国民健康保険事業費納付金は2億5069万9千円で、前年度比4.3%の増となりました。主たる歳入では、保険料は前年度比15.3%増の1億7970万2千円、県からの交付金は前年度比2.2%増の7億7358万円を予定を致しました。

議案の第18号は、令和5年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額は1億5677万7千円で、前年度比4.6%、685万4千円の増額となりました。主たる歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金は1億5032万9千円で、前年度比4.7%の増、歳出総額の95.9%を占めるものでございます。主たる歳入では、後期高齢者医療保険料は前年度比4.7%増の1億1169万7千円、一般会計繰入金は4079万7千円を予定をいたしました。

議案の第19号、令和5年度鋸南町介護保険特別会計予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額は14億5898万2千円で、前年度比0.8%、1118万8千円の減額となりました。主たる歳出では、保険給付費は13億9313万6千円で、前年度比0.9%の減、歳出総額の95.5%を占めるものであります。主たる歳入では、第1号被保険者の保険料で、前年度比1.4%減の2億8707万4千円、町からの繰入金は、保険給付費、地域支援事業および事務費に充当するもので、1億9431万4千円を予定をいたしました。

議案の第20号、令和5年度鋸南病院事業会計予算についてでございますが、収益的収入は一般会計負担金49万3千円、一般会計補助金7564万6千円、財団からの負担金100万円及び文書料187万円等を合計をし、前年度比3.1%減の8141万6千円を予定をいたしました。収益的支出では、企業債の償還利息74万9千円、減価償却費1785万2千円、指定管理者交付金7187万円および町が負担すべき経費を合計し、前年度比4.8%減の9686万1千円を予定をいたしました。資本的収入では病院空調設備改修および医療機器施設整備に係る企業債7070万円および一般会計出資金1001万円を予定をし、資本的支出では、建設改良費7197万円及び企業債償還元金874万円、合計で8071万円を予定をいたしました。

議案の第21号、令和5年度鋸南町水道事業会計予算についてでございますが、収益的収入は前年度比0.9%減の4億8969万6千円を予定をいたしました。収益的収入のうち給水収益は2億5514万9千円。一般会計の補助金は、前年度比2763万円減の1億48万円。市町村総合対策事業県補助金は9600万円を予定をいたしました。収益的支出では前年度比4.4%増の4億7711万5千円を予定をいたしました。支出には、南房総広域水道の受水費1億5151万3千円が含まれております。資本的収入では、配水施設改良事業および浄水施設改修事業に係る企業債1億5700万円を予定をし、資本的支出では建設改良費2億3272万1千円および企業債償還元金9821万9千円、合計で3億3094万円を予定をいたしました。

令和5年度の一般会計、特別会計および企業会計を合わせた町の予算総額は、歳出支出ベースで前年度比4億7842万1千円の減、79億5109万1千円となるものでございます。以上、提案理由のご説明を申し上げましたが、詳細につきましては副町長および担当課長から説明をいたさせますので、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

この際、諸般の報告を申し上げます。初めに鋸南町表彰条例による表彰について申し上げます。本年度は善行表彰として、小滝美代様、君津信用組合様、株式会社新昭和様の1名、2団体の方々が令和4年度鋸南町表彰を授与されます。誠にめでたうございます。なお、表彰式は、本日午後1時15分より議場で執り行う予定でございます。

次に、出産祝い品の贈呈についてご報告を申し上げます。昨年3月から本年の2月までに15名のお子様が生誕されました。本年度も配布をご希望されたご家庭に対し、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、接触を避けて玄関先等においてお祝いの品の桜の苗木を配布させていただきました。お子様の健やかなご成長とご家族のご多幸をお祈り申し上げます。

初めに、花観光について申し上げます。花まつりの第1章でございます、水仙まつりは12月の10日土曜日から2月の5日の日曜日まで開催をされました。本年は11月下旬から咲き始め、1月の中旬に見頃を迎えました。2月の5日までの期間中の入り込みとしては、コロナ禍ではありますが行動制限もないこともあり、昨年を8千人上回る2万7千人となりました。また第2章となります、頼朝桜まつりは、2月の11日土曜日から3月の12日日曜日までの期間で開催をしております。本年の頼朝桜は、1月26日に開花宣言をして、昨年より2日遅い開花宣言となりました。期間中には、保田駅を発着場所として保田川沿いの頼朝桜を巡る、個々に楽しむことができる、JR主催の駅からハイキング、鋸南頼朝桜と春の里山を巡るハイキングを開催をしております。また保田川の竹灯籠まつりは開催を中止をいたしましたが、夜桜と竹あかりを楽しんでいただけるよう、昨年に引き続き佐久間ダムにて竹灯籠による桜のライトアップを実施をしております。さらに、道の駅保田小学校の里の原っぱにて、竹灯籠の展示を行いました。来訪者の目を楽しませております。花まつりの最終章となる桜まつりは、3月の18日土曜日から4月の9日日曜日までを期間として開催を予定をしております。賑わいイベントに代わるイベントの計画をしており、密を避け、それぞれのスタイルで桜を楽しんでいただければと思います。

次に、菱川師宣記念館の展覧会について申し上げます。菱川師宣記念館では、現在の万葉の光、墨彩画と草木染の織りなす大和の心を、4月の16日まで開催をしております。万葉集の中からいにしえの日本の色を再現をした草木染めと、日本画で紹介をする展覧会であります。鋸南町に咲く、いろいろな種類の桜で染めた桜染めも展示をしておりますので、ぜひご覧をいただきたいと思っております。

最後に、鋸南病院への医師の派遣について申し上げます。現在内科医としてご勤務いただいております山本大夢医師におきましては、自治医科大学医学部卒業後、出身県に戻り、一定の期間を知事の指定する公的医療機関で医師として勤務をする、いわゆる義務年限が3月をもって終了となるため、県職員を退職をされますが、引き続ききさらぎ会で勤務の予定と聞いております。また4月の1日から、県からの派遣職員として、平山江梨医師に加えまして、新たに自治医科大学卒の藤里秀史医師をお迎えし、鋸南病院に勤務をしていただくこととなりました。山本医師におかれましては、令和2年度から3年間にわたりまして、町民に対し、親身に診察、治療をいただきましたことを深く感謝を申し上げますとともに、山本医師と藤里医師の今後のご活躍をご期待申し上げます。

以上で、諸般の報告を終わります。よろしくお願い申し上げます

**○議長（鈴木辰也）**

この際、報告事項ではありますが、何か確認したいことがありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（鈴木辰也）**

ないようですので、以上で、諸般の報告を終了致します。

ここで、午前11時まで休憩とします。

…………… 休憩・午前10時50分 ……………

…………… 再開・午前11時00分 ……………

**◎一般質問**

**◎7番 渡邊 信廣**

**○議長（鈴木辰也）**

休憩を解いて会議を再開します。

日程第4、一般質問を行います。本定例会の一般質問は、一般質問一覧表の通り2名から通告がなされております。

初めに、7番渡邊信廣議員の質問を許します。7番、渡邊信廣議員。

〔ベルが鳴る〕

**○7番（渡邊信廣）**

私からは1件、将来を見据えたまちづくりについて質問を致します。

平成の市町村合併離脱から17年、自らを律する自律から真の自立に向け、あらゆる角度からの取り組みが必要である中で、第1の目標であった財政の健全化については、町の

努力により達成したものと思われます。しかし、少子化や若年層の流出など、人口の減少に歯止めがかからず、町が弱体化しつつあり、町民が望んだ真の自立に至っているとは思えません。また、取り組んでいる事業についても消極的な取り組みも結構あるように思っております。そこで、5点質問を致します。

1点目、観光スポットである佐久間ダム公園の今後の取り組みについて。

2点目、拠点となるべき保田川桜の今後の取り組みについて。

3点目、観光協会、観光案内所の集約について。

4点目、鋸山日本遺産に伴う取り組みについて。

5点目、移住定住推進に向けて、今後の取り組みについて。

以上、5点について答弁を求めます。よろしくお願いいたします。

### ○議長（鈴木辰也）

渡邊信廣議員の質問について、町長から答弁を願います。白石治和町長。

〔町長 白石治和 登壇〕

### ○町長（白石治和）

渡邊信廣議員の一般質問に答弁を致します。

将来を見据えたまちづくりについて、お答えを致します。

ご質問の1点目の観光スポットである佐久間ダム公園の今後の取り組みについてでございますが、過去の一般質問でも答弁をしまいましたが、佐久間ダム公園は山間の自然を生かし、住民や観光客の憩いの場所となるよう、桜をはじめとした花木の植栽を進めており、今目指す景観は福島の花見山公園をイメージをし、桜以外にもレンギョウの黄色やハナモモの赤やピンクなど多彩な色合いが楽しめる景観作りを目指しております。また、年間を通じた景観が楽しめるように、紫陽花、芙蓉、彼岸花の他、多彩な種類の花木の植栽にも力を入れているところであります。しかしながら、ダム公園全体を見ますと、回遊性向上のための遊歩道や駐車場スペース、公園内に溜まり場と言われるようなスポットの整備、案内標識の充実など、まだまだ課題があることは認識をしております。今後、コロナ感染が収束をしてくると、花観光目的のお客様が增加をすることも考えられ、適切な財政投資の観点に立ち、まずは老朽化していく既存施設の補修を中心に実施をしていく考えであり、新たな遊歩道や駐車場などの周辺拡張事業については、状況に応じて検討を図って参ります。佐久間ダムにあつては、関係する皆様の創意工夫や試行錯誤を繰り返した結果、ようやく現在の姿になりました。今後も佐久間ダム湖観光生産組合、そしてまた千葉鋸南花の会を、日本花の会をはじめとする地域ボランティア団体の皆様のご意見を伺いながら、官民一体となって活動を推進をし、町観光の重要拠点の一つとして地域に根ざした花の里を目指していきたいと考えております。

ご質問の2点目の、拠点となるべき保田川桜の今後の取り組みについてでございますが、保田川の河川護岸は河川機能を維持をする目的の、県の管理の施設であり、河川の維持管

理の観点から、堆積土の除去、そして除草、伐竹などを引き続き千葉県に要請をしております。町も場合により県の指導を仰ぎ、作業に協力をする考えであります。既に植栽をされている桜に関しては、令和元年台風災害によりまして損傷した樹木も存在することから、県のご意見もいただきまして、維持管理、補植を中心に実施をしております。また、JR主催で行われている駅からハイキングや新型コロナウイルス感染症によりやむを得ずここ数年、開催中止となっております保田川頼朝桜の里づくり実行委員会主催の竹灯籠まつりなど、保田川沿いで実施をされるイベントは、花観光の集客に寄与するものと考えますので、今後の新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら各主催者側とも連携を図ってまいります。

ご質問の3点目の、観光協会、観光案内所の集約についてでございますが、国内の観光協会の多くは先導的リーダー、また協会運営の専門知識を持った専従の職員、NPO法人などの住民協力団体の不在、多様な業種との連携協働を目指して再生を目指そうとする住民マインドの未醸成など様々な要因に加えまして、新型コロナウイルス感染症拡大による想定外の事態も重なり、十分なPR活動やイベントも実施をできず苦慮しているものと推察をされます。観光窓口機能に関する考え方も、社会インフラの発展によりまして、多様化をしております、本町でも電車での観光客が主流だった頃は、最適であった駅前の観光窓口も、南房総エリアに高速道路が開通をしたことによりまして、車を利用した観光の利便性が向上し、駅前から道の駅にシフトをしております。ここ数年のコロナ禍の影響でこの現象は加速をしたのではないかと感じております。そのような状況のもと、鋸南町観光協会も問題意識を持っており、保田駅と安房勝山駅前に2ヶ所ある観光案内所の統合について調整を始めると聞いております。行政とともに町の観光を支えていただいている歴史ある団体でございますから、観光協会の考え方も尊重しながら、変革の速度、タイミングを見極め、町も支援をしております所存であります。

ご質問の4点目の、鋸山日本遺産に伴う取り組みについてでございますが、日本遺産は現在全国で104件が認定をされておりますが、文化庁は認定をされた日本遺産の取り組み強化や、水準の維持を図るために、日本遺産のフォローアップ委員会による評価制度を導入をして、底上げを図っているところであります。これによりまして、日本遺産候補地域制度が令和3年度から新たに導入されて、富津市と鋸南町はこの制度に申請をし、令和3年7月に鋸山が日本遺産候補地域として認定をされました。日本遺産候補地域として認定をされているのは、現在、小樽市、京都市、そして、富津市・鋸南町の全国で3ヶ所のみとなっております。認定を受けて富津市と鋸南町は官民で構成される、鋸山日本遺産候補地域活用推進協議会を発足をし、3年間、国の補助金を受けて候補地域として様々な事業を実施をし、日本遺産に認定されるように取り組んでいるところであります。本事業は主に日本遺産に認定される準備段階の事業に位置づけをされるもので、組織の整備、戦略の立案、人材の育成、調査研究、普及啓発などが主体となり、初年度の令和3年度は鋸山

周辺来訪者へのアンケート調査、有償ガイドの育成、浮世絵の版画の体験プログラムの構築、日本寺千五百羅漢の調査、航空レーザー測量によるの鋸山採石遺構や登山道等の詳細の調査、鋸山シンボルマークの策定など、鋸山の活用環境整備や基礎調査事業を実施をしました。2年目となる令和4年度は、3年度の事業を継続をしつつ、新たな事業として、東京湾フェリーによる鋸山から鋸南側への、鋸南側の浮島へのコース、富津市側の富津岬第一海堡や羽田沖へのコースのモニタークルーズ、普及啓発として、富津市・鋸南町の小中学校10校での鋸山教室を行い、地域の子どもたちに鋸山の魅力や郷土愛を育てる授業も実施をしております。2月の19日には中央公民館におきまして、鋸山シンポジウムを開催をし、日本寺や五百羅漢の研究発表や、日本遺産としての活用を考えるパネルディスカッションを実施をいたしました。その他に課題解決ワークショップや周辺事業者のアンケート調査、AR動画解説スポットやキャッシュレス導入の試験検証、サイン標識の設置などを行っております。3年目となる令和5年度は、これまでの調査検証事業や人材育成事業をブラッシュアップしつつ総括をする作業となります。有償ガイド候補生のツアープランの作成、運営体制づくりの構築、4年度に引き続き鋸山へ向かう統一感のあるサイン案内の設置、小中学校の鋸山教室は、鋸山での現地教室も計画をしております。今後は令和6年度の鋸山日本遺産正式認定へ向けて、様々な基礎体制づくりなどを行い、日本遺産として自立自走を目指していく考えでおります。加えて、新たな町の観光施策の起爆剤となり得る事業でもございますので、担当課のみならず関係各課で情報協議を行いながら取り組んでまいります。

ご質問の5点目の、移住定住推進に向けて今後の取り組みについてでございますが、移住定住推進に向け現在、東京23区内などから中小企業等へ就業する方への移住支援金、公共交通機関を利用して遠距離通勤・通学をする方を支援する通勤通学助成金の他、住宅取得奨励金やリフォーム補助金など、住宅環境整備のための支援を行っております。移住支援金は令和5年度から制度改正が行われ、世帯移住の際、子育て世代の加算が30万円だったものが、18歳未満の子どもさんがいる場合は100万円に拡充をされる予定であります。また、新築住宅に対する住宅奨励金事業を、中古住宅にも拡大をし、住環境支援の拡充に向けて検討をしております。加えて、町内の空き家の有効活用及び空き家バンク制度の利用促進を図るため、片付けができず、整理が進まないのご意見を反映をし、空き家片付け応援支援金とともに、成約時の成約奨励金を新規創設をし、住宅奨励金事業との連携を図ってまいります。その他に付随する支援策としては、結婚、出産、子育て分野では、給食費の無償化、放課後子ども教室、婚姻に伴う住宅購入費用や引越し費用を支援をする結婚新生活支援事業、保育所や幼稚園での一時預かりや学童保育、子育て広場の開設、民間の小児科クリニックに委託をしている病児・病後児保育事業など、子どもを持つ共働き世帯への支援も充実をしてまいりました。さらに次年度以降は、子育て世帯の医療費の負担の軽減を図るため、子ども医療費助成を中学生から高校生まで拡充するとともに、



自己負担の無償化の他、妊産婦から乳幼児等への各機関からの支援を継続的・包括的に行うため、出産子育て応援給付金事業などを実施をする予定でございます。また、令和6年度に向けて、奨学資金貸付制度の貸付額の拡充と、返済の減免等の措置の検討にも入るなど、子育て世帯を中心とした支援策をさらに強化をし、推進を図っていく予定で、考えております。支援策は他の近隣自治体と見劣りするものではないと考えておりますが、支援制度の整備に加えまして、各部署で実施をしている移住支援策をわかりやすく伝えるための工夫として、移住定住パンフレットの作成を試み、ホームページやSNSなどを活用して、見やすい情報提供にも努めていくなど、広報の強化も行っております。各部署が連携をしながら、都市部に近い地理的優位性、豊富な地域資源の魅力を最大限活かし、独自性のある支援メニューの充実を図っております。

以上で渡邊信廣議員の一般質問に対する答弁と致します。よろしく申し上げます。

### ○議長（鈴木辰也）

渡邊信廣議員、再質問はありますか。渡邊信廣議員。

### ○7番（渡邊信廣）

それではまず1点目の、佐久間ダムの今後の取り組みについてですが、まずちょっと経過をね、話をさせていただきたいと思います。過去にも申し上げましたが、自分に関わったことがあります、日本一の桜の里を目指しておりましたので、思いが強いかもしれませんが、佐久間ダムは当初、県による水辺環境整備事業により11億4千万を投じ、親水公園として実施をしたものであり、途中で中止となりましたけれども、地元の方々による桜の植栽がなされていたこともあり、また11億4千万円というお金もかけたこともあり、あったことから早咲きで花の期間の長い河津桜を河津町に倣い、町長の発案により、あまりお金をかけないで、当時は桜の名所を作ろうと議会の同意をいただき、始めた事業でございます。それでは1点目ですけれども、経済効果は重要なことだと思っております。佐久間ダムの水仙、そして河津桜も終盤になりますけれども、それぞれの入り込み数、そしてわかれば、経済効果について、これは非常に重要なことだと思っておりますので、その点についてお伺いをしたいと思います。

### ○議長（鈴木辰也）

地域振興課長。

### ○地域振興課長（安田隆博）

入りこみ数についてまずご報告をさせていただきます。ご答弁させていただきます。水仙まつりの期間、これは令和4年の12月の10日から令和5年の2月の5日、直近の数字でございます。2万335人が集計数値ということになっています。ちなみに、令和3年度はですね、1万2953名でしたので、前年度比7382プラスという状況でございます。あと桜まつり期間中ですが、これはちょっと現在実施中ですので前年度の数値となりますが、前年度の令和4年2月の12日から4月の10日までの入

り込み数でございますが、3万8810人と、前年度と比較いたしますと2万6910人だったので、前年度比プラス1万1900という状況でございます。これは換算数値なので実質はもう少しさらに多くなる可能性は想定あると思います。それと経済効果についてですね。ご存知の通り佐久間ダムにつきましては親水公園という形で整備させていただきました。地元の人たちも協力していただきまして、当然のことながら経済効果は必要だと認識しております。例で言いますと、花まつり実行委員会など、皆様のご協力をいただきまして、コロナ禍で縮小はしてございましたけれども、イベント等も徐々に回復基調でございます。直近では3月の4日にですね、地元の方々でですね、桜の湖畔マルシェ、これは佐久間ダムの観光生産管理組合の方が独自で実施しておりますけれども、実施されました。4月の1日、2日には、桜マルシェとしてですね、花まつり実行委員会の開催の事業も予定されております。民間の店舗の、民間事業者の店舗の出店等は、その機会は進んでおると考えております。今後も一定のルールを持って民間参入の機会を増加させていく取り組みを行っていく考えでございます。

**○議長（鈴木辰也）**

渡邊信廣議員。

**○7番（渡邊信廣）**

イベントだとかいろんなことをやるということはわかりましたけれども、これから町の方もそうでしょう。町長も前に言われたことがありますけれども、経済効果というのは大体どのぐらいになるかというようなことを、これから想定してまちづくりとか、拠点整備をしようと思っておりますけれども、額の方がね、わかっただらば、大体で結構ですけども、教えていただければありがたいと思います。

**○議長（鈴木辰也）**

地域振興課長。

**○地域振興課長（安田隆博）**

佐久間ダムの花観光に関するその経済効果という試算は当方にはございません。

**○議長（鈴木辰也）**

再質問はありますか。渡邊信廣議員。

**○7番（渡邊信廣）**

わかりました。桜にしても、今水仙にしてもそうですね、結果的には、江月の方の水仙ロードの方もかなりもう荒れてきちゃって、観光客も見ていると少なくなっているように思います。したがって、それともう一つ、大崩水仙郷ですね。それも今お客さんを見るとかなり減ってきている中で、結果としては、佐久間ダムの方にね、お客さんがかなり向いているような気がします。そういう中ではですね、後でまた申し上げますけれども、これからそういうものを見栄えのするような取り組みということも非常に重要になると思いますので、これはよろしく願いして、次に進みたいと思います。

先ほど町長の答弁では、福島の花見山公園を目指して、多彩な種類の花木の植栽に力を入れているとのことでした。なお課長の方に、前回の令和3年度の決算等の時にですね、その説明ではもう植えるところがないから、1万9000本の植栽に対して補植をしながら、今植えてある桜を中心に管理をしていくというような説明を課長から受けました。しかし今の話の中で、花見山を目指すということはどういうことでこれから取り組んでいくのか、その辺についてね、お伺いしたいと思います。

**○議長（鈴木辰也）**

地域振興課長。

**○地域振興課長（安田隆博）**

渡邊議員の方からお話のあったその花見山の件についてちょっとお話しますと、現在たくさんの方々が訪れている、その福島屈指の観光名所であるその花見山という公園については、元々ですね、花木を育てている花農家の集落があった場所で、その一帯を花見山と申し上げて、本来はそこに観光客や一般の人たちが見に来る場所ではございませんでした。これご存知かと思います。花農家だった阿部という、阿部氏というご家族の方々がですね、70年の歳月をかけてですね、試行錯誤を繰り返しながら、開拓をし、自然の花の美しさをみんなに見てもらいたいと、そんな園主の思いから個人の土地を公園として一般開放している場所が現在の花見山公園ということで聞いております。議員もご存知の通りですね、春になるとたくさんの花が咲いて、花々が一斉に咲き揃った様については、桃源郷そのもののような感じだと思います。長い歳月をかけてですね、1人の園主の方が始めていただいたその事業であるという、その驚きに加えてですね、その活動がボランティア等の活動に加わり、現在は地域資源として大切に皆さんに守られ、地域の誇りに繋がる様が観光客の心を魅了するゆえんであると考えております。町としましては、その花見山の景観のイメージだけではなくてですね、関係者と共有するとともに、花見山公園のような成り立ちを手本として、花木の地域資源を後世に引き継ぐ取り組みとして、この佐久間ダムを目指しているところでございます。花見山も現在に至るまで70年の歳月を経て、おそらく試行錯誤を繰り返し、現在の姿に至っていると想像します。佐久間ダムも長期的な視点で、都度皆さんで工夫を凝らしながら地域の誇りに繋がるような取り組みになればというそういう思いで実施している事業でございます。

**○議長（鈴木辰也）**

再質問は。渡邊信廣議員。

**○7番（渡邊信廣）**

今課長からありましたようにね、花見山公園というのは、阿部さんという、阿部一郎さんという方がね、あそこを開放するというので、あそこは15人の、生け花の方、生け花をやっている農家の方々、専門職ですよ、専門家の方ですよ、ああいう方々が5ヘクタールの、見栄えのするっていうか、いろんな花木が植えてあるわけで、それが

結果的にかなり好評を得てというか、花見山公園として阿部さんがそこを公園としてかなり観光でということになっているわけですが、これはかなりプロが入っている。専門家の集まりなんですよ。そういう意味で、今いろんな課長からあったけども、今見ていると1万9千本をね、今まで管理していくんだと。しかし、今の話で聞いていくと花見山を見習ってというようなことにも聞こえますけども、今後佐久間ダムを、植栽を1万9千本、今まで植えてあるものだけを今度は管理していくというのは、もう植えるところがないんだと。従って今の植えてあるものを補植をしながらやっていくんだというような形は、これは変わらないんですかね。

**○議長（鈴木辰也）**

地域振興課長。

**○地域振興課長（安田隆博）**

先の台風によりまして、桜の枝もですね、折れてしまっているものもございまして、育ちの悪いものもございまして。そういうものを含めて、現在のエリアの中で上手に植えていくというふうな思いでございまして。加えて町長答弁にもありました通り、場合によっては植栽エリアであるとか駐車場エリアを広げていくという考えを捨てたわけではございませんので、その辺はご理解いただきたいと思っております。

**○議長（鈴木辰也）**

再質問は。渡邊信廣議員。

**○7番（渡邊信廣）**

その辺はまあわかりました。その次にですね、何回も要望しておりますけども、ボランティア団体の意見ってのは非常に重要だと私も思っています。まあ、花見山に行ったということですからわかると思っておりますけども、目指す花見山公園と比較したときにね、私が見る限りでは、かなりまばらだなというふうに思っています。佐久間ダムを見たときにね。ですから、今までもランドデザインをしっかりとしなさいよということを申し上げてきましたけど、いまだにそれは実行されていない。そういう中で、私が思うにはね、花見山と言っても、結果は春がメインなんですよ。3月から5月、がメインです。私が思う花の観光というのは、春か秋だというふうに思っているんですけども、そういう中においてね、やっぱりプロの意見を入れたデザイン、まばらと言いましたけども、まあ素人でもその四季の、それぞれの時期の写真をしっかりと全体を押さえていくと、ここに何を、色を入れなきゃいけないのか、そういうものがはっきりとわかってくると思います。だから、決してお金をかけるという意味ではない。そういう自分たちでも、また、プロの力ということも非常に重要だと思っておりますけども、たまたまこの間話をした中で、地元にもプロの方で、実際にはもう仕事を辞められる方もいらっしゃるわけです。ですから、そういう方の力も借りながらね、あそこを一流にしていくというような、要するにデザインをしっかりと、これから佐久間ダムを一大拠点にしていくというよう

なやり方が私は重要だと思っていますけども、その辺について、ランドデザインをしっかりとするということについてね、どんなふうに町として考えていらっしゃるのか、お聞きします。

**○議長（鈴木辰也）**

地域振興課長。

**○地域振興課長（安田隆博）**

当初計画から時も経ちまして、既存の施設の維持管理、まあ全体的な見直しを行う時期に来ているのではないかという、そういう議員のご指摘も理解はできます。現在のところですね、ダムの周辺施設の全体的な計画の見直しは行う予定はございませんけれども、日頃の管理をしてくださっている、先ほどもお話が出た地元の皆様とともにですね、加えて地域にもっと専門的な知識を持った方がいるのであれば、その方々にお話を聞くというスタンスはうちの方にはあると思っています。必要とあればですね、議員のご紹介いただける方々にですね、お話を聞きながら、都度工夫を加えて維持管理をしていくという思いでございます。

**○議長（鈴木辰也）**

渡邊信廣議員。

**○7番（渡邊信廣）**

デザインをしっかりとするというのは非常に大事なことだと思っていますのでね。今課長が言われたように、これからこういうプロの力というのを借りながらね、実施をしていただきたいと思っています。日本花の会という組織にもね、予算上見れば7万7千円ぐらいの予算が組まれていますけども、その花の会から来るつつたつてなかなかね、何回も何回も来れるわけではないと思います。したがってやっぱそういう地元のそういう優れた方々を利用することで、佐久間ダムをね、これからしっかりとデザインを作って、多くのお客さんが来るように作っていただくことを要望したいと思います。

次に入ります。これもですね、前回要望しておりますけども、公園としての要望をしてまいりました。答弁では、既存の施設の補修を中心に実施とのことですがけれども、今後の補助事業も視野に入れながら、将来計画、これは私が思うに、当然さっき答弁のあった遊歩道や駐車場というのも非常に重要だと思っていますけども。さらに私が考えることですよ、野外ステージだったりとか、あるいは子どものための滑り台だったりとか、あるいはキャンプ場をもうちょっと整備するとか、あるいはあそこの2.5キロのランニングコースとしての整備だとか。街路灯の整備というようなものも、かなりあるんじゃないかなというふうに思っています。従ってそういう計画を明確にして、事業を実施していくことが、計画的な財政投資として重要なことではないかなというふうに思うわけですけども。今の答弁に対してね、私はちょっと若干違うんじゃないかなと思いますけども、その辺の方、計画的な将来計画をしっかりと立てることについて、いかがか伺い

たいと思います。

**○議長（鈴木辰也）**

地域振興課長。

**○地域振興課長（安田隆博）**

答弁の方でもありましたけれども、既存の施設を中心として補修を行っていくという考え方は、現在の考え方でございます。それと全体見直しとなりますと、千葉県との協議など、具体的な計画策定に係る費用、またその後の新たなハード整備にかかる工事費用などの捻出により、財政措置も想定されますので、これは私どもだけではちょっと検討はできないのかなというふうに考えております。財政サイドのご意見も必要かなというふうに考えております。ただ今後必要であればですね、先ほど言いましたように、他の事業とのバランスを考えながら、その優先度など加味しまして、次の佐久間ダムの次期計画のようなものを策定する時期は今後あると想定されます。

**○議長（鈴木辰也）**

渡邊信廣議員。

**○7番（渡邊信廣）**

私が言っているのはね、今後あるんじゃないかって、これから財政、効率的な財政投資をする上では、今から計画をしっかりと作って、それでその財政需要に合わせた取り組みをするという意味ではやっぱり計画というのをしっかりと立てておく必要があるんじゃないかなということです。1軒の家も同じだと思うんですよ。そういう意味での取り組みを町としてしろと、した方がいいんじゃないですかということを行っていますけども、それについて再度いかがですか。

**○議長（鈴木辰也）**

地域振興課長。

**○地域振興課長（安田隆博）**

優先順位などを見極めまして、適切な時期に検討してまいります。

**○議長（鈴木辰也）**

再質問は。渡邊信廣議員。

**○7番（渡邊信廣）**

はい、それはね、適切な時期じゃなくて、早くそのものを立てて、これから佐久間ダムが一流になれるようにね。これから計画をしっかりと立てることを、これ、計画ってそんなお金かけるってことじゃないですよ。これからこんなことやっていくあんなことやっていくってことを、それを図面上に落としたりとかして、それを今後予算は、今度には財政上の問題が絡んできますので、あとは優先順位があるでしょうけども、そういうものをしっかりと作っておけば、これから予算計上というのも非常に楽になる。何も見えないでやってもしょうがないわけですから、そういうのをしっかりとしろということでこ

れはお願いをしたいと思います。

次にですね、2点目の、拠点となるべき保田川の桜の今後の取り組みについてということでございます。まず保田川の桜については、平成12年当時、100万人を超えた観光客で賑わう河津町の桜を視察して、実施をしたものであります。地元のボランティアの方々が竹を切り、支柱を作り、町と一緒に植栽をし、20年が過ぎました。河津町には850本、鋸南町は650本が植栽をされています。台風以前には地元竹灯籠まつり実行委員会の皆さんによる灯籠まつりが行われて、非常に盛大であった。そして観光客による保田小学校への経済効果は非常に大きいものがあったというふうに私は思っています。しかし、台風被害等不可抗力あるものの、今の町長の答弁を聞いていると、職員が4名いるにもかかわらず、取り組みが非常に消極的だというふうに思っております。まず、当町が手本にした河津町ですけれども、コロナ禍においても新聞やニュース等で取り上げておりましたけれども、今年は90万人を超える観光客で賑わっているのをテレビで見たことがあります。そして、河津町の経済効果というのは、河津町自体で、これネットで見たことですが、27億円。そして伊豆全体に及ぼす経済効果の影響力というのは200億を超えるというようなことが、ネットで、さっき言いましたが、ネットで見ました。皆さん見たかどうかわかりませんが、これすごいことですよね。これ町長もずっと取り組んできた、これが本当に成功したらすごいことだと思います。当時はですよ、河津町から、鋸南町は大きなライバルになるんじゃないかということをおそれられていたということです。これは今見ると非常に残念に思っています。そこで質問ですけれども、答弁を聞いていて、消極的だというのはね。除草や竹の伐竹について、県に要請とか、県の指示に仰ぐということで、保田川を拠点にするためのことですが、保田川を拠点にするための、県にこれ相談したことがございますか。その点について伺います。

#### ○議長（鈴木辰也）

地域振興課長。

#### ○地域振興課長（安田隆博）

河川に関する窓口については建設水道課の方で担っておりますが、毎年県に要請は出していると聞いております。実施場所についてはですね、これはまた堆積土とか伐竹とかそれらを含めてでございます。実施場所については地域振興課および建設水道課において優先度の高い場所を選定し、要望をしております。ちなみに令和4年度ですね、要請に関しては、保田地区の大帷子においてですね、除草を2ヶ所、伐竹を1ヶ所実施しております。勝山地区の竜島でも、1ヶ所の伐竹が実施されたというお話を聞いております。県の維持管理については、今まで堆積土と除草を中心に実施されておりましたけれども、最近はですね、竹の繁茂も著しいことですので、伐竹も含めて実施するよう県の方針も変わっているようでございます。以上です。

**○議長（鈴木辰也）**

渡邊信廣議員。

**○7番（渡邊信廣）**

課長からね、担当課が違うというような話ですけども、保田川の桜をやっているのは地域振興課だと思います。こういうちっちゃい町の中で大きな行政の言い方じゃなくて小回りが利くのがこの鋸南町のいいところだと思います。その中において、自分の課で県に行って確認するというのが一番基本じゃないですか。私も実はね、自分がやったこともあるから、県の企画調整課に行ってきました。そうしましたらね。県の方ではなかなか2級河川、県の管理といえどもなかなか管理ができなくて、それはボランティアを含めて皆さんにやっていただければ大変ありがたいと、ということが県の方の結論です。ただ、できれば電話を1本ください。様式はありませんけども、企画調整課と、それから管理課との話の中では、できれば簡単な作業を予定とか、日数とか、そういうものを報告していただければありがたいというのがね、県の考え方ですので。その辺をね、消極的というのはそういうことを言っているわけです。まず自分から、あれだけのものを作ってある中で、河津町のことも多分ご存知だと思います。そういうためにして、そういうふうにしていくということが、町として非常に大事だなと思っているわけですから。それからこれからですね、そういう取り組みをしていただけて、やっていただければ、もっともっといい保田川になります。さっき言いましたけどね、河津町が脅威に思っていた。そういうようなところになれるわけですから、これはこれ以上言いませんけども。やっていただければと思います。

次に行きます。そこで、今回は、前回というか河津町と違うのはね、あそこは関東ローム層、こっちは重粘土なんですね。従って、かなり管理がこっちは大変なことは事実です。しかし手をかけてあげればかなりの名所になれる。それについては、今も課長の説明では、そのだめになったものは補植、幼木を植えていくんだということだ。本当前回見て、ちぐはぐじゃね、桜並木になれないんですよ。観光というのは、光を見るんです、ものだと私は思っています。したがって、あそこを揃った桜並木にしていくことが河津町に、河津町にですよ、引けをとらない観光地になれると思っていますので、これからもですね、そういう取り組みをしていただきたい。それについては佐久間ダムでも言ったように、ある程度知識のある方。そういう方がやっぱりついていかないと。ついていないと。やっぱり桜の植生だとか、それぞれ性格も違うわけですよ、性質も。ですがそういうのを見極めながら、これから植栽していくことが重要であろうというふうに思いますので、それをやっていただければと思いますけども、今私の言っていることについて、何かあればお願いします。

**○議長（鈴木辰也）**

地域振興課長。



### ○地域振興課長（安田隆博）

ご指摘ありがとうございます。当町というか、基本的なスタンスをお話ししますと、本来河川機能を維持する目的の県管理施設であるということは、議員もご承知だと思います。今後管理に取り組んでいきますけれども、保田川は河川護岸、この幅が狭く、急斜面であるため、護岸の機能も保全が第1優先だというふうに考えておりますので、その点をご理解いただきたいと思います。

### ○議長（鈴木辰也）

渡邊信廣議員。

### ○7番（渡邊信廣）

当然河川のことが第1番。それで今、桜についてはね。河川の占用物になります。あれは後出しになりましたけども、結果として新聞で叩かれた後に申請をして占用許可を取って植えてきた経緯があります。今回も、例えば植えるについては、当然県と協議が必要になりますので、それをすることによって植栽というのは可能になりますので、その辺もですね、県の企画調整課の方に行って、また話をさせていただいて、その辺の見栄えのする植栽についても、これから県とよく話し合っていて、やっていただければと思っています。ハイウォーターレベルよりも上に植えてありますから、当然その辺のことも含めてですね、県とよく協議をさせていただいて、今後の取り組みをお願いをして、この件について終わりたいと思います。

続いてですね、3点目の、観光協会、観光案内所の集約についてでありますけれども、答弁を聞いていると、国内の状況もいいんですけども、それよりも現実の案内所の状況把握が重要だと思っています。まず観光協会について、だいぶ前から指摘をしておりますけども、町から補助金を出している団体であり、行革の観点からも、時代に合った組織改革、指導が必要ではないか。そこで質問ですけども、案内所の利用者数はそれぞれのくらいか。また勝山の案内所は週何回、何日営業しているのか、そこについてお聞きしたいと思います。

### ○議長（鈴木辰也）

地域振興課長。

### ○地域振興課長（安田隆博）

案内所の来場者数について、回答しますけれども、まず勝山の案内所はですね、集計していないということでした。保田の案内所の来場者数の集計を申し上げますと、平成30年が3万1085人。令和元年、これが2万8035人。令和2年、これが1万9585人。令和3年は1万3425人。で、令和4年が、これすいません、ごめんなさい全て年です。年度じゃなくて年です。1万5595人で、令和5年の2月までが5910という現状でありました。それと案内所の開設状況ですけれども、一応保田と勝山両方申し上げますと、保田の案内所については週6、火曜日定休。年末年始に関しては、

31日と1日が休館。それと水仙まつり期間については無休で営業しているということです。これが12月の10日から2月の5日までですね。勝山の案内所につきましては、週3、基本火曜日、金曜日、月曜日で、年末年始は28日から1月の3日まで休館。現状としてはそういう状況でございます。

**○議長（鈴木辰也）**

渡邊信廣議員。

**○7番（渡邊信廣）**

今の話を聞きますとね、前から言っているように、勝山の観光案内所ってのが、今のその夏の観光も含めて、もうこれは要らないんじゃない、これを民間委託をしてもいいんじゃないですかってことを前々から言っているわけですけども。今後検討するようなね、話ですけども、これは行革の観点からということもさっき申し上げました。これは町が補助金を出している団体ですよ。そういう意味では、時代に合ったやり方にすぐ変えていくというのがこれから非常に重要なことだと思いますので、これはいち早くですね、これは私が思うことですよ。観光案内所は大事です。これから道の駅との連携を図る意味では非常に重要なことだと思っていますし、これから日本寺の方も、これから復興1300年祭だとかも行われる、日本遺産にも多分なるだろう。それも含めては保田の案内所というのは非常に重要になってくると思いますので、今後の効果的な観光案内所のあり方というのを十分検討していただいて、私の言っていることも含めてですね、早く検討していただいて、実施をしていただきたい。できれば、やっぱり今はホームページだとか、SNSだとか、そういうものを使える人たちが非常に重要になると思いますので、その辺の取り組みをしていただくことを要望して、次に行きます。

時間がないんで飛ばします。

それではですね、移住定住に向けての今後の取り組みについてということで、日本寺の取り組みというのは、これは飛ばします。

人口に歯止めをかける意味でも、国県の助成制度を最大限活用することは非常に、町長の答弁にもありましたけども、重要なことだと思っています。なお子育て支援については、給食費の無償化や、今回提案されている18歳までの医療費の無償化に伴い、個人負担はゼロと、これはですね、近隣市に先駆けた取り組みで素晴らしい、これは取り組みだというふうに私は思っています。なお、移住定住に対する受け皿の取り組みがですね、前々から言っていますけども、不十分だなというふうに思っております。そこでですね、各部署が連携しながら、豊富な地域資源を最大限活かし、独自性のある支援メニューの充実を図るということは、どういう取り組みなのか、まずそこら辺について伺いたいと思います。

**○議長（鈴木辰也）**

地域振興課長。

**○地域振興課長（安田隆博）**

まず南房総という都心に近いこの地理的優位性は、表に出すべきだと思っております。それと温暖な気候であるとか、風光明媚な景観であるとか、観光資源であるとか、農漁業、あと道の駅保田小学校、有名になりましたので、これらを当方の持ち合わせる地域資源を駆使して、アイデアある支援メニューの充実を図っていきたいという思いでございます。

**○議長（鈴木辰也）**

渡邊信廣議員。

**○7番（渡邊信廣）**

これはまだまだ具体的な内容がですね、詰められていないので、早く、これどうしたらいいんだ、ああしたらいいんだらうかということで、町の中でも、少子化対策についての、人口減少に対する対策についての委員会を作っていますよね。そういう中でいろんなことが出ると思います。いずれにしても具体案を出して、早く取り組みをすることが、鋸南町については人口減少に歯止めをかけるということになると思いますので、これはよろしく願いをして、これ要望といたします。

次に、移住定住を推進する上で受け皿として、前回質問をした、非常に有効だとされております、お試し居住、これについて、保田小学校の宿泊棟の活用について、これ前回質問しましたけども、どうなっているのかお伺いしたいと思います。

**○議長（鈴木辰也）**

地域振興課長。

**○地域振興課長（安田隆博）**

前回12月議会におきまして、議員からご指摘ございました、保田小での宿泊施設を利用したお試し居住が有効に活用できるんじゃないかというご意見ありましたので、早速ですね、保田小学校の駅長とも話をしております。現在、平日に関しては20%稼働ということで、休日と比較いたしますと若干低いという状況なので、それも含めて稼働率を上げることが課題でもありました。その課題を、例えばこういう閑散期などを利用して、お試し居住をするメニューでカバーできないかというふうな話をしております。今年度、今年度というか令和5年度にですね、実施できるように、ちょっとチャレンジしてみようかなというふうに考えております。その他また、インバウンドも佳境になってくる想定もありますので、例えば加えて外人さん向けの長期滞在のプランとか、そういうのも視野に入れてですね、検討してみようということで現在進んでいる最中でございます。

**○議長（鈴木辰也）**

渡邊信廣議員。

## ○7番（渡邊信廣）

課長に申し上げ、言った通りね、早くね、この辺については重要なことですから、取り組んでいただくことをお願いをしたいと思います。

これ最後になりますけどね、他市に先駆けた子育ての支援に対する取り組みというのは、先ほども申し上げましたけども、素晴らしい取り組みだと私は思っています。できれば、人口減少に歯止めをかけるためにも、子育て支援推進宣言の町というようなものをね、宣言していただくことも重要だなというふうに思っています。我々の時代にですね、これは厚海町長の時代なんですけども、町民の健康づくりと環境美化推進宣言の町を玄関の右側に大きく表示をしてですね、健康まつりやったり、健康カレンダー作ったり、あるいは歩け歩けコース作ったり、3時の体操をチャイムで流したりとか、いろんなことをやってきましたけども、健康はですね、非常に重要なことだと思っておりますけども、時代に合った取り組みとして、町長が一生懸命やってらっしゃる、子育てというのはですね、非常に大事なことだと思っております。これが人口減少に歯止めをかけることにもなるだろうと思っております。そういう意味では、子育て応援推進宣言の町を宣言して、そこにまた貼り出すことも重要なことだと思っておりますので、要望して、これは要望して終わります。

いろいろ申し上げましたけども、私が申し上げたことを真摯に受け止めていただければ幸いに思っています。前回も言いましたけども、ちっちゃくてもキラリと光る町。そして今付け加えることは、行ってみたい町、住んでみたい町、住んでよかった町を目指して、これからも取り組んでいただくことをお願い申し上げまして、私の、議会最後の一般質問とさせていただきます。今日はありがとうございました。

## ○議長（鈴木辰也）

以上で、渡邊信廣議員の質問を終了します。

ここで午後1時30分まで休憩します。

なお、鋸南町表彰式が、午後1時15分から議場で行われます。

時間前にご参集願います。

…………… 休 憩 ・ 午前 1 時 5 6 分 ……………  
…………… 再 開 ・ 午後 1 時 3 0 分 ……………

## ◎一般質問

### ◎1番 笹生あすか

## ○議長（鈴木辰也）

休憩を解いて会議を再開します。1番、笹生あすか議員の質問を許します。1番、笹生あすか議員。

[ベルが鳴る]

## ○1番（笹生あすか）

移動手段の確保について、生理の貧困についての2件の質問をします。

1件目は移動手段の確保についてです。

昨年末から日本共産党鋸南支部として、町内にお住まいの方に向けて、新聞折り込みとインターネットによるアンケート調査を行っています。その中の困りごとの一番が、移動手段の確保についてです。買い物や通院などへの移動について、今は車を運転できているけれど、近い将来、移動手段はどうしたら良いのかなど、不安の声が多く寄せられています。また、町民の方々からお話を伺う中でも、高齢ドライバーによる事故は後を絶たないことから、免許を返納することも考えているが、足がないことで、なかなか返納する選択ができないなど相談を受けることも多いです。近隣市では、買い物支援に特化した乗り合いサービスや乗り合いタクシー事業の実証運行中です。以前の一般質問で、移動困難者への支援について質問した際、循環バスと乗り合いタクシー、両方を町が持つことは困難との答弁がありました。そこで4点質問します。

- 1、地域公共交通の現状と課題を町はどう掴んでいるか。
  - 2、移動困難者の支援について町はどう計画し実行しているか。
  - 3、高齢者運転免許証自主返納支援事業の実施状況はどうか。
  - 4、循環バスの運行について、ルートや時刻などの見直しが必要だと考えるがどうか。
- 2件目は生理の貧困についてです。

コロナ禍で、日本でも生理の貧困が話題になり、全国各地で様々な取り組みが広がっています。生理の貧困は、生理用品が買えないということだけを意味しているわけではありません。生理の貧困とは、アメリカ医学女性協会によれば、生理のための衛生用品や教育、衛生施設、そして廃棄方法に対して十分にアクセスできない状態のこととされています。貧困と聞くと、経済的な面のみを捉えられがちですが、この問題は経済面だけではなく、心身の健康にも大きな影響が出て、人としての尊厳や人権に大きく関わることとされています。都立学校や千葉県立学校では、トイレへの生理用品の設置がされており、急に生理になってしまったときに保健室にもらいに行かなくてもあつて助かるなどの声が多く、設置を続けて、トイレットペーパーと同じように当たり前になってほしいと運動が広がっています。近隣市ですと、袖ヶ浦市、君津市など、学校トイレに生理用品の設置がされていますが、安房地域では、鴨川市で小中学校トイレへの生理用品設置の実証実験が行われました。そこで2点質問します。

- 1、厚生労働省が、生理の貧困が女性の心身の健康等に及ぼす影響に関する調査の結果

を公表したが、その内容をどう受け止めているか。

2、一昨年、昨年と生理の貧困について質問してきたが、その後の状況はどうか。

以上で1回目の質問は終わります。

### ○議長（鈴木辰也）

笹生あすか議員の質問について、町長から答弁を願います。白石治和町長。

〔町長 白石治和 登壇〕

### ○町長（白石治和）

笹生あすか議員の一般質問に答弁をいたします。

1 件目の、移動手段の確保についてお答えをいたします。全国的に高齢化や少子化を背景に医療機関への通院、スーパーなどへの買い物や通学のため、暮らしに欠かせない公共交通インフラに対する社会的ニーズが高まっております。また、車社会の地方でも、ハンドルを握ることを諦める高齢者は多くなっており、免許返納で高齢者の交通事故比率の低下が期待できる反面、行動の制約を受けやすくなるため、特に中山間地と市街地を結ぶ公共交通の社会的重要性が高まってきております。しかしながら、利用者の減による採算悪化や運転手の確保難などを原因とした路線縮小や減便が進んでおります。近年では、路線の廃止など、交通空白地域や交通不便地域、在来の公共交通の便に恵まれない交通過疎地域の拡大が問題視されております。

ご質問の1点目の、地域公共交通の現状と課題を町はどう掴んでいるかについてでございますが、令和2年3月に実施をいたしました、鋸南町まちづくりアンケート調査では、満足度と重要度の相関から見た優先度が最も高い項目として、交通基盤の充実が挙げられております。また本町における65歳以上の高齢者の割合は、令和2年国勢調査では48.1%でございますが、今後も高齢者割合は増加をすると予測をされ、自動車を運転できない高齢者も増加をすると想定をされます。さらに、地域に点在をしていた日用品を扱う店舗が年々減少し、周辺地域で簡単に買い物ができない状況でございます。このような状況から、買い物など日常の交通手段における自動車利用の割合は高く、また来訪者の多くがマイカー利用者であるなど、町内外の移動は自動車に依存しており、自動車を使わない世帯や高齢者の生活利便性が低く、今後の高齢化の進行を踏まえ、公共交通における問題が深刻化することを懸念をしております。本町の公共交通の現状は鉄道が1路線、民間路線バスが1ルート、民間タクシー、鋸南町社会福祉協議会が運行をする福祉有償運送、鋸南町循環バスが2ルートでございます。その中でも、町内での公共交通の主軸となっている鋸南町循環バスは、停留所に行けば時刻表に定められたバスに乗ることができ、また一定の人数を送迎できるなど、町内の日常生活支援と来訪者の観光目的での利用が可能であることから、平成13年1月より町営で運行を開始いたしました。しかしながら、平成25年度には1万1969人の御利用がございましたが、令和3年度では6445人と46.2%減少をしております。人口減少に加え、バス停まで歩行することが困難な高齢者が増

加をしていることも、利用者減少の要因の一つであり、社会的なニーズの変化が生じてきているとの認識から、新たな公共交通の手法として、令和5年度にデマンド交通の実証運行を行うことといたしました。デマンド交通は、AIの活用により最適な運行ルートなど、配車情報を通信できることなどからメリットがございますが、一方で、事前予約が必要なため利用に抵抗を感じる、予約が入った件数によって指定された時間通りに送迎できないことがあるなどのデメリットもあると聞いております。実証運行の結果を踏まえまして、今後の公共交通のあり方について検討を進めてまいります。複数の異なった交通手段を並行をして運行することになりますと、経常的経費となり、将来の財政負担となるため、費用対効果を含め総合的に判断をし、町民ニーズに可能な限り応えられる公共交通のあり方についてさらなる検討を行ってまいります。

ご質問の2点目の、移動困難者の支援について、町はどう計画をし実行しているかについてでございますが、移動困難者とは、1人では公共交通機関を利用することが困難な人や公共交通の利用不便により移動に制約のある人となっており、要介護状態の高齢者、身体や視覚障害のある方、妊婦など、1人だけでは自立で外出をすることや公共交通機関などを利用することに困難を抱えている町民がいらっしゃることも認識しております。町内にはタクシー会社に福祉車両が1台配備されている他、訪問看護事業者2社では福祉限定車両3台と自家用許可車両3台が配備されており、主に高齢者の要介護認定者に対して、ヘルパーによる介護保険の通院など乗降介助に伴うサービスが行われております。また、鋸南町社会福祉協議会では、車椅子のまま乗れるものや、助手席が回転して障害のある方でも楽に乗り降りできる福祉車両を使って、バスや電車などの公共交通機関を1人で利用することが困難な高齢者や障害をお持ちの方の移動を支援する福祉有償運送サービスを、道路運送法第79条の許可をいただいて行っております。低料金で安心して利用できる交通手段として繰り返し利用される方も多く、高い水準の利用率と伺っております。さらに町では身体障害者手帳1級、2級および療育手帳をお持ちの一部の方を対象に、福祉タクシー券を1人当たり年間24枚交付をするなど、官民連携して移動困難者への支援を行っております。地域共生社会の実現に向けて、地域福祉を進めるため、令和4年3月に策定をされた地域福祉計画、地域福祉活動計画では、福祉有償運送事業の運転ボランティア養成、認知度を評価指数としておりますので、ボランティアや支え手としての人材発掘などを行い、支援が必要な人が制度を利用できるように、幅広く周知を行っていくなど関係機関と連携をして進めてまいります。

ご質問の3点目の高齢者運転免許証自主返納支援事業の実施状況はどうかについてでございますが、館山警察署管内の高齢者免許返納者数は、令和2年が430名。令和3年が471名。令和4年が413名となっております。そのうち本町の方は、令和2年が13名、令和3年が31名、令和4年が27名となっております。本町でも高齢者運転免許証自主返納支援事業として、65歳以上の返納者で、返納から6ヶ月以内に申請をしてい

ただきますと、鋸南町循環バスの回数乗車券を交付をしておりますが、令和2年度が6名、令和3年度が7名、令和4年度は8名となっております。返納者に対して交付実績が少なくなっておりますが、地域特性により違いも生じてまいりますので、支援が必要な方に支援が届かないことがないように、引き続き制度の周知に努めてまいります。また県内34市町村をはじめ、鉄道、路線バス、タクシー、支援措置協賛企業などにより、日常生活における公共交通機関の運賃や、物品代金の割引等の各種サービスなどを行っておりますので、他自治体の事例も参考に、支援の充実に向けて研究をしております。

ご質問の4点目の、循環バスの運行について、ルートや時刻などの見直しが必要だと考えるかどうかについてであります。鋸南町循環バスは運行事業者と委託契約をしております。地元からの要望や乗客からの苦情など、運行内容に関わることは随時協議を行っております。町内外の皆様から港通りを通って、海岸線を北上し、大六の国道へ回るルートや、南房総市にある富楽里や、富津市金谷にあるフェリーまでの延伸など、ルートに関する要望をいただいております。しかしながら、コミュニティバスは時間の正確性、運行経路の安全性を確保することが求められ、幅員など道路の整備状況を考慮する必要があります。また、民間の交通事業者の営業に大きな影響を与えないことなど、様々な制約がございます。なお、町外への運行の延伸に関しては、近隣市からの正式な要請等はなく、また今後の町民の皆様の高速バス利用に関しては、都市交流施設での乗降を推進をしていきたいと考えております。時刻表の改正については、令和3年4月に鉄道の時刻改正に伴って実施をしておりますが、大きな時刻改正がなければ、頻りに時刻表を変更することは利用者の混乱を招くことから、数年は改正を行っておりません。なお、本年4月からは観光地化した佐久間ダムへの利用が高まっていることを踏まえ、佐久間ダム入り口を経由する運行ルートに変更を行います。本町のバス運行は、町内者と来訪者の利用を目的としていることから、町内循環を基本としているために、増便は容易ではなく、便数やルートを変更する際には、運行の空白地域を広げることにもなりかねません。またバスの車庫の関係から運行の規定を変更するには、新たな施設整備等も必要となります。運行ルートや時刻の改正に関しましては、町内の経済社会構造の変化に応じ、適切に対応して参ります。また、今回の実証運行の結果を検証し、将来に向けた交通手段に関しましても検討を図ってまいります。

2件目の生理の貧困についてお答えをいたします。

ご質問の1点目、厚生労働省が生理の貧困が女性の心身の健康等に及ぼす影響に関する調査の結果を公表したが、その内容をどう受け止めているかについてであります。長引くコロナ禍で、経済的な理由から生理用品の購入ができないなど、社会問題となり、厚生労働省では、令和4年2月に全国的な実態調査が行われました。その結果、公表を受け、自治体等では生理用品の無償配布など直接的な支援を行っていますが、物質的な問題ではなく、女性の精神面や社会生活の影響など様々な問題があり、問題解決には課題が多いと



認識をしております。

ご質問の2点目の、一昨年、昨年と生理の貧困について質問してきたが、その後の状況はどうかについてでございますが、令和3年第3回議会定例会、令和4年第2回議会定例会において議員からの一般質問での答弁では、小中学校ともに、保健室で常備し、随時配布をすることで対応に支障がないと報告を受けていると答弁をいたしました。その時点では、学校からはいじめ問題に波及しないか、手渡しすることで、子どもたちの健康状況を把握できる、の理由の他、単に用品を都合よく受け取れるのが良いものかなど、熟考した上で判断とのことでした。改めて、各校の現在の状況を確認をしたところ、中学校では生理はトイレに入って急に気づくこともあることから、令和4年9月から緊急用として女子トイレに設置をしたそうですが、設置後も、衛生面、生活面等のトラブルがないことから、当面は設置をしていくとのことでございます。小学校では保健室での配布に変更はありません。子どもたちは、忘れたなどの理由で保健室にもらいに來たり、保護者から心配の電話があったりすることから、現状のままで問題はないと感じているとのことでもあります。思春期で特に身体の成長も著しい小中学生は、保護者の皆様が学校に送り出したあと自分のお子さんがどうしているか心配されることもあると思います。学校では保健・性教育の授業を行っており、個人面談の機会もありますので、児童生徒へは生理は恥ずかしいことではなく、普通のことで、困ったときには保健室や周りにいる先生方が支援をしてくれるという安心感を与えられるように、一人一人に寄り添える体制を作っていきたいと考えております。

以上で笹生あすか議員の一般質問に対する答弁といたします。よろしく申し上げます。

**○議長（鈴木辰也）**

笹生あすか議員、再質問はありますか。笹生あすか議員。

**○1番（笹生あすか）**

それでは1件目の再質問からしたいと思います。デマンド交通の利用について、これから細かく決まっていくかと思うんですけれども、当初予算で出るということで、今現在町が考えていることについて再質問したいと思っています。実証運行の期間は大体どのぐらいを考えられているのでしょうか。

**○議長（鈴木辰也）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（平野幸男）**

はい、ただいまのご質問の中でもございましたが、今般の議会の中で補正予算、それから当初予算に係る予算を計上しておりますので、それらの元となった算出の根拠といえますか、そのことでお答えしたいと思いますけれども、運行の手続きが順調に進みましたらですね、本年10月から来年の3月まで6ヶ月間を予定しております。

**○議長（鈴木辰也）**

再質問は。笹生あすか議員。

**○1番（笹生あすか）**

利用6ヶ月間ということなんですけれども、このデマンド交通を利用する対象者の制限などはあるのでしょうか。例えば町民か否かとか、あと年齢の制限とか、障害の有無とか、そういうものの制限はあるのでしょうか。

**○議長（鈴木辰也）**

総務企画課長

**○総務企画課長（平野幸男）**

はい。こちらですね、現状の運行概要に基づいてお答えしたいと思います。また今後、地域公共交通会議などにおいて、ご意見いただきますので、そういった変更もあるということでご理解いただきたいと思います。まず事前に登録をしていただくことになります。会員登録ですね。登録できる方は鋸南町民の16歳以上。それから利用できる方は会員登録した16歳以上の方、または会員登録した方が同伴する16歳未満の方を想定しています。

**○議長（鈴木辰也）**

再質問は。笹生あすか議員。

**○1番（笹生あすか）**

予約時に事前に会員登録するということの有償運送、福祉有償運送も同じように事前に登録する必要があると思うんですけれども、このデマンド交通の利用の場合、予約をしなくてはならないということで、そのときのサポート、支援というものは、考えはあるのでしょうか。

**○議長（鈴木辰也）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（平野幸男）**

はい。今回、予約、いわゆるその運行の予約ですね、それは事前に登録を済ませていれば、電話あるいはWebで行いますので、比較的容易であるというふうに考えていますけれども、事前の登録に関しては、やはりあの近隣市の状況を伺いますと、十分に周知がされていない。それから、移動困難者の方の登録支援が困難であるといったことがうかがえますので、その点、十分な対応、工夫が必要だと考えています。まだ具体的に定まっておりますけれども、移動困難者への登録支援では、そもそも移動に支障をきたしているわけですから、初期段階では区長さんにはご負担をおかけしますが、区内回覧をしてですね、取りまとめを区長さんをお願いする。それから、その後はですね民間の事業者様にもご協力いただきまして、移動先でも登録ができるような仕組みを整えていくことができればというふうに考えておりますけれども、その点については今後詳細詰めてまいりたいというふ

うに思っております。

**○議長（鈴木辰也）**

再質問は。笹生あすか議員。

**○1番（笹生あすか）**

民間のタクシー会社や社協の福祉有償運送との兼ね合いってというのはどうなのでしょう。

**○議長（鈴木辰也）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（平野幸男）**

はい。町内の民間のタクシー会社につきましてはですね、実証運行を行う方針である旨をですね、お伝えしまして、今回、地域公共交通会議の委員にもですね、ご就任をいただくように依頼をしているところでございます。その際に伺ったときには、特段のご意見ご要望はございませんでしたが、地域公共交通会議の中で、私どもの運行の形態等概要をご説明した中でですね、またご意見等が出される可能性もあるとは思っております。社会福祉協議会についてもですね、同様でありますけども、有償運送に関しては町外利用のニーズが高いということでございますので、今回実証運行、町内に限っておりますので、その点の競合等についてはですね、あまりないのではないかなというふうに考えております。

**○議長（鈴木辰也）**

再質問は。笹生あすか議員。

**○1番（笹生あすか）**

利用の、まだこれから細かいことは決まると思うんですけども、利用時間は大体何時から何時ぐらいまでを町として考えているのでしょうか。

**○議長（鈴木辰也）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（平野幸男）**

はい。こちらと同じく会議等でですね、ご意見いただくこととなると思いますけども、この予算算出する上での基礎としましては、平日の午前9時から午後4時までの運行を想定しております。

**○議長（鈴木辰也）**

再質問は。笹生あすか議員。

**○1番（笹生あすか）**

現在、近隣市では実証運行中だと思うんですけども、その利用状況というのは、町としてもしわかればお願いします。

**○議長（鈴木辰也）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（平野幸男）**

はい、近隣市の状況ですけれども、現在南房総市と館山市の共同運行、それから鴨川市での運行ですね、いずれも自主運行ということなんですけれども、ここへ来て、その実証運行の期間を延長するというような発表がされています。両路線ともにですね、検証が必要とのことから期間を延長するというふうに認識をしております。特に利用状況をですね、公表されていませんので、所期の目標に対して上回っているのか下回っているのかということは把握はできていませんけれども、延長するということですね、やはり本格運行へ移行できる前の段階ということなので、あまり芳しくないのではないかと、私のこれ推測でございます。延長にあたってはですね、利用者の意見を踏まえた運行形態の変更でありますとか、周知不足の改善、それから移動困難者に対する登録支援などを通じて利用促進を図りながら実証運行を継続するといったコメントがございますので、今までの実証運行の改善点を改めて、また期間を延長するといったようなスタンスだというふうに思っております。

**○議長（鈴木辰也）**

再質問は。笹生あすか議員。

**○1番（笹生あすか）**

館山市・南房総市の共同運行で、たまに館山行った際なんかは結構バス見かけるんですけど、見える限りでそんなにすごく満員ってわけではないけど、ポツポツと利用者がいるという印象なんですけど、今先ほど答弁でもありましたけれども、社協の福祉有償運送サービスは町外の利用が多いということでしたが、その利用実績はどのぐらいでしょうか。

**○議長（鈴木辰也）**

保健福祉課長。

**○保健福祉課長（寺本幸弘）**

はい。社会福祉協議会の福祉有償運送につきましては、ホームヘルパーによる要介護認定者に対する介護保険の通院等乗降介助に伴う輸送と、ボランティアによる輸送がございますが、運転ボランティアによるサービスの利用実績についてお答えさせていただきます。令和3年度の実績で、年間の利用者は延べ575人。利用回数は1864回。月平均しますと、利用者は月47.9人、平均ですけれども、利用回数の平均は月155.3回というような利用実績でございます。以上です。

**○議長（鈴木辰也）**

再質問は。笹生あすか議員。

**○1番（笹生あすか）**

社協の福祉有償運送サービスってボランティア、有償ボランティアで成り立っていると思うんですけども、現在何名の方がそれに登録されているのでしょうか。

**○議長（鈴木辰也）**

保健福祉課長。

**○保健福祉課長（寺本幸弘）**

ボランティアの運転手の登録人数は17名ということで、さらに、常時ですね、熱心に活動されている方は、そのうち12名ほどだということでご報告しております。3月5日発行のボランティアだよりで運転ボランティアの募集の方もしておるといふようなことでご報告しております。以上です。

**○議長（鈴木辰也）**

再質問は。笹生あすか議員。

**○1番（笹生あすか）**

この有償ボランティアの運転手さんのなり手がいないということ、以前社協の方から聞いたことがあって、ちょっと以前よりもちょっと、あの常時できる人が増えた印象なんですけれども、できるだけ周知して、ボランティアのなり手を増やしていってくれるように努力されているのはすごくいいことだと思います。先ほど、運転免許証返納事業でありましたとか、あと障害のある方に対する支援の中で、福祉タクシー券の話がありました。一度の乗車に利用できる枚数に制限はあるのでしょうか。

**○議長（鈴木辰也）**

保健福祉課長。

**○保健福祉課長（寺本幸弘）**

福祉タクシー券でございますが、1回の利用につき1枚の利用券が使用できることとしております。福祉タクシーの利用券ですけれども、町長答弁にもありましたように、年間24枚のチケットを申請に基づいて適当であると認めるときに発行しております。

**○議長（鈴木辰也）**

再質問は。笹生あすか議員。

**○1番（笹生あすか）**

これ近隣市などでは、一度に複数枚利用できるように改善するってことをやっている地域もあると聞いていますが、町では、例えばちょっと長距離の移動先になる場合はその制限はわかりませんが、2枚まで使えるなど複数枚一度に利用できるようにする考えはあるのでしょうか。

**○議長（鈴木辰也）**

保健福祉課長。

**○保健福祉課長（寺本幸弘）**

現時点ではですね、特に考えておりませんが、今後要望等があれば検討してまいりたいと思っております。以上です。

**○議長（鈴木辰也）**

再質問は。笹生あすか議員。

**○1番（笹生あすか）**

なかなか移動の手段を確保するのが難しいことは町もしっかりとわかっていることだと思うんですけども、選択肢を増やすっていう意味で、ぜひ複数枚、2枚までとかそういう一度にたくさんというのは難しいかもしれないんですけども、せめて2枚まで使えるとかっていうふうに改善されることを検討していただきたいと思います。

高齢者の運転免許証の自主返納支援事業で、以前一般質問した際に、循環バスの回数券だけではなくて福祉タクシー券の交付も選択できるようにしたらいかがかという質問をしましたら検討してくださるという回答だったんですけども、まだ回数券だけということなので、福祉タクシー券の交付もその人に選択してもらうことができるっていうふうになれば、ちょっと利用促進とかそういうものにも繋がるんじゃないかなと思うんですけども、それはどうでしょうか。

**○議長（鈴木辰也）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（平野幸男）**

はい。福祉タクシー券の交付をですね、返納者にとこのようなことだと思うんですけども、これ私以前ご質問に対して答弁をさせていただいて、予算が伴いますので検討しますというような回答だったかと思いますが、県内の自治体の支援の中にはですね、コミュニティバスと乗り合いタクシーのチケットをですね、配っているというような自治体もございます。鋸南町では、先ほど来、答弁ありました比較的安価な利用できる福祉有償運送制度もございます。返納者への支援については現行の循環バスの利用促進ということも兼ねましてですね、現行通り循環バスの回数券のみとさせていただきたいというふうに考えております。なお町内のタクシー事業者もですね、交通事業者の立場から証明書を提示しますと、運賃の1割をを割り引くというような制度を行っております。こういったことも踏まえましてですね、現行通りの支援とさせていただきたいというふうに思っております。

**○議長（鈴木辰也）**

保健福祉課長。

**○保健福祉課長（寺本幸弘）**

福祉タクシー券につきましてはですね、現在要綱上、重度心身障害者の方がタクシーを利用する場合に料金の一部を助成することで社会参加を促進し、もって福祉の増進を図ることを目的としておりまして、利用対象者につきましても障害の程度を要綱で規定しておりますので、高齢者運転免許証自主返納者を対象に含めて拡大することは、要綱上難しいというふうに考えております。以上です。

**○議長（鈴木辰也）**

再質問は。笹生あすか議員。

**○1番（笹生あすか）**

循環バスが今はあって、その有償、福祉有償運送もあるということで、高齢者の運転免許証自主返納なので、65歳以上の方が対象になるので、そういう福祉有償運送サービスの対象にもなるということで、確かにあるんですけども、お金のかかることなのであれなんですけど、ただちょっと今の、乗り合いタクシーが今後進んでいけばどうなるかわかりませんが、今現在ではちょっとそのバスではちょっとなかなか利用が難しかったりだとか、福祉有償運送サービスでなくて普通のタクシーを利用したいという声もあるので、今後の検討として考えていただけたらと思います。循環バスについてなんですけれども、昨年もちょうといろんな機会があると質問していたんですけども、あの循環バスの停留所の字が薄くなってしまったりだとか、頭のところが取れていてっていう話をして修繕をどこまで進んでるかって質問してきましたが、その修繕は全部のバス停で終了したのでしょうか。

**○議長（鈴木辰也）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（平野幸男）**

はい、町内にはですね、65ヶ所のバス停ございますが、そこにですね、表示のシールを作成しまして職員が貼り終えております。ただ一部ちょっと斜面とかですね、貼りにくい部分があって、裏面が貼れてないというところもあるようですけども、表示はきちんとされているというふうに報告を受けております。

**○議長（鈴木辰也）**

再質問は。笹生あすか議員。

**○1番（笹生あすか）**

これからまだ始まる事業なので、デマンドタクシーの始まる事業なので、まだまだ決まってないこともあるかと思いますが、なるべく、その、多くの方が移動困難にならないような対策を町も考えていると思いますけれども、より利用される方の声を聞いて作って、作成し、いろんな計画を作成して行ってほしいと思っています。

それでは2件目の再質問にいきたいと思います。

1点目の答弁の中で問題解決には課題が多いと認識しているというふうに町長答弁ありましたが、どのような課題があるとの認識でしょうか。

**○議長（鈴木辰也）**

教育課長。

**○教育課長（福原規生）**

はい。厚生労働省の調査の結果を見ますと、生理用品の購入、入手に苦勞されている方、

調査の全体の8.1%ということで、年代別に見ますと、18歳から20歳代の方が多いということでした。まあ大学生世代なのかなという、家を出られて一人暮らしをされている方が多いのかなという印象を持ちました。そして、苦勞されている理由ですが、自分の収入が少ないから、あるいは自分のために使えるお金が少ないから、自分で買うことが恥ずかしい、頼んで買うことが恥ずかしいなど、経済的な面、あるいはですね、精神的な面が困難だという理由として挙げられておりました。そのような中でですね、小中学校の児童生徒、これ私どもの担当になりますが、それらの子どもたちはですね、保護者の管理下において、健康状態を把握すること、あるいはですね、正しい知識を身につけることが必要だと思いました。

**○議長（鈴木辰也）**

再質問は。笹生あすか議員。

**○1番（笹生あすか）**

今、課長の答弁にありましたけれども、そのいろんな課題を、町としてはどのように対策している考えがありますか。

**○議長（鈴木辰也）**

教育課長。

**○教育課長（福原規生）**

はい。町としての対策ということですが、経済的な理由の対策としてはですね、生活保護制度、あるいはですね、1人親家庭の方々が対象となります、児童扶養手当制度がありますので、必要とされている家庭にはその制度を周知してまいりたいと思います。また精神面での対策としてはですね、学校での性教育の中で正しい知識を身につけること、あとですね、困っていることだと自分で言える力をですね、つけることも必要だと考えております。またですね、家庭の中でですね、生理についての会話をすることも、親子で会話することもですね、重要だと考えております。

**○議長（鈴木辰也）**

再質問は。笹生あすか議員。

**○1番（笹生あすか）**

はい。先ほど答弁にもありましたけれども、厚労省の調査では、その十分な生理用品がないために外出を控えたり、重要な試験などを休んだりといった、女性の社会進出に対する機会損失も意味しています。これは精神的な健康状態にも影響していて、生理用品の購入や入手に苦勞したことあるっていう女性は、そうでない女性と比較して、プライベートの予定だけではなくて、家事や育児、介護、学業、仕事などに影響が出ており、精神的な健康状態も悪い傾向にあるということが報告されています。これは本当にあの、個人の問題だけじゃなくて社会問題として取り組んでいく必要があると私は考えます。あの安房の近隣市の状況として、鴨川市で実証実験が昨年末から先月ぐらいまで行われたと思います



けれども、その結果を町は掴んでいますか。

**○議長（鈴木辰也）**

教育課長。

**○教育課長（福原規生）**

はい。鴨川市さんの方にですね、問い合わせさせていただきました。そうしましたらですね、電話に出られた方ですが、今月ですね、そのアンケート調査を実施するとのことでした。したがってまだ結果の方はまとまってないのではと思われます。

**○議長（鈴木辰也）**

再質問は。笹生あすか議員。

**○1番（笹生あすか）**

私の方、鋸南中の先生にですね、直接お話を伺う機会を作ってもらって対応していただきました。生理用品をトイレに設置してから保健室にもらいに来る生徒はいなくなって今はゼロだということでした。利用状況としてみては、やっぱりあの先生が、養護教諭の先生がトイレを巡回した際に無くなっていれば補充したり、あと生徒がトイレ掃除をしたときに、箱の中、大体10個ぐらい入る箱を設置しているそうなんですけれども、その箱の中身がなくなったら生徒が保健室にもらいに来るので、そこに補充して渡すっていう対応をしていると言っていました。答弁の中で1人1人に寄り添える体制を作りたいとありました。先生とか友達に相談できない、いくら性教育をしても、あと、いくらそういう、生理は恥ずかしいことじゃないって言っても、やっぱり恥ずかしいと思う子は実際いるわけで、少数かもしれないんですけれども、その子たちにとって、ましてあの、小学生の場合、小学生の子を持つ親御さんにいろいろ聞き取りを行ったところ、まだ中学年、4年生5年生で大体なる子が増えてくるけれども、まだ生理が来ていないお友達もいたりして、あの相談しにくくて、すごくお友達にも相談しにくくて悩んでいるっていう声も聞いてきました。選択肢を増やすこととして、小学校も保健室以外に、高学年の女子トイレとか、そういうところへのトイレの生理用品の設置が必要だと考えますが、どうでしょうか。

**○議長（鈴木辰也）**

教育課長。

**○教育課長（福原規生）**

はい。小学校でも必要ではということで、ご意見ですが、基本的にはですね、学校の方で決めていただければいいかなと思っておりました。従って町長答弁にもございましたように、中学の方で、そういうのを置き始めたよっていうのも、私どもは実は聞いてなかったんですね。後で伺ったところ、そのような状況でした。小学校の方で、やはり保健の先生にちょっと話を聞いてきました。そうしましたらですね、保健の先生はですね、直接手渡しをすることで、一人一人に保健指導ができると。そういうことから、今のまま対応し

たいと言っておりました。大体ですね、小学生ですと、当たり前かもしれませんが、初めて生理を迎えるということになります。そういう子にですね、正しい知識、それとそれが始まったときの正しい、正しいというか、対処の方法ですね。それを一人一人にきちんと教えてあげたいとのことでした。それであと1人1人に寄り添える体制ということで、どんなことをしてるかというところですね、常に学校の方はですね、先生方本当によく子どもたちの様子を見てくれて、少しでも変化があるとですね、おとなしい子にはね、先生の方から、何かありますか、心配事は、というようなことを聞いてくれたり、あとアンケート調査なんかもですね、本当に頻繁に行ってます。言えない子はそうやってアンケートで答えていただいたり、おとなしい子には先生方から声かけてくださっていると。そういうような体制でやってもらっています。その中でですね、やはり性教育が進んでいるのか、中にはお友達と一緒に保健室に来るよって、そういう子も多いですよって話を聞いていますので、いずれにしましてもですね、先ほど、少ない子かもしれないけどなかなか言い出せない子がいると。そういう子はですね、長い人生の中で、ぜひですね、自分のことをはっきり言える子に育つようにですね、また学校の方ともですね、協力して子どもたちに見守っていききたいなとそんなふうに思っております。また子どもに何か変化があればですね、家庭とですね、連絡を密にとって、それぞれ個々に応じた対応をしてまいりたいと思っております。以上です。

**○議長（鈴木辰也）**

再質問は。笹生あすか議員。

**○1番（笹生あすか）**

保健室に行ける子はいいと思うんです。私の子どもの時から、自分の経験から言っても、保健室に行ったり、お友達に相談できる子は、先生にも見えるし、いいと思うんですけど、特に低学年になってそれが問題かっていうのに気づかないパターンも結構あるので、いろんな、しつこいんですけど、いろんな状況を考慮して対応できるような状態、そこで減りが激しければ、何か問題があるっていうのもわかるし、減らなければそれはそれでいいと思うので、そういうふうな指標としても置いてみるのも、私はありかなと思っているので、しつこく言いました。子育て広場や図書室の利用者もいるので、中央公民館の1階トイレの生理用品の設置もしてほしいという声もありますけれども、そのことはどうでしょうか。

**○議長（鈴木辰也）**

教育課長。

**○教育課長（福原規生）**

現在はですね、ちょっと設置する予定はございません。

**○議長（鈴木辰也）**

再質問は。笹生あすか議員。

**○1 番（笹生あすか）**

来年度はトイレの改修工事もあると思うので、ぜひ生理があるような年代が利用するような公共施設にも、トイレットペーパーと同じように置いていただきたいと思います。ぜひ町の考えとして、1人1人に寄り添える体制って、学校もそうですけれども、いろんな福祉分野にとっても、なるべくその困っている人が孤立しないようになっていう、いろんな計画やら体制はわかるので、私もそこは一緒にやっていっていると自分で思っています。ただぜひやっぱりいろんな人がいるんだということで、1人1人に寄り添った体制を今後でも作ってほしいと思います。以上で質問を終わります。

**○議長（鈴木辰也）**

以上で笹生あすか議員の質問を終了します。

ここで午後2時30分まで休憩とします。

…………… 休 憩・午後2時20分 ……………

…………… 再 開・午後2時30分 ……………

**◎発議案第1号の上程、説明、質問、討論、採決**

**○議長（鈴木辰也）**

休憩を解いて会議を再開します。

日程第5、発議案第1号、鋸南町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題と致します。

提出者、笹生正己議員より趣旨説明を求めます。

提出者、11番、笹生正己議員。笹生正己議員。

〔11番 笹生正己 登壇〕

**○11番（笹生正己）**

発議案第1号、鋸南町議会会議規則の一部を改正する規則の制定については、私の他5名の議会運営委員会委員の賛成を得ましたので、提出いたしました。

提案の趣旨であります。鋸南町議会会議規則は標準町村議会会議規則に準拠して制定されておりますが、令和3年2月の改正の際、当議会では改正が見送られておりましたので、標準町村議会会議規則に合致するよう、所要の改正を行おうとするものです。

改正点につきましては、第2条第1項、欠席の理由としての事故という表現を具体的に表記し、出産前後の期間を明らかにするものです。また、第89条は請願の際、請願

者に一律に押印を求めているものを、署名または記名押印に改めるものです。

以上標準町村議会会議規則に準拠した改正でありますので、議員各位のご賛同をお願いいたしまして、私の説明を終わらせていただきます。質問等ございましたら何なりとお伺いいたします。

**○議長（鈴木辰也）**

説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（鈴木辰也）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（鈴木辰也）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

本案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（鈴木辰也）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（鈴木辰也）**

日程第6、発議案第2号、鋸南町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題と致します。

提出者、笹生正己議員より趣旨説明を求めます。

提出者、11番、笹生正己議員。笹生正己議員。

〔11番 笹生正己 登壇〕

**○11番（笹生正己）**

発議案第2号、鋸南町議会の個人情報の保護に関する条例の改正については、私の他4名の議員の賛成を得て、提出したものであり、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、従来の個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独

立行政法人等個人情報保護法が改正個人情報保護法に統合され、議会が対象の機関から除外されているため、その施行に合わせ、新たに制定しようとするものです。

本条例案は全57条で構成されており、第1章は総則で、第1条から第3条での構成。第2章は、個人情報の取り扱いに関する規定で第4条から第16条の13カ条で構成。第3章は、個人情報ファイルに関する規定で第17条の1カ条で構成。第4章は開示、訂正および利用停止に関する規定で、第18条から第46条の29カ条で構成。第5章は雑則で、第47条から第57条の6カ条で構成。第6章は罰則規定で第53条から57条の5カ条で構成されております。

なお、本条例の施行日は令和5年4月1日にしようとするものです。議員各位のご理解、ご賛同をお願いいたしまして、趣旨説明を終わります。

一部訂正させていただきます。第5章につきましては雑則で、47条から52条の6カ条で構成。57と、先ほど申したそうです。失礼いたしました。よろしく願いをいたします。

すみません、趣旨説明の最初の頃、発議案第2号についてですけど、条例の改正と私申したそうです。制定で、訂正させていただきます。

**○議長（鈴木辰也）**

説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（鈴木辰也）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（鈴木辰也）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

本案に、賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（鈴木辰也）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## ◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

### ○議長（鈴木辰也）

日程第7、議案第1号、鋸南町都市交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長。

〔総務企画課長 平野幸男 登壇〕

### ○総務企画課長（平野幸男）

議案第1号、鋸南町都市交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をいたします。本条例は、都市と農山漁村の交流を促進するとともに、町民、町内団体、農林水産業、商工業、観光業、相互の連携による産業の振興及び地域の活性化を図るため、平成26年12月18日に制定をされました。今般、旧幼稚園舎などを改修し、周辺整備事業として新たな機能を整備し、都市交流施設として一体的に管理運営を行うことから、本条例の改正をお願いするものでございます。

新旧対照表をお願いいたします。第3条、事業ですが、第1条の目的を達成するため、各6号の事業を規定していますが、それらに加え、より多様な方々に施設の利用を通じて、当町に関わっていただくため、第6号として、関係人口の増加に関することを追加する改正でございます。

次に第4条、施設ですが、現行の第1号から第14号に、今般の周辺整備事業により整備する施設および令和2年度に整備した自転車倉庫、合わせて9つの施設を追加しようとする改正であります。

次に第10条、利用許可ですが、指定管理者の許可を受けなければならない施設に、第4条の改正で追加する施設のうち、第16号、まちのオフィス、第17号、暮らしのステーション、第21号、ドッグラン、第23号、キャンピングカーサイトを追加するための改正であります。なお、ただいま掲げた施設以外については原則許可を要せずご利用いただける施設となります。

次に別表の改正となります。第13条、利用料金は、別表に定める額を上限として指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めると規定されています。また、第22条では、指定管理者の指定を取り消した場合等の特例として町長が交流施設の管理を行うときは、別表に掲げる額の範囲内において定める使用料を徴収すると規定されています。今般の改正で、第10条、利用許可を必要とする施設に加えた4つの施設について、利用料金の上限額を定めるものであります。まず、括弧の6、まちのオフィスは、1人1日につき2千円。次のページに移っていただきまして、括弧7、暮らしのステーションは1時間につき2千円。括弧8、ドッグランは1匹1回につき500円。括弧9、キャ

ンピングカーサイトは1区画1泊につき3500円と規定するものであります。それぞれの上限金額は、町内あるいは他自治体の類似施設の料金を参考として設定をしたものであります。本条例は、第4条第15号の改正規定は公布の日から、その他の改正規定は、令和5年4月1日から施行するものであります。

以上で議案第1号の説明を終わります。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（鈴木辰也）**

説明が終わりました。これより質疑を行います。

3番、竹田和明議員。

**○3番（竹田和明）**

はい。この暮らしのステーションということで、ちょっと内容がイメージしにくいんですけど、具体的にどんなものを想定しておられるのでしょうか。

**○議長（鈴木辰也）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（平野幸男）**

はい。この暮らしのステーション、面積は15.73平方メートルでございます。会議等にご利用いただけるものと思っております。参考事例として想定していますが、中央公民館の会議室、それから現在既存の都市交流施設の多目的室、貸しスタジオの料金を参考にですね、設定をさせていただいたものでございます。

**○議長（鈴木辰也）**

よろしいですか。

他に質疑はありませんか。

5番、青木悦子議員。

**○5番（青木悦子）**

はい。今料金設定の上限をここで上げられたわけなんですけれども、町外とか、町内の貸し出しについての差とか、そういう差別化とかはないのでしょうか。

**○議長（鈴木辰也）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（平野幸男）**

はい。条例案ではですね、上限を定めています。実際に運用の中ではですね、町内外ということで分けることもですね、現在の都市交流施設でもございますので、指定管理者の方でそういった区分をですね、することもあるかと思っております。

**○議長（鈴木辰也）**

よろしいですか。

他に、質疑はありませんか。

**○議長（鈴木辰也）**

他に質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（鈴木辰也）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（鈴木辰也）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（鈴木辰也）**

日程第8、議案第2号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長。

〔総務企画課長 平野幸男 登壇〕

**○総務企画課長（平野幸男）**

議案第2号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。令和4年12月15日、鋸南町教育委員会規則、鋸南町学校運営協議会の設置および運営に関する規則を制定し、本年4月1日から学校運営協議会委員を設置することに伴い、当該委員の報酬日額を定めるため、本条例を改正しようとするものでございます。

それでは新旧対照表をお願いいたします。第2条、特別職の職員の報酬に関する別表中、現行の学校評議員の項を削除し、新たに学校運営協議会委員を追加し、報酬日額を8550円にしようとする改正でございます。本条例は令和5年4月1日から施行するものであります。

以上で議案第2号の説明を終わります。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。



**○議長（鈴木辰也）**

説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、竹田和明議員。

**○3番（竹田和明）**

はい。学校評議員と学校運営協議会委員と日額では4倍以上になっているわけですが、この両者の職責っていうのが大きく違うんでしょうけれども、具体的にどういう職責の違いがあるんでしょうか。

**○議長（鈴木辰也）**

教育課長。

**○教育課長（福原規生）**

はい。学校評議員ですが、こちらの方はですね、学校運営に対して意見をいただく、そういう委員さん方でした。そして学校運営協議会の委員さんは、今度はですね、学校の学校長が示した運営方針、それをですね、承認していただくと。地域と学校とともに学校づくりを、学校運営をしていくという、そういう意味合いが大きなところで違います。

**○議長（鈴木辰也）**

よろしいですか。

他に質疑はありませんか。

**○議長（鈴木辰也）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（鈴木辰也）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（鈴木辰也）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## ◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

### ○議長（鈴木辰也）

日程第9、議案第3号、町長等の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長。

〔総務企画課長 平野幸男 登壇〕

### ○総務企画課長（平野幸男）

議案第3号、町長等の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明をいたします。新旧対照表をお願いいたします。

本特例条例は町長の給料月額について30%、副町長および教育長については20%削減する内容で、本年3月31日までの期限付きでありましたが、現在の財政状況からさらに1年、令和6年3月31日まで延長いたしたく、条例の改正をお願いするものであります。本条例は令和5年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で議案第3号の説明を終わります。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

### ○議長（鈴木辰也）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

### ○議長（鈴木辰也）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

### ○議長（鈴木辰也）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

### ○議長（鈴木辰也）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## ◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

### ○議長（鈴木辰也）

日程第10、議案第4号、鋸南町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長。

〔総務企画課長 平野幸男 登壇〕

### ○総務企画課長（平野幸男）

議案第4号、鋸南町特別職の職員の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。新旧対照表をお願いいたします。

議案第3号において、町長30%、副町長および教育長については20%の給料月額を減額するものですが、減額の期間、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に支給される期末手当の算定における給料月額は、減額前の本則に定める給料月額とするものであります。本条例は令和5年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で議案第4号の説明を終わります。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

### ○議長（鈴木辰也）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

### ○議長（鈴木辰也）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

### ○議長（鈴木辰也）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

### ○議長（鈴木辰也）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## ◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

### ○議長（鈴木辰也）

日程第11、議案第5号、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長。

〔総務企画課長 平野幸男 登壇〕

### ○総務企画課長（平野幸男）

議案第5号、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をいたします。本条例は、地方税法第436条の規定に基づき、固定資産評価審査委員会の審査の手続き、記録の保存、その他審査に関し必要な事項を定めることを目的としておりますが、押印等の見直し方針に基づき、本条例に規定する審査申出書等の押印を廃止するための改正であります。なお、押印の見直しは、地方公共団体においても、国と同様に行政手続きの見直しに積極的に取り組むことが求められていることを踏まえ、その必要性を点検し、見直しを行うもので、今般の改正は、町の機関に対し提出される行政手続きの申請、届け出等の提出書類に関し、押印等の見直しを行った結果をもって、改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表をお願いいたします。第4条、審査の申し出ですが、第4項において、審査申出書には審査申出人が押印をしなければならないと規定していますが、見直しの本旨に基づき審査申出書への押印を廃止するため同項を削除するものであります。

次に第8条、口頭審議ですが、第5項において口述書に署名捺印をしなければならないと規定していますが、第4条と同様の理由により、同項を改正するものであります。本条例は令和5年4月1日から施行するものであります。

以上で議案第5号の説明を終わります。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

### ○議長（鈴木辰也）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

### ○議長（鈴木辰也）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（鈴木辰也）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（鈴木辰也）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（鈴木辰也）**

日程第12、議案第6号、鋸南町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

〔保健福祉課長 寺本幸弘 登壇〕

**○保健福祉課長（寺本幸弘）**

議案第6号、鋸南町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。現在、鋸南町における子どもの医療費に対する保護者への助成については、入院通院とも中学3年生まで行っております。

今回、子育て世代への支援を充実いたしたく、令和5年4月から支給対象を高校生相当まで拡大し、さらに現在、町民税所得割課税世帯にお願いしている、入院通院1回につき300円の自己負担金を、受給権の発行対象が高校3年生までに変更となる8月1日から無償にしようとするため、関係条例の一部改正をお願いしようとするものでございます。

それでは、第1条関係の新旧対照表、1ページをお願いいたします。右の欄が現行左の欄が改正案でございます。第2条におきましては、第1号で定義されている子どもを15歳から18歳、いわゆる高校3年生までの間に改めるものでございます。

第2号では新たに高校生等を用語の意義に追加いたしました。これは4月からの支給対象を、現在受給券の交付を受けていない者へ拡大し、当該者の医療費の支給は申請に基づいて償還助成により行うため規定するものでございます。

第3条では、支給対象者が就職し、保護者の扶養から外れたとき、もしくは婚姻したときは対象から除かれることを規定したものでございます。

第7条第1項では、4月1日以降、受給券の交付を受けているものは中学3年生までであるため、子ども(高校生等を除く)の医療費に改めるものであります。

1ページから2ページにかけて、第8条第1項および第3項では、条文の整理を行ったものでございます。第4項は、受給券の交付を受けていない者に対する支給は、償還助成で行う旨の規定を追加し、第5項は、第4項を追加したことに伴い、字句の整理をしたものでございます。

第9条第1項は条文の整理を行ったものでございます。

次に第2条関係の新旧対照表の1ページをお願いいたします。

第2条におきましては、改正条文第1条関係で追加した第2号および第8号を削り、受給券の発行を18歳までの全支給対象者に拡大し、自己負担金を無償にしようとするものでございます。

第6条では、医療費の支給対象を、現行で定める自己負担金を含めて支給しようとするため、条文を整理したものでございます。

第7条第1項では、(高校生等を除く)を削り、受給券の発行を18歳までの全支給者、全支給対象者へ拡大するものでございます。

2ページをお願いいたします。第6条第1項に規定されていた別表を削除し、子ども医療自己負担金を無償にしようとするものでございます。施行期日は、第1条による改正は、令和5年4月1日から、第2条による改正は、令和5年8月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（鈴木辰也）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、笹生あすか議員。

#### ○1番（笹生あすか）

就職し、保護者の扶養から外れたとき、もしくは婚姻したときはこの限りではないとありますが、同年齢で区別するのはどうなのでしょう。15、6歳で就職せざるを得ない状況の人ほど支援が必要ではないかと考えます。除外しない自治体もあります。町も除外しない考えはありますか。

#### ○議長（鈴木辰也）

保健福祉課長。

**○保健福祉課長（寺本幸弘）**

現在の子ども医療費支給条例、この目的につきましては、子どもの保護者に対し、子どもの医療費を支給することにより、子育てを支援し、もって子どもの保健の向上に寄与するとともに、子どもの福祉の増進を図ることを目的とするとしております。この子どもの保護者、この保護者の意義ですが、子どもの親権者、後見人、その他子どもを現に監護しているものを言うというような定義をしております。この定義から、この子どもの保護者の該当から外れる、監護から外れるような、そういった、就職であったり、婚姻をしたものにつきましては、この支給から除外しようとするものでございます。以上です。

**○議長（鈴木辰也）**

よろしいですか。

他に質疑は。

3番、竹田和明議員。

**○3番（竹田和明）**

この条例の対象になる医療保険制度ですけれども、健康保険制度か、ないしは国民健康保険制度もあるわけですが、これはどちらの医療制度にも対象になるということでしょうか。

**○議長（鈴木辰也）**

保健福祉課長。

**○保健福祉課長（寺本幸弘）**

全ての医療費について、自己負担金3割分ですかね、保険適用外分について負担するのでございまして、それ以外のものにつきましては各それぞれの健康医療健康保険の方で負担するものでございます。

**○議長（鈴木辰也）**

3番、竹田和明議員。

**○3番（竹田和明）**

わかりました。あと、この窓口での負担、300円今まで払っていたわけですが、この条例改正後は、窓口での負担はしないで、そのまま、要はお金がかからないでいいということになるわけでしょうか。

**○議長（鈴木辰也）**

保健福祉課長。

**○保健福祉課長（寺本幸弘）**

はい、整理させていただきますが、4月1日から高校生相当まで支給対象を拡大します。ただし、4月から7月までは現在受給券を発行されている方たちは中学3年生までですので、それを超えた方につきましては、一度、自己負担を支払っていただいて、後

ほど申請に基づいて償還助成ということで、後で後ほど還付します。

それが8月1日からは、高校生相当まで受給券が発行いたしますので、そちらに自己負担金は無料というような表示になりますので、その受給券を出すことによって、持ち出すお金はないというようなことで考えていただきたいと思います。

**○議長（鈴木辰也）**

よろしいですか。

他に質疑はありませんか。

**○議長（鈴木辰也）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（鈴木辰也）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（鈴木辰也）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（鈴木辰也）**

日程第13、議案第7号、鋸南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と致します。

税務住民課長より議案の説明を求めます。

税務住民課長。

〔税務住民課長 石井肇 登壇〕

**○税務住民課長（石井肇）**

議案第7号、鋸南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

国民健康保険法施行令及び健康保険法施行令が改正され、本年4月1日に施行されることから、鋸南町国民健康保険条例の一部を改正する必要が生じたので、条例改正



をお願いするものでございます。改正の主な内容は、出産時の経済的負担を軽減するため、出産育児一時金を現行の42万円から50万円に、後期高齢者支援金等賦課限度額を現行の20万円から22万円に引き上げ、また低所得者の保険料の減額判定に係る所得基準額を引き上げる改正をするものでございます。

それでは新旧対照表によりご説明いたします。1ページをお願いいたします。第5条の2、出産育児一時金につきましては、第1項で世帯主に対する支給額を42万円から50万円に改めるものでございます。

次に第15条の6の9、後期高齢者支援金等賦課限度額につきましては、20万円を22万円に引き上げるものであります。

次に1ページから2ページにかけまして、第20条、低所得者の保険料の減額につきましては、第1項第2号で、5割軽減の判定所得において、対象世帯の被保険者数に乗ずる金額を、現行の28万5千円から29万円に引き上げるものでございます。

2ページ中段をお願いいたします。第3号では、2割軽減の判定所得において、対象世帯の被保険者数に乗ずる金額を、現行の52万円から53万5千円に引き上げるものでございます。

次に3ページをお願いいたします。第3項は、前2項の保険料の減額規定について、後期高齢者支援金等賦課額の減額に読み替える規定で、後期高齢者支援金等賦課限度額を20万円から22万円に改めるものでございます。なおこの条例は令和5年4月1日から施行し、経過措置といたしまして、この条例の施行日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例によるものでございます。また、この条例による改正後の第15条の6の9および第20条の規定は、令和5年度以降の年度分の保険料について適用し、令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（鈴木辰也）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

#### ○議長（鈴木辰也）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（鈴木辰也）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（鈴木辰也）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（鈴木辰也）**

日程第 1 4、議案第 8 号、指定管理者の指定に係る議決事項の一部変更についてを議題と致します。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長。

〔総務企画課長 平野幸男 登壇〕

**○総務企画課長（平野幸男）**

議案第 8 号、指定管理者の指定に係る議決事項の一部変更についてご説明を致します。鋸南町都市交流施設の管理につきましては、令和 2 年 9 月 9 日の議決を得て、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までを指定の期間として、株式会社共立メンテナンスを指定管理者に指定したところでありますが、指定管理者の法人格の変更及び施設の拡張に伴い、議決事項の一部を変更するため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決をお願いするものであります。

まず、法人格の変更に関しましては、本年 1 月 3 1 日、株式会社共立メンテナンスから、指定管理者の地位を承継したい旨届け出がありました。被承継人は、株式会社共立ソリューションズ、承継年月日は令和 5 年 4 月 1 日、承継の理由は、株式会社共立メンテナンスより P K P 事業部を分割し、株式会社共立ソリューションズへ承継するためであります。

次に施設の拡張に関しましては、本年秋の開業を目指し、整備工事を進めている都市交流施設周辺整備事業の施設に関し、一体的に管理運営をするため、都市交流施設の指定管理者に拡張する施設の指定管理もあわせてお願いするためでございます。

指定管理者の選定に関しましては、地位の承継先であります株式会社共立ソリューションズから、拡張部分も含めた公の施設に係る指定管理者申請書を提出いただき、鋸南

町指定管理者選定委員会において、指定管理候補者として選定をしたものでございます。

それでは、議案をご覧いただきたいと存じます。1、指定管理者ですが、変更後は東京都中央区築地2丁目12番10号、株式会社共立ソリューションズ、代表取締役、小山哲郎。2、指定の期間ですが、変更後は令和5年4月1日から令和8年3月31日までであります。

以上で議案第8号の説明を終わります。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（鈴木辰也）**

説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、竹田和明議員。

**○3番（竹田和明）**

今ご説明いただきましたけれども、そうするとこの共立ソリューションズというのは共立メンテナンスの子会社ということになるのでしょうか。

**○議長（鈴木辰也）**

総務企画課長。

**○総務企画課長（平野幸男）**

はい、元々ですね、私今冒頭、登壇して申し上げた共立メンテナンスのPKP事業部を分割して、会社分割したものを吸収する方の会社はですね、旧社名が株式会社日本プレースメントセンターというところがございますが、こちら共立メンテナンスの子会社でございます。

今竹田議員おっしゃった通りの、共立メンテナンスの子会社としてご理解いただいて結構でございます。

**○議長（鈴木辰也）**

よろしいですか。

他に質疑はありますか。

**○議長（鈴木辰也）**

他に質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（鈴木辰也）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手 全員]

**○議長（鈴木辰也）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（鈴木辰也）**

日程第15、議案第9号、鋸南町監査委員の選任についてを議題と致します。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長。

[総務企画課長 平野幸男 登壇]

**○総務企画課長（平野幸男）**

議案第9号、鋸南町監査委員の選任についてご説明を致します。鋸南町監査委員として選任することにつきまして、地方自治法第196条第1項の規定により、議会のご同意をお願い致します方は、住所、鋸南町下佐久間2539番地6、氏名、増田光俊、生年月日、昭和33年6月30日、任期は令和5年4月1日から令和9年3月31日までであります。

なお、資料として職歴等をお手元に配付してございます。

以上で議案第9号の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（鈴木辰也）**

説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありますか。

3番、竹田和明議員。

**○3番（竹田和明）**

そうすると増田光俊さんは、鋸南町の監査委員になった場合には、現在の社会福祉協議会はこれは退職ということになるのでしょうか。それとも、兼職ということになるのでしょうか。

**○議長（鈴木辰也）**

議会事務局長。

**○議会事務局長（加藤芳博）**

ご本人から退職の予定とのことで伺っています。

**○議長（鈴木辰也）**

よろしいですか。

他に質疑はありませんか。

**○議長（鈴木辰也）**

他に質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（鈴木辰也）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に同意することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（鈴木辰也）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

ここで、暫時休憩致します。

議員各位は、自席でお待ちください。

…………… 休 憩・午後3時21分 ……………

…………… 再 開・午後3時22分 ……………

**○議長（鈴木辰也）**

休憩を解いて会議を再開致します。

増田光俊氏から、監査委員に同意されたことについて、挨拶をしたき旨の申し出がありましたので、これを許可致します。増田光俊新監査委員には、壇上にてお願い致します。

〔新監査委員 増田光俊氏 登壇〕

**○新監査委員（増田光俊）**

ただいま監査委員に選任されました増田光俊でございます。議員の皆様のご同意を賜り、心から御礼を申し上げます。地方自治において監査委員に課せられた義務と責任は極めて大きいものがございます。その重要性をよく認識し、微力ではございますが、誠実公正に職務を果たしてまいりたいと存じております。何卒よろしくご指導ご鞭撻の程、お

願い申し上げます、甚だ簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。本日は、ありがとうございました。

[拍手]

**○議長（鈴木辰也）**

増田新監査委員には、今後、鋸南町の監査委員として、ご尽力いただきますようよろしくお願い致します。ご苦勞さまでした。ありがとうございました。

**◎散会の宣言**

**○議長（鈴木辰也）**

以上をもちまして、本日の議事日程は終了致しました。

明日3月8日は、午前10時から会議を開きますので、定刻5分前にご参集願います。

本日は、これにて散会致します。

ご苦勞さまでした。

…………… 散 会 ・ 午後3時24分 ……………

## 令和5年第1回鋸南町議会定例会議事日程〔第2号〕

令和5年3月8日 午前10時開議

日程第1	議案第10号	令和4年度鋸南町一般会計補正予算（第5号）について
日程第2	議案第11号	令和4年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
日程第3	議案第12号	令和4年度鋸南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
日程第4	議案第13号	令和4年度鋸南町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
日程第5	議案第14号	令和4年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算（第4号）について
日程第6	議案第15号	令和4年度鋸南町水道事業会計補正予算（第4号）について
日程第7	議案第16号	令和5年度鋸南町一般会計予算について
日程第8	議案第17号	令和5年度鋸南町国民健康保険特別会計予算について
日程第9	議案第18号	令和5年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第10	議案第19号	令和5年度鋸南町介護保険特別会計予算について
日程第11	議案第20号	令和5年度鋸南町鋸南病院事業会計予算について
日程第12	議案第21号	令和5年度鋸南町水道事業会計予算について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	笹生あすか	議員	2番	早川正也	議員
3番	竹田和明	議員	4番	大塚昇	議員
5番	青木悦子	議員	7番	渡邊信廣	議員
8番	小藤田一幸	議員	9番	鈴木辰也	議員
11番	笹生正己	議員	12番	平島孝一郎	議員

欠席議員（1名）

6番	笹生久男	議員
----	------	----

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町	長	白石	治和	副町長	内田	正司												
教	育	長	富永	安男	総務企画課長	平野	幸男											
税	務	住	民	課	長	石井	肇	保	健	福	祉	課	長	寺	本	幸	弘	
地	域	振	興	課	長	安	田	隆	博	教	育	課	長	福	原	規	生	
建	設	水	道	課	長	齋	藤	正	樹	会	計	管	理	者	対	馬	尚	子
総	務	管	理	室	長	今	井	勝	啓	監	査	委	員	柴	本	健	二	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事	務	局	長	加	藤	芳	博	書	記	村	上	真	理
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---



…………… 開 議 ・ 午 前 1 0 時 0 0 分 ……………

## ◎開議の宣言

### ○議長（鈴木辰也）

皆さん、おはようございます。

第1日目に引き続き、議員各位にはご苦労さまです。

定刻となりましたので、ただいまより会議を開きます。

ただいまの出席議員は、10名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、6番、笹生久男議員から、欠席届が出ております。

## ◎議事日程の報告

### ○議長（鈴木辰也）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておきました。

## ◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

### ○議長（鈴木辰也）

日程第1、議案第10号、令和4年度鋸南町一般会計補正予算第5号についてを議題と致します。

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長。

[総務企画課長 平野幸男 登壇]

### ○総務企画課長（平野幸男）

議案第10号、令和4年度鋸南町一般会計補正予算第5号についてご説明致します。

1ページをお願い致します。今補正予算は、歳入歳出それぞれ5215万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、54億4629万7千円とするものでございます。各費目とも決算を見込んでの歳入歳出補正となっておりますので、減額補正につきましては、一部説明を割愛させていただきます。

それでは歳出からご説明致しますので、19ページをお願い致します。

2款総務費、1項4目企画費、11節中、ふるさと納税等システム利用料28万3千円から、次のページの1行目、豊かなまちづくり寄附金業務代行委託248万2千円までの、合計291万1千円の増は、寄附金の増額実績に伴い、関係経費を補正するものでございます。20ページ中段、18節中、下から2行目、企業人材派遣制度負担金530万円の減は、常駐を見込み、人件費等の経費を派遣元企業等へ支出する予算計上でございますが、派遣元企業との協議の結果、週1回程度の派遣、費用は、派遣に伴う実費、交通費のみ負担することとなったため減額するものであります。21ページをお願い致します。2項2目、賦課徴収費、12節中、地番現況図修正業務委託458万7千円の減は、当初見込みでは、地籍調査実施済み地区の全てを対象としていましたが、調査の結果、元名地区の一部のみ修正すれば足りることが判明したため、減額するものでございます。22ページの下段をお願い致します。3款民生費、1項1目社会福祉総務費、それから1枚めくっていただきまして、23ページ上段、27節、国民健康保険特別会計繰出金558万6千円の減は、財政安定化支援事業などの確定に伴う減額補正でございます。同じページ、2目保健福祉総務費、19節、ひとり親家庭等医療費扶助116万5千円の減は、令和2年11月以前の償還払い分の申請がなくなったことに伴い、実績見込みが減少したことによるものでございます。同じページ、3目、老人福祉費、27節、後期高齢者医療特別会計繰出金196万3千円の減は、保険基盤安定繰出金の確定に伴う減額補正でございます。同じページの最下段になります。4目、老人福祉センター費、12節、樹木伐採業務委託20万7千円は、笑楽の湯鉱泉ポンプ設備周辺の枯れ木伐採に係る業務委託料の計上でございます。24ページをお願い致します。5目、介護保険費、27節、介護保険特別会計繰出金162万8千円の減は、事務費繰出金等の決算見込みによる減額補正でございます。8目、障害福祉費、19節、重度心身障害者医療費等扶助81万1千円は、医療費の支給動向を踏まえまして、年度末までの費用を見込んだ増額補正でございます。25ページをお願いいたします。2項2目、児童措置費、19節、児童手当費820万円の減は、支給対象児童等の人数が当初見込みから減少したことによるものでございます。3目、保育園費、17節、保育所備品6万1千円は、本年4月から、肢体不自由な園児の入所が予定されていることから、ベビーカー1台を購入するための費用の計上でございます。5目、幼稚園一時預かり費、22節、施設等利用給付金返還金27万3千円は、令和3年度に交付された子育てのための施設等利用交付金の精算による返還金の計上でございます。同じページ最下段、4款、衛生費、1項2目、予防費、1節、報酬75万円、それから次のページ、4節、共済費30万円、12節中、ワクチン接種、96万5千円、合計で201万5千円は、年度末までの新型コロナウイルスのワクチン接種経費を見込んだ増額補正でございます。また、22節中、新型コロナウイルス接種体制確保事業費国庫補助金返還金510万4千円は、令和2年度分、令和3年度分の精算による国庫補助金の返還金の計上でございます。戻

りまして12節中、予防接種委託300万円の減は、執行状況を踏まえまして減額するものでございます。18節中、出産子育て応援給付金300万円は、国の方針に基づき、出産応援、子育て応援それぞれ1人5万円を給付しようとするもので、本年9月末までの支給対象を出産応援、子育て応援共に30人と見込み計上したものでございます。なお、本事業は年度を超える見込みから、今補正において繰越明許費の設定をお願いするものでございます。27ページをお願い致します。3目、環境衛生費、18節中、一般廃棄物処理施設整備事業負担金4800万円の減は、南房総市と進めております、し尿処理施設について、大型機械設備の調達が遅延する見込みになりましたので、令和4年度の工事費が減額となったものでございます。当該事業負担金を減額補正するものでございます。4目、保健福祉センター費、17節、Web会議備品33万4千円は、複数でのリモート会議に対応するため、大型ディスプレイ1台および関係備品を購入しようとするものであります。5目、病院費、18節、病院会計補助金5千万円の減は、新型コロナウイルス感染症に起因して入院収益が増加するなど、令和4年度の指定管理者の運営収支が堅調であることから、病院事業会計から指定管理者への交付金を減額することとなったため、交付金の財源であります当該補助金を減額するものでございます。その下、23節、病院会計出資金9万2千円は、眼底カメラ購入および空調改修設計に係る建設改良費の確定に伴う一般会計負担分の増額補正でございます。28ページをお願い致します。3項1目、水道費、18節、水道会計補助金471万9千円の減は、当該予算はコロナ禍における原油価格物価高騰等の影響を受ける町内の個人事業者を支援するために行う水道基本料金の減免に対して、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当して水道会計へ補助を行うため計上したのですが、実績により当該費用を減額するものでございます。同じページ、5款、農林水産業費、1項3目、農業振興費、7節、地域おこし協力隊員報償280万7千円の減、及び18節中、地域おこし協力隊活動費補助金200万1千円の減は、隊員2名の採用が当初の予定からずれ込んだため関係経費を減額するものでございます。同じ目12節中、鋸南町有害鳥獣対策協議会委託657万円の減、および18節中、鳥獣被害防止総合対策交付金821万3千円の減は、捕獲頭数が当初見込みを下回ったことによる減額補正でございます。同じ目、12節中の鋸南町農業祭委託29万2千円の減および18節中の狩猟エコツアー事業補助金120万円の減は、新型コロナウイルスの感染対策の観点から事業を中止したことによるものでございます。29ページをお願い致します。2項1目、林業振興費、18節、森林環境整備補助金165万8千円の減は、本年度の新規事業でありましたが、補助金の利用者が2名であったことから、不用額を減額するものでございます。同じページ、3項5目、漁港建設費、保田漁港、12節、調査測量設計業務委託194万円の減は業務委託料の確定に伴う減額補正でございます。同じページ、6款、商工費、1項2目、商工業振興費、7節、地域おこし協力隊員報償、186万4千円の減及び18節中、

地域おこし協力隊活動費補助金132万7千円の減は、移住定住を担う隊員の採用が当初の予定からずれ込んだため関係経費を減額するものでございます。その下、地域商品券発行事業補助金94万8千円の減及び中小企業等事業復活支援金2988万円の減は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しまして、町民及び町内事業者を支援する事業でございますが、それぞれ事業の実施期間が終了したことに伴いまして減額するものでございます。30ページをお願い致します。3目、観光費、18節、バーベキュー実行委員会、BBQ実行委員会補助金50万円の減は、新型コロナウイルス感染防止のためイベントを中止したことによる減額補正でございます。31ページをお願い致します。上段7款、土木費、1項1目、土木総務費、18節、負担金補助および交付金、206万円の減は、記載した2つの事業の補助金について、年度末までの見込みによる減額補正でございます。同じページ、8款、消防費、1項1目、非常備消防費、133万8千円の減は、安房支部消防操法大会中止に伴うものが主な要因で、11節、操法要員健康診断料11万円の減、その下、17節、消防操法用備品22万5千円の減、18節中、支部消防操法大会出場補助金60万円の減でございます。同じページ、2項、消防施設費、14節、工事請負費、1202万8千円の減は、32ページ上段、防災行政無線親卓設備更新工事1211万円の減によるもので、工事費確定に伴う減額でございます。31ページ、最下段に戻りまして、デジタル戸別受信機アンテナ設置工事8万2千円は、新たに難聴世帯2世帯にアンテナを設置するための費用でございます。32ページ、2目、消防施設費、18節中、自主防災組織等補助金、400万円の減は、当初の見込みを下回り、拡充2団体への補助となったことによる減額補正でございます。同じページ、9款、教育費、1項2目、事務局費、10節、修繕料、44万円は、スクールバス2台の故障修繕により予算に不足を生じる見込みから、増額補正をお願いするものでございます。33ページをお願い致します。4項1目、幼稚園費、18節、負担金補助及び交付金、381万2千円の減は、管外委託の園児数に増減が生じたことに伴い、委託先の幼稚園への負担金を補正するもので、上段、子どものための施設等利用負担金30万8千円は、新制度未移行幼稚園分、下段の、子ども子育て支援教育保育給付費負担金412万円の減は、新制度移行済み幼稚園分でございます。同じページ、5項1目、社会教育総務費、12節、文化祭委託14万3千円の減は、新型コロナウイルス感染防止のため、文化祭を展示のみとしたことによる減額補正でございます。34ページをお願い致します。17節、社会教育バス277万7千円の減は、購入が完了したことに伴う減額補正でございます。2目、公民館費、17節、ノートパソコン31万7千円は、老朽化に伴い、公民館図書室での図書の貸し出し及び蔵書管理等に使用しているパソコンを更新しようとするものでございます。同じページ、6項1目、保健体育総務費、18節に記載の減額補正はいずれも新型コロナウイルス感染防止の観点から、まほろば駅伝については中止、辰野町町内一周駅伝については不参加となったための減額で

ございます。3目、町民体育施設費、14節、プール暖房設備改修工事2943万6千円は、1期工事として放射暖房機4機の更新と、灯油からガス燃料に転換するための工事請負費で、翌年度に渡り工事を行うため繰越明許費の設定もあわせてお願いするものであります。なお、2期工事は残りの放射暖房機4機の更新等を予定しておりまして、令和5年度の当初予算に計上させていただいております。同じページ、7項1目、学校給食センター費248万2千円の減は、事業費等確定に伴う減額補正でございます。35ページをお願い致します。11款、公債費、1項、公債費、1目、元金41万7千円の増及び2目、利子40万5千円の減は借り入れ利率の見直し等による補正でございます。同じページ、12款、諸支出金、1項1目、財政調整基金積立金1億7857万円の増は、今補正における歳入歳出差し引きの余剰分および運用利子について積み立てを行おうとするもので、補正後の基金残高は20億2022万6千円となる見込みでございます。その下、3目、豊かなまちづくり基金費661万1千円の増は、寄付金の年度末見込みにより増額を行うものでございます。最下段、5目、森林環境譲与税基金費166万1千円は、当年度分の森林環境譲与税の充当事業の執行見込みが減少したことから、余剰分を積み立てようとするものでございます。

続きまして、歳入ですが、11ページをお願い致します。1款、町税では、1項、町民税から3項、軽自動車税まで、及び5項の入湯税で合計で3974万4千円の増額補正となりました。それぞれ収入実績をもとに、年度末までの収入を見込んだものでございます。同じページ、4款、配当割交付金から12ページの、9款、環境性能割交付金までは国県からの財政情報等の増減率を参考に、220万円の増額を見込んだものでございます。11款、地方交付税6965万3千円の増は、普通交付税に臨時経済対策費が新たに創設され、再算定の結果をもって追加交付がなされることによる増額補正でございます。13款、分担金および負担金、2項1目、民生費負担金、学童保育保育料124万9千円の減は、新型コロナウイルス感染症などの影響もあり、入所児童が当初見込みを下回ったことによる減額補正でございます。14款、使用料及び手数料、1項3目、商工使用料、元名採石場跡地使用料400万円については、利用実績を見込み、増額をするものでございます。13ページをお願い致します。7目、社会福祉使用料、社会福祉施設使用料180万円は、老人福祉センター笑楽の湯において、自衛隊利用の増加がありましたので、当初見込みを上回る状況となったことから、増額するものでございます。同じページ、15款、国庫支出金から15ページの16款、県支出金は各事業の実績見込み等による補正でございます。その中から特に説明を要する項目を申し上げます。14ページにお戻りいただきまして、15款、国庫支出金、2項2目、衛生費国庫補助金、1節中、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金105万円は、既決予算の不足分を増加補正しようとするもので、補助率は10分の10でございます。2節中、子ども子育て支援交付金292万3千円は、各事業の実績見込みに応じ

て補正するもので、内訳は乳児家庭全戸訪問事業を10万2千円、これについては国庫補助率3分の1です。利用者支援事業433万4千円に係る国庫補助率は3分の2となっております。同じ節、出産子育て応援交付金200万円は、歳出で説明した出産応援・子育て応援の給付金に係る国庫補助金で、補助率は3分の2であります。5目、総務費国庫補助金、1節中、社会保障・税番号制度システム整備費補助金361万9千円は、戸籍電算化事業に充当するもので既決予算の不足分を増額補正、補助率は10分の10でございます。同じ節、デジタル基盤改革支援補助金227万9千円の減は、事業費の確定に伴い、既決予算を減額するものでございます。補助率は、自治体情報システム標準化共通化準備業務委託にかかる費用は10分の10、行政手続きのオンライン化にかかる費用は2分の1でございます。15ページをお願い致します。16款、県支出金、2項3目、衛生費県補助金、1節中、子ども・子育て支援交付金75万6千円は、国庫補助金と同様に各事業の実績見込みに応じて補正するもので、補助率は、乳児家庭全戸訪問事業は3分の1、利用者支援事業は6分の1でございます。同じ節、出産・子育て応援交付金50万円は、国庫補助金と同様に、出産応援・子育て応援の給付金に係る県補助金で、補助率6分の1でございます。同じページ、4目、農林水産業費県補助金、1節、農業費補助金1139万4千円の減は、野生獣の捕獲頭数の減少に伴い減額補正を行うものであります。補助率は鳥獣被害防止総合対策交付金は10分の10、野生獣管理事業補助金はおおむね2分の1でございます。16ページをお願い致します。18款寄附金、1項1目豊かなまちづくり寄附金639万4千円、それからその下、3目、企業版ふるさと納税寄付金10万円は、それぞれ年度末までの収入を見込み、増額補正を行うものであります。同じページ、19款繰入金、1項1目、特別会計繰入金406万6千円は、特別会計への令和3年度分繰出金に対する精算でございます。同じページ、2項1目、財政調整基金繰入金1億4377万1千円の減は、歳入歳出の不足分として計上した繰入について、余剰が生じる見込みとなったことから減額補正を行うものであります。17ページをお願い致します。21款、諸収入、3項4目、過年度収入、1節中、新型コロナワクチン接種対策費国庫負担金1142万7千円は、令和3年度分の国庫負担金の精算となります。6目、雑入、後期高齢者医療給付費負担金返還金1322万1千円は、令和3年度分の精算により千葉県後期高齢者医療広域連合からの返還でございます。同じページ、4項1目、受託事業収入、1節中、保育所管外受託児童運営費115万4千円の減は、利用者が当初見込みを下回ったための減額補正でございます。18ページ、22款、町債については、各事業の実績見込み等による補正となっております。6ページをお願い致します。第2表は、繰越明許費補正で、年度内の完了が見込めないことから、新たにふるさと納税推進事業など6事業、7111万7千円を追加し、その下、都市交流施設周辺整備事業については、年度中に工事費の一部を支払ったための減額でございます。7ページをお願い致します。第3表、債務負担行為補正ですが、

行政FAX使用料は、令和9年度までの契約を行うため、その他3業務に関しては本年度中に契約の準備を行うため、債務負担行為の追加をお願いするものであります。8ページをお願い致します。第4表は地方債補正であります。決算見込みに合わせて変更をお願い致します。36ページをお願い致します。地方債の現在高の見込みに関する調書となります。今補正後の年度末の残高は、表の右下にあります。54億6142万9千円となる見込みでございます。37ページ以降は、給与費明細書を添付しております。

以上で議案第10号の説明を終わります。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（鈴木辰也）**

説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありますか。

3番、竹田和明議員。

**○3番（竹田和明）**

25ページなんですけれども、児童措置費、この児童手当費のマイナス820万円ということについて、今のご説明では支給対象が減ったことによる減額であるというご説明でしたが、当町に児童手当の対象となる児童がそんなに多くないと思うんですけれども、820万円もの対象が減ったことによる減額というのは何かちょっと大きいなと思ったんですけど、その辺の補足をいただきたいと思います。

**○議長（鈴木辰也）**

竹田議員。質問は1点でよろしいですか。

**○3番（竹田和明）**

はい。

**○議長（鈴木辰也）**

答弁は。保健福祉課長。

**○保健福祉課長（寺本幸弘）**

児童手当の予算につきましては、当初では5674人を見込んでいたものでございます。この人数につきましては、前年度の実績、当年度の決算見込みを見て見込んだものですけれども、今年度の決算を見込んだ時に、人数が4892人というような見込みを立てた結果の補正額でございます。以上です。

**○議長（鈴木辰也）**

再質疑ありますか。3番、竹田和明議員。

**○3番（竹田和明）**

今言われた当初の予算の5674人と、実績見込みとして4892人というのが、この児童手当費の対象者数だということなんですけれども、当町の人口が7千人を切っている中で、この手当の対象者がちょっとかなり多いんじゃないかなと思うんですけれども、

その数字というのはどういうことになっているのでしょうか。

**○議長（鈴木辰也）**

保健福祉課長。

**○保健福祉課長（寺本幸弘）**

すみません、あの、説明の部分、ちょっと補足させていただきたいんですが、令和4年度にですね、制度の方が若干修正がありまして、改正がありまして、令和4年度より扶養親族等の数によって所得上限額が創設されましたので、その影響があるかと思いません。以上です。

**○議長（鈴木辰也）**

子どもの、この対象者の人数がどういうことかという事ですよね。

保健福祉課長。

**○保健福祉課長（寺本幸弘）**

令和4年度の当初予算見込みでの、受給者の数は240名、児童数は470名を見込んでおりまして、先ほど申し上げた4892人の決算見込みというのは延べ人数でございます。以上です。

**○議長（鈴木辰也）**

よろしいですか。

竹田和明議員。

**○3番（竹田和明）**

4892は延べ人数ということは、この対象者470人というのが要は1月あたりの数字で、それを12カ月トータルしたのが4892人という理解で良いのでしょうか。

**○議長（鈴木辰也）**

保健福祉課長。

**○保健福祉課長（寺本幸弘）**

はい、その通りでございます。

**○議長（鈴木辰也）**

他に質疑はありますか。

7番、渡邊信廣議員。

**○7番（渡邊信廣）**

それではあの7ページのですね、債務負担行為の関係になりますが、佐久間ダム観光トイレ、きよなん道の駅ということで、今年度から債務負担行為を設定して入札というような形で、令和5年度の予算を執行するというのですが、その時に3つの事業の、令和4年度に組まれている予算額、そして、令和5年度の限度額を設定してありますが、この算定根拠、これについてお聞きしたいと思います。



**○議長（鈴木辰也）**

質問は1点でよろしいですか。はい。答弁を。地域振興課長。

**○地域振興課長（安田隆博）**

令和4年度にですね、設定されているのは、道の駅きよなんのトイレだけでございます。今回、令和5年度に佐久間ダムトイレは新規、観光トイレ清掃業務委託を新規で計上させていただいております。それぞれの算定根拠なんですけれども、佐久間ダムトイレに関しては、基本清掃年172回、12月から4月まで、これを週5回とし、日月水金土の110回。5月から11月を週2回程度に調整しまして、月木で62回。清掃回数に関しては、こういった形になるか分かりませんが柔軟に対応するという形で算定をしております。それと、観光トイレの方もそうですかね。佐久間ダムだけでよろしいですか。

**○7番（渡邊信廣）**

いや、全部。

**○地域振興課長（安田隆博）**

観光トイレの方ですけれども、これは基本的に週3回。繁忙期は毎日、又は1日おきで計算しました。冬季の閑散期に関しては2日おきで清掃回数を調整しております。年2回の念入り清掃も実施するという事で算定しました。それと道の駅きよなんの観光トイレについては基本的には前回、令和4年度と一緒にございます。清掃は毎日、月1回の念入り清掃で算定をしております。以上です。

**○議長（鈴木辰也）**

渡邊信廣議員。

**○7番（渡邊信廣）**

そうしますと、まずあの、きよなん道の駅のトイレの令和4年度の金額と、それからもう一つですね、算定根拠の日数についてはわかりましたけれども、大体その単価がどの位での試算になっているのか、その辺についても教えていただきたいと思います。

**○議長（鈴木辰也）**

はい、地域振興課長。

**○地域振興課長（安田隆博）**

申し訳ございません。単価設定までは資料を持ち合わせてございません。後ほどご回答という形で対処させていただきたいと思います。

**○議長（鈴木辰也）**

はい。渡邊信廣議員。

**○7番（渡邊信廣）**

ただまああの、一つですね、道の駅きよなんの場合を見ていくと、365日毎日ということですよ。毎日ですよ。そうした時に単価を、というか、363万ということ

になると、1日あたり1万円というようなことになりますか。まあ時間的にはそんなにその、便器の数は多いと思いますが、多分かかっても半日くらいかなと。多く見てですよ、半日くらいかなと思いますけれども、その辺については。

**○議長（鈴木辰也）**

地域振興課長。

**○地域振興課長（安田隆博）**

先ほど申しましたけれど、現在単価表を私持ち合わせておりませんので、その辺を詳しくご回答することはできないんですけれども、ただ、トイレに関してはそれぞれのトイレで状況が異なりますので、単純に1便器あたりとか、1日あたりとかっていう計算ができないと思います。

**○議長（鈴木辰也）**

他に質疑はありませんか。

**○議長（鈴木辰也）**

他に質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（鈴木辰也）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（鈴木辰也）**

挙手全員。

よって本案は原案の通り可決されました。

**◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（鈴木辰也）**

日程第2、議案第11号、令和4年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算第3号についてを議題と致します。

税務住民課長より議案の説明を求めます。

税務住民課長。

〔税務住民課長 石井肇 登壇〕

## ○税務住民課長（石井肇）

議案第11号、令和4年度鋸南町国民健康保険特別会計補正予算第3号についてご説明致します。

1ページをお願い致します。本補正予算は、決算見込みを踏まえ、歳入歳出の過不足の調整をお願いするものでございまして、歳入歳出それぞれ808万1千円を追加し、予算の総額を、歳入歳出それぞれ11億6248万3千円にしようとするものでございます。

それでは主な歳出からご説明致しますので、9ページをお願い致します。なお県支出金や繰入金の増減によりまして、各歳出科目において財源を変更しておりますけれども、各科目での説明は割愛をさせていただきます。

初めに2款、保険給付費、1項3目、一般被保険者療養費378万6千円の減額は、被保険者数の減少や受診控え等の影響による給付実績から決算を見込みまして、63.2%とするものでございます。次に10ページをお願い致します。最下段です。7項1目、傷病手当金56万円の減額は、給付実績から決算を見込み、75.7%減とするものでございます。11ページをお願い致します。下段になります。5款、保健事業費、1項1目、特定健康診査等事業費、12節、検診事業委託117万7千円の減額は、特定健診受診者数を当初620人から485人と見込み、予定を下回るため減額するものでございます。次に12ページをお願い致します。中段になります。6款、基金積立金、1項1目、財政調整基金積立金949万9千円は、前年度繰越金の2分の1以上の額を積み立てようとするもので、既決予算の1千円と合わせまして、本年度は合計で950万円の積立額となります。次に13ページ、最終ページをお願い致します。7款、諸支出金、1項3目、特定健康診査等負担金償還金49万2千円は、前年度に国県から交付された特定健康診査等負担金の精算により償還するものでございます。3項、繰出金、1目、直営診療施設勘定繰出金76万円は、鋸南病院の施設整備に対し、病床数に応じて特別交付金として、県から繰入れ、全額を病院事業会計へ繰り出すものでございます。2目、一般会計繰出金337万3千円は、令和3年度分の一般会計繰入金の精算に伴い、余剰分を一般会計に返還するものでございます。

続きまして主な歳入をご説明致しますので、6ページをお願い致します。1款、国民健康保険料は決算を見込みまして、合計で847万円の増額と致しました。1目の一般被保険者国民健康保険料は、1節から3節までの現年度分が957万6千円の増。4節から6節の滞納繰越分が110万円の減額でありまして、主な理由は、当初予算編成時に想定した被保険者数と世帯数が若干増加したこと。また、当初予算額は県算定の納付金をベースに計上しておりますけれども、補正額は、本算定の保険料率から算定した賦課額の調定額と収納率により決算を見込み算定しておりますので、増減が生じております。なお、4節から6節までの滞納繰越分につきましては、12月末時点の収入済額により

減額をしております。下段になります。3款県支出金、1項1目、保険給付費等交付金、1節、普通交付金414万7千円の減額は、保険給付費の減によるものでございます。2節、特別交付金356万5千円は、主に取り組み評価による保険者努力支援分が69万7千円の減。保険事業の実績に伴う追加交付の特別調整交付金分が130万6千円の増。直営診療施設整備分や県通知額確定により増額となりました県繰入金301万5千円の増となっております。次に7ページをお願い致します。5款、繰入金、1項1目、一般会計繰入金558万9千円の減額は、1節、保険基盤安定繰入金の保険料軽減分から、7節一般会計事務費等繰入金につきまして、決算見込みによりそれぞれ増減を調整するものでございます。2項、繰入金、1目財政調整基金繰入金1200万円は、不足する財源に充当するため、基金を取り崩し、今補正後の財政調整基金残高は1億8541万388円の見込みでございます。6款、繰越金は、前年度繰越金で608万円を減額し、補正後の予算額を1892万円にするものでございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（鈴木辰也）**

説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（鈴木辰也）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（鈴木辰也）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（鈴木辰也）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決**

## ○議長（鈴木辰也）

日程第3、議案第12号、令和4年度鋸南町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号についてを議題と致します。

税務住民課長より議案の説明を求めます。

税務住民課長。

〔税務住民課長 石井肇 登壇〕

## ○税務住民課長（石井肇）

議案第12号、令和4年度鋸南町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号についてご説明致します。

1ページをお願い致します。本補正予算は、決算見込みを踏まえ、歳入歳出それぞれ9万5千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5050万5千円にしようとするものでございます。

主な歳出からご説明致しますので、7ページをお願い致します。2款1項1目、後期高齢者医療広域連合納付金34万9千円の減額は、決算見込みによる保険料分、161万4千円の減額と、広域連合から通知がありました基盤安定負担金分196万3千円の減額を合わせたものでございます。すいません、失礼しました。決算見込みによる保険料分、161万4千円の増額と広域連合から通知のありました基盤安定負担金分196万3千円の減額を合わせたものでございます。次に3款1項1目、保健事業費、12節、検診事業委託23万6千円の減額は、健康診査受診者が当初の250人から208人に減少する見込みのため、減額するものでございます。8ページをお願い致します。4款、諸支出金、2項1目、他会計繰出金、27節、一般会計繰出金69万4千円は、前年度分の一般会計繰入金の精算に伴い、事務費不用額60万2千円などを一般会計に返還するものでございます。

続きまして歳入についてご説明致しますので、6ページをお願い致します。1款、後期高齢者医療保険料、1項1目、特別徴収保険料597万6千円の減額と、2目、普通徴収保険料489万円の増額が、ともに保険料賦課額に基づく調定額や収納状況等を踏まえ、それぞれ決算を見込みまして、補正をお願いするものでございます。2款、繰入金、1項2目、保険基盤安定繰入金196万4千円の減額は、保険基盤安定負担金額の県広域連合からの通知に基づき、一般会計からの繰入れを減ずるものでございます。3款、繰越金339万5千円の増額は、前年度繰越金に予算を合わせるため補正するものでありまして、補正後の予算額を389万6千円にするものであります。4款、諸収入、4項1目、受託事業収入24万2千円の減額は広域連合から事業を受託している検診事業等の決算見込みによるものでございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（鈴木辰也）**

説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（鈴木辰也）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（鈴木辰也）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（鈴木辰也）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（鈴木辰也）**

日程第4、議案第13号、令和4年度鋸南町介護保険特別会計補正予算第3号についてを議題と致します。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

〔保健福祉課長 寺本幸弘 登壇〕

**○保健福祉課長（寺本幸弘）**

議案第13号、令和4年度鋸南町介護保険特別会計補正予算第3号について、ご説明申し上げます。1ページをお開き願います。令和4年度鋸南町介護保険特別会計補正予算第3号でございますが、歳入歳出それぞれ162万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ15億1152万4千円にしようとするものでございます。今回の補正は決算を見込み、お願いするものでございます。

それでは歳出からご説明させていただきます。7ページをお願い致します。第1款、総務費、第2項第1目、賦課徴収費は、決算を見込み、10万5千円を減額し、第3項

第1目、介護認定審査会費33万8千円、及び第2目、認定調査費118万5千円の減額ですが、審査委員の欠席及び新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、国からの通達により、介護認定の更新の際、介護度を変更しない場合、認定調査や医師の意見書を必要とせず、更新延長を認める措置が1年間延長となったことで、当初見込んでいた医師意見書作成料が減になったこと等によりまして、決算を見込み、減額をお願いするものでございます。

6ページをお願い致します。歳入でございますが、第6款、繰入金、第1項第4目、その他一般会計繰入金につきましては、歳出第1款総務費における減額に伴い、162万8千円の減額をお願いするものでございます。なお年度末の基金残高は1372万円となる見込みでございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（鈴木辰也）**

説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（鈴木辰也）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（鈴木辰也）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（鈴木辰也）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、11時10分まで休憩とします。

…………… 休 憩 ・ 午前10時57分 ……………  
…………… 再 開 ・ 午前11時10分 ……………

## ◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

### ○議長（鈴木辰也）

休憩を解いて、会議を再開します。

日程第5、議案第14号、令和4年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算第4号についてを議題と致します。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

[保健福祉課長 寺本幸弘 登壇]

### ○保健福祉課長（寺本幸弘）

議案第14号、令和4年度鋸南町鋸南病院事業会計補正予算第4号について、ご説明致します。5ページをお開き願います。実施計画に基づきご説明申し上げます。

初めに収益的収入では4859万3千円を減額し、補正後の総額を3547万1千円にしようとするものでございます。

第1款、病院事業収益、第1項、医業収益、第1目、その他医業収益の54万5千円の増額は、鋸南きさらぎ会から文書料収入分の決算を見込み、補正をお願いするものでございます。第2項、医業外収益、第1目、他会計負担金1千円の増額は、令和3年度借入企業債償還額の確定による調整、第2目、他会計補助金の4924万1千円の減額は、病院運営に対して交付する指定管理者交付金について、きさらぎ会の決算を見込み、一般会計補助金5千万円の減額。および企業債償還額の確定による調整として1千円の減額と直営診療施設の運営費として国保調整交付金が交付されるため、国保会計からの補助金76万円を計上させていただきました。第3目、長期前受金戻入の10万2千円の増額は今年度に解体を行った医師官舎建物のうち、補助金相当額の残存価格5%を、会計法の規定に基づき現金の伴わない収益として計上するものでございます。

次に収益的支出についてご説明申し上げます。収益的支出につきましては、4007万6千円を減額し、補正後の総額を6169万7千円にしようとするものでございます。第1款、病院事業費用、第1項、医業費用、第3目、資産減耗費の755万8千円の増額は、歳入でご説明しました、処分を行った病院官舎建物を固定資産から除却する際に、会計法上の規定に基づき計上するもので、現金を伴わない費用でございます。第4目、指定管理者交付金4869万5千円の減額は、医業収益における文書料と医業外収益における一般会計および国庫会計からの補助金分の補正によるものでございます。第2項医業外費用、第2目、雑支出の106万1千円の増額は、仮払い消費税を調整するためお願いするものでございます。なお、現金を伴わない費用でございます。

6ページをお開き願います。資本的収入および支出では、収入、支出、予算、それぞれ総額100万8千円を減額し、補正後の総額を1162万9千円にしようとするもの



でございます。第1款、資本的収入、第1項第1目、一般会計出資金9万2千円の増額は、今年度購入した医療機器等について、企業債で賄えない部分をお願いするものでございます。第2項第1目、企業債110万円の減額は、事業費確定によるものでございます。また、事業費確定による企業債の借り入れに伴い、3ページの予算第5条において定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を補正させていただいております。

6ページに戻っていただきまして、次に資本的支出でございますが、第1款、資本的支出、第2項、建設改良費、第1目、有形固定資産購入費100万8千円の減額は、事業費確定によるものでございます。

7ページをお願い致します。令和4年度の予定キャッシュフロー計算書であります。令和4年度末における資金残高は下段の1512万2千円と見込んでおります。

8ページをお願い致します。令和5年度以降に予定致します、LED照明器具賃借料にかかる費用として、令和5年度から令和15年度まで、限度額を479万8千円、指定管理者交付金として、令和5年度から令和9年度までの限度額を3億5千万円。新館空調設備改修事業に関わる費用1800万円は、今年度中に入札業務の準備を実施するため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

9ページから11ページまでは、令和3年度の損益計算書および貸借対照表、12ページ13ページは、令和4年度の予定貸借対照表となっておりますので、後ほどご参照いただきたいと思います。以上で説明を終わります。

よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（鈴木辰也）**

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（鈴木辰也）**

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（鈴木辰也）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（鈴木辰也）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（鈴木辰也）**

日程第6、議案第15号、令和4年度鋸南町水道事業会計補正予算第4号についてを議題と致します。

建設水道課長より議案の説明を求めます。

建設水道課長。

〔建設水道課長 齋藤正樹 登壇〕

**○建設水道課長（齋藤正樹）**

議案第15号、令和4年度鋸南町水道事業会計補正予算第4号についてご説明致します。今補正予算は、各事業の完了と額の確定による補正予算をお願いするものでございます。

予算書の2ページをお願い致します。実施計画により説明致します。収益的収入及び支出のうち、収入におきまして、1款、水道事業収益を84万1千円増額し、4億9399万2千円にしようとするものでございます。内訳の主なものでございますが、1項、営業収益、3目、その他営業収益は、各種手数料等の確定により20万9千円を増額するものです。2項、営業外収益、2目、分担金は加入者分担金実績により114万4千円の増額。4目、他会計補助金は、新型コロナウイルス感染症対策による水道基本料金免除金額が確定したことにより、一般会計からの補助金471万9千円を減額。5目、長期前受金戻入は、有形固定資産除却に伴い、残存価額を収益化するため、417万9千円を増額するものです。

次に支出におきまして、1款、水道事業費を1427万5千円増額し、4億7442万8千円にしようとするものでございます。内訳と致しましては、1項、営業費用は、事業費の決算を見込みまして、各目を調整させていただき、1134万8千円を増額。2項、営業外費用、2目、消費税は新型コロナウイルス感染症対策として実施しました水道基本料金免除による一般会計からの補助金が不課税収入となることから、消費税申告の再計算を行い、292万3千円増額しようとするものでございます。4項、特別損失は、水道料金不納欠損の消費税分として4千円増額しようとするものです。

3ページをお願い致します。資本的収入及び支出のうち収入におきまして、1款、資本的収入を93万円減額し、1億511万円にしようとするものでございます。内訳は、

2項、補助金、1目、国庫補助金について、本年度、建設改良事業費の確定により減額するものでございます。

次に、支出におきまして、1款、資本的支出を657万円減額し、2億7779万1千円にしようとするものでございます。内訳は、1項、建設改良費について建設工事等事業費の確定により、1目、営業設備費220万円、3目、浄水施設改修費437万円をそれぞれ減額しようとするものでございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億7268万1千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填をするものでございます。

4ページをお願い致します。令和4年度鋸南町水道事業予定キャッシュフロー計算書でございますが、令和4年度末における資金残高は4億3259万4千円となる見込みでございます。5ページにつきましては、給与費明細書、6ページは、令和3年度鋸南町水道事業損益計算書、7ページから9ページは令和3年度鋸南町水道事業貸借対照表、10ページから12ページは、令和4年度鋸南町水道事業予定貸借対照表ですので、後ほどご参照願います。

以上で、議案第15号の説明を終わります。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（鈴木辰也）**

説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、竹田和明議員。

**○3番（竹田和明）**

この2ページ目ですね、下段にある消費税292万3千円の増ということですが、消費税が増になる理由、説明をいただいたんですが、ちょっとよく理解しにくかったので、もう一度補足いただけると。お願いしたいんですけれど。

**○議長（鈴木辰也）**

建設水道課長。

**○建設水道課長（齋藤正樹）**

消費税の増につきましてはですね、コロナの臨時交付金を活用しまして、水道の基本料金の免除を6カ月分行いました。こちらは一般会計から補填するんですけども、こちらの一般会計からの補填については、不課税の収入となることから、その分ですね、消費税の計算をさせて、こちらの金額を算定させていただきました。

**○3番（竹田和明）**

わかりました。

**○議長（鈴木辰也）**

他に質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（鈴木辰也）**

他に質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（鈴木辰也）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより、採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（鈴木辰也）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第16号の上程、説明**

**○議長（鈴木辰也）**

日程第7、議案第16号、令和5年度鋸南町一般会計予算についてを議題と致します。

副町長より、議案の重点説明を求めます。

内田正司副町長。

〔副町長 内田正司 登壇〕

**○副町長（内田正司）**

議案第16号、令和5年度鋸南町一般会計予算についてご説明を申し上げます。

令和5年度当初予算の編成方針につきましては、町長から提案理由において述べさせていただきましたので、割愛をさせていただきます。なお、本定例会において、予算審査特別委員会が設置され、ご審議をいただくとのことですので、私からは、一般的な事項を主にご説明を致します。よろしくお願いを致します。

それでは、1ページをお願い致します。令和5年度鋸南町一般会計予算の総額は42億9931万5千円と決めました。前年度予算額49億4221万3千円と比較して、6億4289万8千円、13%の減となるものでございます。減額となりました要因は、令和4年度に施設建設工事を中心として予算計上いたしました、都市交流施設周辺整備事業が7億3035万9千円の大きな減額となったものによるものでございます。令和5年度は燃料高騰等により、光熱水費をはじめとした経常経費が例年より増加し、老朽

化した公共施設への多額の改修費用も予定しておりますが、そのような中でも人口減少や少子化を抑制するため、未来への投資を行ってまいります。また、公共交通の利用者が減少傾向にある中、地域内の新たな移動手段の確保のため、6カ月間A Iシステムを活用したデマンド交通実証運行を実施いたします。さらにこれまで0歳から15歳、中学生までに実施しておりました医療費の自己負担額補助の支給対象は、18歳高校生相当まで拡大し、8月1日の診療分から全支給者対象の医療費自己負担分につきましては無償とすることといたしました。子育て支援により一層力を入れてまいります。令和4年度から着工した南房総市との共同で整備をしております、し尿処理センターですが、工事も大詰めになったことで、負担金額も大幅の増となっております。教育関係の事業につきましては、老朽化した中学校のトイレ及び公民館のトイレを改修するために工事設計業務委託を予算計上している他、B & G海洋センタープール暖房設備を改修するための工事費を予算計上致しました。

歳入においては、町税は固定資産税を中心に増額を見込み、国の地方財政計画等の見込みより地方交付税についても増額と致しました。町債につきましては、先に述べました都市交流施設周辺整備事業が大きく減額するため、財源としていた過疎対策事業債の発行額も大幅に減額となっております。

それでは、歳出から主要事業についてご説明を致します。30ページをお願いを致します。下段となります。2款総務費、1項総務管理費関係では、3目財産管理費、10節需用費、光熱水費1838万1千円を計上致しました。本庁舎や総務企画課が所管する光熱水費となりますが、燃料高騰の影響を受け、前年度比1362万3千円、286.3%の増となります。その他、町が所有する施設も同様な事由で、光熱水費が例年よりも増加をしております。

32ページをお願いを致します。下段となります。4目、企画費、12節委託料中、公共交通実証運行業務委託1342万7千円は、冒頭でもご説明致しました公共交通実証運行事業に係る経費でございます。32ページ中段から33ページにかけてでございますが、現在建設中の都市交流施設の運営開始に向けた準備やオープニングイベント等を実施するための経費と致しまして、12節、建設登記業務委託、公衆無線LAN構築委託。33ページとなります。14節、トピアリー設置工事、17節、待合所ベンチ、ペットロボット、18節、水道加入者分担金等、事業経費総額569万3千円を計上致しました。

33ページの中段でございますけれども、18節負担金補助及び交付金中、企業人材派遣制度負担金800万円は、昨年度に引き続き、3大都市圏に所在する民間企業等の社員を一定期間受け入れ、デジタル分野のノウハウや知見を生かし、DXの推進に向けて業務に従事をしていただく予定でございます。

下段となります。6目諸費、18節負担金補助及び交付金中、広域市町村圏事務組合

負担金は、主に消防費の増により、前年度比142万6千円増の2億1642万2千円を計上致しました。

34ページをお願い致します。下段となります。9目情報化推進費、12節委託料、ネットワーク環境整備業務委託935万円を計上致しました。平成30年度に行政ネットワーク整備事業で調達を致しましたノートパソコン50台を更新する費用でございます。

38ページをお願いを致します。中段となります。3項戸籍住民基本台帳費関係では、1目戸籍住民基本台帳費、12節委託料中、戸籍システム改修委託552万2千円を計上致しました。本籍地以外の市区町村の窓口でも戸籍証明等の請求ができるよう、また、マイナンバー制度への参加によって、行政手続きにおける戸籍証明書等の添付の省略が可能となるように改修を行うものでございます。実際の運用につきましては、令和6年度頃となる見込みでございます。財源と致しまして、国庫支出金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金276万1千円を充当する予定でございます。

39ページをお願いを致します。中段から41ページ上段にかけてでございますが、4項の選挙費関係、令和5年4月に予定されております各選挙に係る執行及び公費負担経費について、2目、千葉県議会議員選挙費324万7千円。3目、鋸南町長、鋸南町議会議員選挙、1830万4千円をそれぞれ計上致しました。

42ページをお願いを致します。下段となります。3款民生費、1項社会福祉関係では、1目、社会福祉総務費、27節繰出金、国民健康保険特別会計繰出金は、前年度比395万5千円減の777万2千円を計上致しました。失礼致しました。前年度比390万5千円減の7772万円を計上致しました。減額の主な要因は、低所得者の保険料軽減等を目的とした保険基盤安定繰出金が減額となる見込みのためでございます。

44ページをお願いを致します。上段となります。3目、老人福祉費、18節負担金補助及び交付金中、千葉県後期高齢者医療広域連合負担金は前年度比430万5千円増の1億4230万1千円を計上致しました。増額の主な要因は医療諸費見込み額の増により、町が負担する療養給付費負担金が増額となる見込みのためでございます。一番下となりますが、27節繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金は、前年度比164万3千円増の4079万7千円を計上致しました。増額の主な要因は、後期高齢者医療広域連合納付金の保険基盤安定分が増額となる見込みのためでございます。

45ページをお願いを致します。下段となります。4目、老人福祉センター費、14節工事請負費、温泉揚湯装置取替工事350万円を計上致しました。設置から9年経過し、不具合も出始めている装置の更新と井戸内の清掃の経費を見込みました。

46ページをお願いを致します。中段となります。5目、介護保険費、12節委託料中、介護保険事業計画策定委託256万3千円を計上致しました。第10期高齢者保健福祉計画、第9期介護保険事業計画の策定について、令和4年度から着手しております

が、令和5年度は実施したアンケート調査の結果を踏まえ、保険料等を含めた計画を策定してまいります。27節、繰出金、介護保険特別会計繰出金は、前年度比120万2千円減の1億9431万4千円を計上致しました。減額の主な要因は、介護給付費負担金分が減額となる見込みのためでございます。

47ページをお願いを致します。中段となります。7目、障害福祉費、12節委託料中、障害者福祉計画策定業務委託431万6千円を計上致しました。第5次障害者基本計画、第7次障害者福祉計画、第3次障害児童福祉計画につきまして、アンケート調査を実施し、基本施策、障害福祉サービスの見直しを行い、計画を策定をしております。

49ページをお願い致します。上段となります。2項、児童福祉関係では、1目、児童福祉総務費、19節扶助費、子ども医療費扶助は、前年度比72万9千円増の1574万2千円を計上致しました。冒頭申し上げた通り、18歳までの医療費の自己負担額の徴収を撤廃し、子育て支援のさらなる拡充をしております。事業の財源と致しましては、県から子ども医療費助成事業補助金350万円残る町負担分の一部につきまして、過疎対策事業債を充当する予定でございます。

56ページをお願いを致します。中段となります。4款、衛生費、1項保健衛生費関係では3目、環境衛生費、18節負担金補助及び交付金中、一般廃棄物処理施設整備事業負担金は、前年度比1億4393万7千円増の2億7664万3千円を計上致しました。南房総市と共同で建設を進めているし尿処理施設につきましては、令和4年度から着手している整備工事が今年度完了する見込みで、令和4年度未調達機器の整備分も加わり、負担金が増加したことが要因でございます。このうち679万5千円が廃棄物の中継施設建設事業分となります。負担金の一部につきましては、過疎対策事業債を充当して実施しております。またその3つ下になりますが、一般廃棄物処理施設運営事業負担金として290万2千円を計上致しました。し尿処理施設の完成後の令和6年1月から3カ月分の施設運営事業費及び人件費を両市町の均等割および処理量割で算出した負担分でございます。また2つ上に戻りますが、広域廃棄物処理施設整備事業負担金として、前年度比23万9千円減の847万8千円を計上致しました。対象事業費及び人件費を構成市町村の均等割で算出した負担分でございます。

57ページをお願いを致します。下段となります。5目、病院費、18節、負担金補助及び交付金、病院会計補助金7613万9千円、23節、投資及び出資金、病院会計出資金1001万円を計上し、鋸南病院事業会計への支出見込み額は前年度比30万円減の8614万9千円でございます。補助金につきましては、病院官舎の解体費用が減のため、前年度比277万3千円の減額。また、出資金につきましては、起債の元金償還金の増及び医療機器整備費出資金の増により、前年度比247万3千円の増額となりました。

58ページをお願いを致します。上段となります。2項、清掃費関係では、1目清掃

総務費、18節負担金補助及び交付金、鋸南地区環境衛生組合分担金は前年度比579万2千円増の1億5413万2千円を計上致しました。増額の主な要因は、令和6年1月から南房総市にし尿処理が移ることから、組合解散へ向けた事業費が増額となるため、負担金も増額となるものでございます。

同じページの下段となります。3項、水道費関係では、1目水道費、18節負担金補助及び交付金、水道会計補助金は、前年度比2763万円減の1億48万円を計上致しました。減額の主な要因ですが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金を財源と致しました水道基本料金減額分が減額となったことによるものでございます。補助金の内訳は高料金対策繰出分が1億円、水道事業会計職員の児童手当繰り出し分が48万円となっております。

61ページをお願いを致します。中段となります。5款、農林水産業費、1項農業費関係では、3目農業振興費、18節負担金補助及び交付金中、鳥獣被害防止総合対策交付金は、前年度比566万7千円増の2420万7千円を計上いたしました。増額の要因は、令和5年度に有害鳥獣侵入防止柵設置費用の補助金として、920万7千円を計上したことによるものでございます。事業費の全額が県支出金の鳥獣被害防止総合対策交付金で賄われるものでございます。

63ページをお願いを致します。中段となります。7目、佐久間ダム維持管理事業費、12節委託料中、佐久間ダムトイレ清掃業務委託275万9千円を計上致しました。現在、鋸南町土地改良区への佐久間ダム管理委託の中に含まれているトイレ清掃を、別途トイレ清掃事業者へ委託をするものでございます。

下段となります。2項、林業費関係でございますが、1目、林業振興費、14節工事請負費、林道補修工事として245万円を計上致しました。嶺岡林道につきまして、平成30年度から継続して補修工事を実施しておりますが、令和5年度は昨年度と同様、嶺岡林道3号線の側溝補修工事70mを実施する予定でございます。

65ページをお願いを致します。中段となります。3項、水産業費関係では、5目漁港建設費、保田漁港、14節工事請負費、水産物供給基盤機能保全工事2500万円を計上致しました。保田漁港の吉浜船揚げ場コンクリートたたき部分、約52mの補修工事を行います。工事費2500万円のうち50%は国負担、50%は町負担となります。町負担分の1250万円のうち1120万円は、公共事業等債を充当する予定でございます。

67ページをお願いを致します。下段となります。6款、商工費、1項商工費関係では3目観光費、12節委託料中、トイレ清掃業務委託468万2千円は、現在会計年度任用職員に依頼している観光トイレ5ヶ所の清掃をトイレ清掃業者に委託するものでございます。

71ページをお願いを致します。中段となります。7款、土木費、1項土木管理費関



係では、1目、土木総務費、18節負担金補助及び交付金中、住宅取得奨励金は前年度比200万円減の750万円を計上致しました。国から補助率45%の社会資本整備総合交付金337万5千円の補助を受け、事業を実施してまいります。なお、町負担分の412万5千円のうち、過疎対策事業債を310万円充当をする予定でございます。

その2つ下となります。空き家対策事業として、空き家片付け応援支援金100万円、空き家バンク成約奨励金25万円を計上しております。空き家片付け応援支援金につきましては、空き家バンクに空き家を登録することを条件に、空き家の片付けに要する費用に対し、支援金を支給するものでございます。空き家バンク成約奨励金につきましては、空き家バンクに登録されている物件の売買や賃貸の契約が成立した場合、所有者に対し、成約奨励金を交付するものでございます。

72ページをお願いを致します。中段となります。2項、道路橋梁費関係では、2目道路維持費、12節委託料中、橋梁補修設計委託200万円、トンネル補修設計業務委託700万円、14節工事請負費中、橋梁補修工事3400万円を計上致しました。橋梁補修設計委託につきましては、中橋及び西ノ下橋の補修工事に使用する資材の価格調査業務委託でございます。トンネル補修設計業務委託につきましては、湯沢トンネル、岩井袋トンネル、小尾越トンネル、勝六トンネルの補修工事設計業務委託でございます。橋梁補修工事につきましては、中橋、西ノ下橋の計2橋の工事を実施する予定でございます。21節の電柱移転補償金250万円と合わせまして、道路橋梁長寿命化修繕事業の事業費は4550万円となります。この財源と致しましては、国の補助率61.5%の道路メンテナンス事業補助金2258万5千円と、町負担分2291万5千円につきましては、町負担分のうち1290万円につきましては、公共事業等債を充当する予定でございます。

73ページをお願いを致します。中段となります。4項、国土調査費関係では、1目、国土調査費、12節委託料中、地籍測量委託1620万9千円を計上しております。令和5年度は元名区の霞田地区0.15平方kmの現地調査を予定しております。

75ページをお願いを致します。上段となります。8款、消防費、1項消防費でございますが、2目、消防施設費、12節委託料中、ハザードマップ作成業務委託130万9千円を計上致しました。令和4年3月に千葉県が公表した佐久間川、保田川、元名川の浸水想定に基づき、洪水ハザードマップを作成し、公共施設への掲示、町内全戸及び窓口で配布を行ってまいります。

下段となります。18節、負担金補助及び交付金中、千葉県防災行政無線再整備工事負担金1454万5千円を計上致しました。現在設置されている千葉県の防災行政無線設備が老朽化及び次世代衛星への移行のため、市町村は再整備工事にかかる費用の2分の1を県に支払うこととなります。負担金のうち1450万円は、緊急防災減災事業債を充当する予定でございます。

77ページをお願いを致します。中段となります。9款、教育費、1項教育総務費関係では、2目、事務局費、12節、委託料中、子ども子育て支援事業計画策定委託245万6千円を計上致しました。令和7年度から5年間の第3期子ども子育て支援事業計画につきましては、令和5年度から6年度まで2カ年かけて計画を策定してまいります。初年度となります令和5年度は、計画策定のための基礎調査を行う予定でございます。

82ページをお願いを致します。最下段となります。3項、中学校費では、1目、学校管理費、12節委託料中、トイレ改修工事設計業務委託396万円を計上致しました。老朽化した中学校のトイレ改修を行うため、設計委託を行うものでございます。財源と致しまして、過疎対策事業債を充当するものでございます。

89ページをお願いを致します。最上段となります。5項、社会教育費では、2目、公民館費、12節委託料中、中央公民館トイレ改修工事設計業務委託495万円を計上致しました。老朽化した中央公民館のトイレ改修を行うため、設計委託を行うものでございます。財源として、過疎対策事業債を充当する予定でございます。

91ページをお願いを致します。上段となります。4目、文化財保護費、12節委託料中、ふるさと偉人漫画制作業務委託300万円を計上致しました。ふるさとゆかりの偉人、醍醐新兵衛の漫画を制作し、児童生徒への配布等を行い、ふるさと教育を推進してまいります。財源と致しましては、B&G財団助成金を全額充当する予定でございます。

その1つ下となります。18節、負担金補助及び交付金、鋸山日本遺産候補地域活用推進協議会負担金522万6千円を計上致しました。日本遺産候補地域として認定された鋸山について、富津市と共同で、引き続き日本遺産への登録を目指してまいります。令和5年度の活動費を、富津市と鋸南町で均等割、人口割で算出した額を、町負担分として事業を実施する同協議会へ支出をしてまいります。財源と致しましては、鋸山日本遺産候補地域活用推進協議会交付金261万3千円を計上しております。この交付金は、国から同協議会を通じて町へ交付される予定でございます。

93ページをお願い致します。下段から94ページとなりますが、6項、保健体育費では3目、町民体育施設費、12節委託料中、プール暖房設備改修工事監理委託、55万円。94ページ中段となります。14節工事請負費、プール暖房設備改修工事2053万7千円を計上致しました。本工事は、経年劣化により老朽化したB&Gプール暖房設備の改修工事となります。工事費2053万7千円は2期工事分の予算となり、令和4年度予算で計上した第1期工事予算とあわせて事業を実施してまいります。

96ページをお願いを致します。中段となります。7項、学校給食センター費関係では、1目、学校給食センター費、12節備品購入費中、給食用食器皿354万3千円を計上致しました。購入から10年経過し、経年劣化した食器皿各種450個購入し、更新を行います。購入費用のうち、一部につきまして、豊かなまちづくり基金を充当する

予定でございます。

97ページをお願いを致します。中段となります。11款、公債費、1項、公債費ですが、1目、元金と2目、利子の合計は、前年度比2065万6千円増の5億2045万5千円を計上致しました。増額の要因は、令和5年度に借入れを致しました。はい。増額の要因は、令和元年度に借入れをした資料館改修事業及び消防施設整備事業に伴う過疎対策事業債の元金償還が開始することによるものでございます。

続きまして歳入をご説明申し上げます。

13ページをお願いを致します。

第1款の町税でございますが、町税の総額は7億3092万1千円で、前年度比2547万4千円、3.6%の増と致しました。増額となった主な要因は、個人所得の回復による町民税、個人所得割の増額、新築増築家屋の増による固定資産税家屋分の増額、新規償却資産の増による固定資産償却資産分の増額を見込んだことによるものでございます。

14ページをお願い致します。14ページ上段から15ページ下段の、2款、地方譲与税から10款、地方特例交付金につきましては、県の試算を踏まえて交付を見込み、合計で2億2656万1千円を予定を致しました。前年度比985万2千円増、4.5%の増となる見込みでございます。増額の主な要因は、法人事業税交付金が前年度比330万円の増、地方消費税交付金が前年度比860万円の増と見込んだためでございます。

15ページ、11款の地方交付税でございます。前年度比2.5%増の20億6千万円を計上致しました。このうち普通交付税は19億3千万円を予定しております。令和5年度の国の交付税総額は前年度比1.7%増の見込みが示されたことから、町独自に試算を行い、過去の実績を加味し、県の試算を踏まえた上で予算額を計上致しました。また、特別交付税は見込み額を試算した結果、令和4年度と比較して、2千万円増額し、1億3千万円を計上致しました。

17ページをお願い致します。17ページ下段の15款、国庫支出金から22ページ中段までの16款、県支出金につきましては、各事業の特定財源でありますので、予算審査特別委員会におきまして、各課の説明とさせていただきます。

23ページをお願いを致します。上段となります。18款、寄附金、1項寄附金であります。1目豊かなまちづくり寄附金は、前年度比639万4千円増の2203万3千円を計上致しました。同額を、歳出、基金費において、豊かなまちづくり基金へ積み立てをするものでございます。

同じページの19款、繰入金、2項、基金繰入金でございますが、3目、豊かなまちづくり基金繰入金は622万円を計上致しました。都市交流施設整備事業の他5事業に充当をさせていただきたいと考えております。

その1つ下となります。4目、森林環境譲与税基金繰入金は220万9千円を計上し、

森林環境整備事業等に充当させていただきたいと考えております。

25ページをお願いを致します。最上段となります。21款、諸収入、3項、雑入でございます。5目、雑入、1節雑入、医療財団負担金は1943万4千円を計上致しました。県からの派遣で町職員として位置づけられている鋸南病院勤務医師2名分の医療財団からの負担金を計上致しました。

25ページ下段から26ページでございます。22款、町債、1項、町債であります。令和5年度の町債合計は前年度比7億10万円減の3億7190万円を予定致しました。1目、臨時財政対策債は、国が地方財政計画により発行額を大幅に抑制する見込みであることから、町県の試算を踏まえまして、前年度比2千万円減の1千万円で予定を致しました。3目、過疎地域持続的発展特別事業債につきましては、子ども医療費助成事業の他、11事業に充当する予定でございます。6目、教育債、1節、公民館改修事業債は、公民館トイレ改修事業の財源として、2節、中学校改修事業債は、中学校トイレ改修事業の財源として、5節、海洋センター改修事業債は、B&Gプール暖房設備改修事業の財源としてそれぞれ充当をする予定でございます。7目、衛生債は、一般廃棄物処理施設整備事業負担金の財源として、し尿処理施設整備事業債2億4830万円を予定を致しました。

恐れ入ります。23ページにお戻りいただきたいと思っております。下段となります。令和5年度の歳入歳出の概要を申し上げてまいりましたが、20款、繰越金は、前年度と同額の1億円と予定を致しました。なお不足する財源につきましては、23ページ中段となります。19款、繰入金、2項、基金繰入金費、1目、財政調整基金繰入金を1億7338万8千円計上し、補填をすることと致しました。その結果、基金取り崩し後の財政調整基金の残高は18億4684万1千円となる予定でございます。

最後に人件費関係でございますが、特別職の給与につきましては引き続き、町長30%、副町長、教育長20%の削減で計上させていただきました。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（鈴木辰也）

副町長から議案の説明が終わりました。

12時を回っておりますが、このまま会議を続けさせていただきます。

失礼しました。

ここで午後1時30分まで休憩とします。

…………… 休 憩・午後 0 時 8 分 ……………  
…………… 再 開・午後 1 時 3 0 分 ……………

**○議長（鈴木辰也）**

休憩を解いて会議を再開します。

これより、令和 5 年度鋸南町一般会計予算全般に関わることについて、総括質疑を行います。

総括質疑に対する答弁については、この後付託予定となる予算審査特別委員会の際にお願いすることとし、詳細部分については、特別委員会において審議を行っていただきたいと思っております。それでは、予算編成方針等、予算全般に関わることで、総括質疑がありましたらお願いします。

**○議長（鈴木辰也）**

質疑がないようですので、総括質疑を終了します。

**○議長（鈴木辰也）**

お諮りいたします。ただ今議題となっております、議案第 16 号、令和 5 年度鋸南町一般会計予算については、議員全員で構成する、予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査致したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（鈴木辰也）**

異議なしと認めます。

よって議案第 16 号、令和 5 年度鋸南町一般会計予算については、全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定致しました。

**○議長（鈴木辰也）**

ここで暫時休憩をし、休憩中に予算審査特別委員会を開催して、委員長、副委員長の互選をお願いします。議員各位は委員会室にお集まりください。暫時休憩を致します。

…………… 休 憩・午後 1 時 3 2 分 ……………  
…………… 再 開・午後 1 時 4 5 分 ……………

**○議長（鈴木辰也）**

休憩前に引き続き、会議を再開致します。

休憩中に予算審査特別委員会を開催し、委員長に笹生正己議員、副委員長に早川正也

議員が選任されましたので、報告致します。

## ◎議案第17号の上程、説明

### ○議長（鈴木辰也）

日程第8、議案第17号、令和5年度鋸南町国民健康保険特別会計予算についてを議題と致します。

税務住民課長より、議案の重点説明を求めます。

税務住民課長。

[税務住民課長 石井肇 登壇]

### ○税務住民課長（石井肇）

議案第17号、令和5年度鋸南町国民健康保険特別会計予算についてご説明致します。

初めに、広域化による国保財政の運営主体である千葉県は、令和5年度の県全体の被保険者数を、団塊の世代が後期高齢者医療に移行することを見込み、約4万9千人の減、3.9%の減と致しましたが、1人当たりの医療費は4.4%増と見込み、当町の令和5年度の国保事業納付金は2億5069万9千円で、前年度比1034万6千円増で通知をしたところでございます。当町の国民健康保険の状況でございますが、人口減少によりまして、ここ数年は毎年度、100人を超える被保険者数が減少し、令和元年度以降の保険給付費は減少に転じ、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えが顕著であったため、保険給付費は大きく落ち込んだ状況でございました。しかしながら、行動制限の緩和により、受診控えが解消され、令和4年度の保険給付費は前年度比約3800万円、4.7%の増と見込んだところでございます。令和5年度におきましても、受診控え解消による受診機会の増加や、診療内容の高度化、高額化によりまして、1人当たりの療養給付費と高額療養費は増加すると見込んでおります。今後1人当たりの医療費は被保険者の高齢化の進展により上昇することも予想されます。将来の医療費抑制を視野に、被保険者の健康増進と疾病予防のため、特定健診等の保健事業を積極的に推進してまいります。なお保険料率につきましては、本算定の際に、国保会計の財政状況、被保険者数や所得の状況、近隣市の動向などを踏まえまして、改めて精査し、6月頃、国保運営協議会でご審議いただき、その意見を踏まえて決定をしてまいります。

それでは予算の内容をご説明させていただきます。1ページをお願い致します。予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億5039万1千円にしようとするものでございます。前年度比2995万8千円、2.9%の増と致しました。

初めに歳出からご説明致しますので10ページをお願い致します。1款、総務費は、

国保事業に必要な事務的経費を計上しております。1項1目、一般管理費は544万1千円で、前年度と比較し、12万5千円の減額と致しました。減額の主な要因は、被保険者数減少による、11節、役務費の郵便料の減額と、13節、高額医療システムの再リースによる使用料の減額によるものでございます。

次に11ページをお願い致します。2項、徴税費は518万9千円で、保険料の賦課徴収と滞納処分に係る予算を前年度比11万5千円の減額で計上いたしました。減額の主な要因は、被保険者数の減少による11節、郵便料の減額と13節、国保関係システムの再リースによる賃借料の減額によるものでございます。

次に4項、下段です。趣旨普及費31万8千円は、前年度と同額で10節、印刷製本費として、保険証発送時に同封する制度周知用パンフレット1700部、2種類分を計上致しました。

12ページをお願い致します。2款、保険給付費、1項、療養諸費は合計で6億4476万2千円を計上しました。前年度と比較し579万4千円、0.9%の増でございます。そのうち、1目、一般被保険者療養給付費は6億4027万5千円で、前年度比880万2千円、1.3%の増と致しました。直近3カ年の給付費の実績等を参考に、納付金算定時に県が推計した年平均被保険者数1794人、前年度より104人減を見込みまして計上をしたところでございます。なお、以降の予算項目に計上しております、退職被保険者に係る予算につきましては、令和2年度以降において、退職被保険者はありませんが、遡及加入などがあった場合に備えまして、1千円の計上をしておるところでございます。

次に、3目、一般被保険者療養費は298万5千円で、前年度比300万8千円の減、50.1%の減と致しました。直近3カ年の実績等を参考に計上しております。2項高額療養費、1目、一般被保険者高額療養費は9906万4千円で、前年度比869万4千円、9.6%の増と致しました。一般被保険者療養給付費と同様に見込み計上したところでございます。

次に14ページをお願い致します。5項1目、出産育児一時金150万円は、前年度比24万円、19%の増と致しました。条例改正によりまして、令和5年度から1人42万円を50万円に引き上げ、3人分を計上しております。

6項1目、葬祭費120万円は、前年度と同額で見込みました。1件5万円の給付を24人と見込み計上しております。7項1目、傷病手当金74万円は、新型コロナウイルス感染症に感染、あるいは感染の疑いで労働機会が減少した被保険者に対する給付金で、前年度と同額で計上しております。

下段、3款、国民健康保険事業費納付金は、運営主体である県に納めるべき納付金で、1項、医療給付費分は一般被保険者分で、県の通知により1億7189万2千円を計上致しました。

次に15ページをお願い致します。

2項、後期高齢者支援金等分も一般被保険者分で6003万円、3項、介護納付金分は1877万7千円で、県からの通知に基づき計上したところでございます。次に5款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費は1046万7千円で、前年度比3万8千円、0.3%の増と致しました。特定健診に係る事業委託が主なものでございます。12節の委託料、検診事業委託509万5千円は、前年度比65万4千円の減で、集団検診350人、前年度比70人の減、施設検診200人、前年度から増減ありません。で、見込んだところでございます。

次に16ページをお願い致します。同じく12節委託料の特定健診受診率向上事業業務委託350万7千円は、前年度比49万5千円の増で計上致しました。特別交付金による補助率100%の事業でありまして、特定健診受診者データなどから、AI、人工知能を活用した分析を行いまして、効果的な受診勧奨を行うものでございます。

2項保健事業費、2目疾病予防費は212万円を計上致しました。前年度比9万1千円、4.5%の増となっております。18節、人間ドック助成金210万円は、前年度比30万円の増で、対象費用の70%を助成しますが、1人あたりの上限額は3万円となっております。70人分を計上したところでございます。

3項特別総合保健事業費は、各目を合わせまして合計2152万5千円と致しました。前年度比501万6千円、30.4%の増でございます。増額の主な要因は、保健福祉総合センターすこやか電気代の価格高騰を見込み、前年度比で約3.5倍の522万円を計上したためでございます。372万円の増となっております。

1目施設管理費は、保健福祉総合センターすこやかの維持管理費と職員2名分の人件費であります。財源には県支出金の特別調整交付金1100万円を充当致しております。

次に17ページをお願い致します。2目健康増進指導事業費126万1千円は、前年度比12万6千円、11.1%の増と致しました。前年度予算で2目としておりました保健指導事業費と統合し計上したところでございます。健康増進指導や健康づくりの普及啓発などに係る報償費、事務費等を計上しております。12節、フッ化物歯面塗布医療機関委託19万8千円は、前年度と同額で20人が年3回、フッ化物塗布を受けられるよう委託するものであります。以上で歳出の説明を終わります。

続きまして歳入についてご説明致します。

7ページをお願い致します。1款国民健康保険料は、医療給付費分と後期高齢者支援金分及び介護納付金分について、県に納めるべき国民健康保険事業費納付金の額に保険事業等に要する費用を加え、軽減を考慮した保険料賦課総額を見込み、一般退職合わせまして1億7970万2千円を計上致しました。前年度比2381万9千円、15.2%の増でございます。増額の主な要因ですが、県に納める事業費納付金が増額となったためでございます。同じページの下段になります。3款県支出金、1項1目、保険給付費



等交付金、1節普通交付金、7億4433万円は、前年度比1448万8千円、2.0%の増で、令和5年度に支出する保険給付費に充当するため、県から交付されるものでございます。2節特別交付金2925万円は、それぞれ説明欄に記載致しました項目について、県から交付されるもので、通知等に基づき計上したところでございます。そのうち、特別調整交付金分1100万円は、保健福祉総合センターすこやか施設の施設管理費に充当し、他の交付金は事業費納付金や保険事業費に充当するものでございます。

28ページをお願い致します。5款繰入金、1項1目、一般会計繰入金7772万円は、前年度比395万5千円の減、4.8%の減と致しました。1節保険基盤安定繰入金、保険料軽減分2824万5千円は、低所得者の保険料軽減分として、県が4分の3、町が4分の1を負担するもので、前年度比355万6千円の減、11.2%の減でございます。2節保険基盤安定繰入金、保険者支援分1534万5千円は、低所得者を多く抱える保険者を支援するため、国が2分の1、県と町が4分の1ずつを負担するもので、前年度比89万円の減、5.5%の減でございます。4節出産育児一時金繰入金100万円は、出産育児一時金の3分の2を町が負担するものでございます。5節その他一般会計繰入金1052万円は、保健福祉総合センターすこやかで実施する特別総合保健事業費に充当するもので、電気料高騰により、前年度比505万5千円、92.5%の増と致しました。6節、財政安定化支援事業繰入金1070万6千円は、前年度比427万1千円の減、28.5%の減と致しました。国保財政の健全化及び保険料負担の平準化に資するため繰り入れるもので、軽減世帯割合の減少により減額で見込んだところでございます。7節一般会計事務費等繰入金1175万6千円は、国保会計の事務費分として繰り入れるもので、前年度比226万1千円の減、2.2%減で計上致しました。下段、6款繰越金は、前年度繰越金で、現時点で見込める額と致しまして、前年度比608万円減額の、1892万円で計上致しました。以上で歳入の説明を終わります。

なお、20ページ以降は、給与費明細書を添付しておりますので、ご参照願います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（鈴木辰也）

議案の説明が終わりました。これより令和5年度鋸南町国民健康保険特別会計予算全般にかかわることについて、総括質疑を行います。総括質疑がありましたらお願いします。

#### ○議長（鈴木辰也）

質疑がないようですので、総括質疑を終了します。

お諮り致します。ただ今議題となっております、議案第17号、令和5年度鋸南町国民健康保険特別会計予算については、予算審査特別委員会に付託の上、審査致したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（鈴木辰也）**

異議なしと認めます。よって議案第17号、令和5年度鋸南町国民健康保険特別会計予算については、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

**◎議案第18号の上程、説明**

**○議長（鈴木辰也）**

日程第9、議案第18号、令和5年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題と致します。

税務住民課長より、議案の重点説明を求めます。

税務住民課長。

〔税務住民課長 石井肇 登壇〕

**○税務住民課長（石井肇）**

議案第18号、令和5年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明致します。

初めに、千葉県後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療制度における保険料率を、法律に基づき、2年間は据え置きとすることから、令和5年度も均等割額4万3400円、所得割率を8.39%に定めております。千葉県の被保険者数は、令和4年度以降、団塊の世代が後期高齢者に移行し始め、令和5年度は前年度比約4万3千人、4.66%増加し、96万人に達すると見込まれております。また、医療の高度化等に伴い、1人当たりの医療給付費の伸び率を1.08%増と見込んでおり、保険料率の上昇が予測されましたが、国による賦課限度額の引き上げや、令和4年10月からの2割負担導入、また県広域連合による保険料調整基金約52億円の活用により、被保険者の保険料率上昇が抑制されてきました。以上のことを踏まえまして、県広域連合が算定し通知した令和5年度の広域連合納付金額をもとに予算編成を行ったところでございます。当町の令和5年4月1日における被保険者数の見込みでございますが、2020人、前年度比97人の増と見込んだところでございます。

次に、予算編成の基本的事項について申し上げます。本特別会計の歳入は、主に保険料と保険料軽減分に対する基盤安定繰入金及び事務費繰入金を合わせた一般会計繰入金で、歳出は主に保険者である千葉県後期高齢者医療広域連合への納付金と後期高齢者健康診査等に要する費用等の予算でございます。

それでは1ページをお願い致します。予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億5677万7千円にしようとするものであります。前年度比685万4千円、4.6%の増と致

しました。

初めに歳出からご説明致しますので、8ページをお願い致します。1款1項、総務管理費につきましては、後期高齢者医療保険事業に必要な事務的経費で、後期高齢者システム使用料85万円が主なものでございます。前年度とほぼ同額の121万円で計上致しました。2項徴収費は、保険料の徴収に要する経費や、本算定に伴う算定処理委託料55万円が主なもので、前年度とほぼ同額の96万5千円としたところでございます。下段、2款後期高齢者医療広域連合納付金は、県広域連合の通知に基づき、前年度比669万円、4.7%増の1億5032万9千円を計上致しました。保険料分が1億1170万1千円、497万1千円の増、基盤安定分が3862万8千円で、171万9千円の増と致しました。

9ページをお願い致します。3款保健事業費、1項1目、保健事業費256万9千円は、前年度比17万1千円、7.1%の増と致しました。県広域連合が実施する保健事業を受託して行うもので、保健福祉課との連携により実施する総合検診の健康診査である検診事業委託237万3千円が主な費用でございます。集団健診は240人、前年度比40人の増。それから施設健診30人、前年度比20人の減で見込んだところでございます。2目、疾病予防費60万円は、人間ドック助成金で対象費用の70%を助成しますが、1人当たりの限度額は3万円で、20人分を計上しております。以上で歳出の説明を終わります。

続きまして歳入についてご説明致します。6ページをお願い致します。

1款後期高齢者医療保険料は、県広域連合の通知に基づき、総額1億1169万7千円で計上致しました。前年度比497万1千円、4.7%の増としたところでございます。2款繰入金、1項一般会計繰入金のうち、保険料軽減額に対する補填分であります、2目保険基盤安定繰入金は、県広域連合からの通知に基づき、3862万8千円で計上致しました。前年度比171万9千円、4.7%の増となったところでございます。3款繰越金は、現時点で見込める額と致しまして、前年度と同額の50万1千円で計上致しました。一番下になります。4款諸収入、4項1目、受託事業収入317万7千円は、前年度比24万円、8.2%の増と致しました。県広域連合から受託する検診事業費と、徴収費に充当するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

## ○議長（鈴木辰也）

議案の説明が終わりました。

これより、令和5年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算全般に関わることについて総括質疑を行います。

総括質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（鈴木辰也）**

質疑がないようですので、総括質疑を終了します。

お諮り致します。

ただいま議題となっております、議案第18号、令和5年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算については、予算審査特別委員会に付託のうえ、審査致したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（鈴木辰也）**

異議なしと認めます。

よって、議案第18号、令和5年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算については、予算審査特別委員会に付託のうえ、審査することに決定致しました。

**◎議案第19号の上程、説明**

**○議長（鈴木辰也）**

日程第10、議案第19号、令和5年度鋸南町介護保険特別会計予算についてを議題と致します。

保健福祉課長より、議案の重点説明を求めます。

保健福祉課長。

〔保健福祉課長 寺本幸弘 登壇〕

**○保健福祉課長（寺本幸弘）**

議案第19号、令和5年度鋸南町介護保険特別会計予算についてご説明致します。

予算書の1ページをお願い致します。令和5年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ14億5898万2千円を予定致しました。前年度と比較致しまして1118万8千円、0.8%の減となるものでございます。本予算につきましては、令和4年度実績見込みを考慮して編成させていただきました。

初めに歳出からご説明申し上げます。10ページをお願い致します。

第1款総務費は、総額で前年度と比較致しまして、5万2千円、0.4%の増、1177万9千円を予定致しました。第1項、第1目、一般管理費は、介護保険システム使用料等の事務運営費でございます。第2項、第1目、賦課徴収費につきましては、保険料の算定に伴う電算委託に要する費用が主なものでございます。第3項、第1目、介護認定審査会費は、認定審査委員10名が2班にわかれ、各週ごとに実施する審査会の委員報酬及び第2目、認定調査費は、11ページをお願い致します。役務費における各医

療機関等の医師が作成する意見書に対する作成料が主なものでございます。11ページ下段から14ページまでの、第2款保険給付費関係につきましては、令和4年度実績見込みを考慮して、個々の給付見込み額を編成させていただいております。11ページ下段の第1項、介護サービス等諸費における第1目、居宅介護サービス給付費から、12ページの第6目、居宅介護サービス計画給付費までは、要介護1から要介護5までのいずれかの介護度に認定された方の訪問看護、通所介護、施設介護等の介護サービスに対する給付で、対前年度比172万8千円、0.1%の増の総額12億8313万6千円を予定致しました。12ページ最下段から13ページ中段までの第2項、介護予防サービス等諸費における、第1目、介護予防サービス給付費から、第4目、介護予防サービス計画給付費までは、要支援1に認定された方の介護サービスに対する給付で、総額744万円は、前年度と同額を予定致しました。第4項介護サービス費は、1ヶ月に支払った介護サービスの利用負担額が定められた上限額を超えた場合に、その超えた額を支給する給付費でありまして、前年度と同額の総額4030万円を予定致しました。第5項、介護医療合算介護サービス費は、世帯における1年間の医療費、及び介護サービスの利用負担額の合計が著しく高額となり、定められた上限額を超えた場合にその超えた額を支給するものでありまして、前年度と同額の総額410万円を予定致しました。第6項、特定入所者介護サービス費であります。介護施設に入所されている方の食事や居住費の負担額は、課税状況等に応じて決められております。当該サービス費は、利用している低所得の方の食費や居住費に対する本人負担を軽減するための給付費として対前年度比1500万円、28%減の、総額5720万円を予定致しました。大きく減となった要因は、令和3年の8月から認定要件である預貯金額や食費の負担限度額の見直しが行われたことによるものでございます。15ページ中段をお願い致します。第5款、諸支出金、第1項第1目、第1号被保険者還付金であります。過年度の資格喪失による保険料の還付等50万円を予定致しました。16ページをお願い致します。第6款、地域支援事業費、第1項、介護予防生活サービス事業費は、要支援認定を受けた方への訪問介護、通所介護、生活支援サービス及び訪問通所の計画策定に関わるサービスに対する給付であり、前年度とほぼ同額の1016万円を予定致しました。第2項、一般介護予防事業費は、要介護状態等にならないための事業を実施する費用で、941万8千円を予定致しました。前年度と比較致しまして22万9千円、2.4%の減となっております。17ページ中段をお願い致します。第3項、包括的支援事業任意事業費は、高齢者からの各種相談や各事業所への指導助言、また、ケアプラン作成に関する相談、支援をするための費用として、職員2名分の人件費を含む事業費であります。総額で2393万2千円を予定致しました。19ページをお願い致します。第7目、認知症総合支援事業費は、認知症ケアの向上を図るため、社会福祉協議会に支援推進員を委託し、地域における認知症の人とその家族を支える相談支援や支援体制の充実を図ろうとす

るもので、112万9千円を予定致しました。

次に歳入についてご説明いたします。戻っていただきまして7ページをお願い致します。

第1款、保険料、第1項、介護保険料、第1目、第1号被保険者保険料は、第8期介護保険計画の策定に伴い、算出されました保険料を、各段階の被保険者見込み数に乗じた額の合算等により、総額2億8707万4千円を予定致しました。前年度と比較致しまして399万3千円、1.4%の減となっております。第3款、国庫支出金、第1項、国庫負担金、第1目、介護給付費負担金の2億4576万7千円は、歳出第2款、保険給付費の居宅等に関わるサービス給付費に対して20%、施設に関わるサービス給付に対しては15%の負担率で交付されますので、当該負担金の合計額を計上致しました。第2項、国庫補助金、第1目、調整交付金の1億1145万1千円は、歳出第2款、保険給付費に対して8%の補助率を見込んだ額を計上しております。第2目、地域支援事業交付金、介護予防日常生活支援総合事業の740万7千円は、歳出第6款、地域支援事業費における、第1項、介護予防生活支援サービス事業費、第2項、一般介護予防事業費、及び第4項、その他諸経費の費用に対して、補助率25%を乗じて算出された合計額を計上致しました。第3目、地域支援事業交付金、介護予防日常生活支援総合事業以外、の917万6千円は、歳出第6款、地域支援事業費における、第3項、包括的支援事業任意事業費の費用に対して、補助率38.5%を乗じて算出された額を計上致しました。第4目、保険者機能強化推進交付金の82万5千円は、地域支援事業費における自立支援、重度化防止等に向けた地域ケア会議及び研修会並びに介護人材の取り組み等に対する交付金として交付されるものでございます。8ページをお願い致します。第4款、支払基金交付金、第1項第1目、介護給付費交付金の3億7614万6千円は、第2号被保険者の保険料分として、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、歳出第2款保険給付費に対して、負担率27%を乗じて、算出された額を計上致しました。第2目、地域支援事業支援交付金の799万9千円は、歳出第6款、地域支援事業費における、第1項、介護予防生活支援サービス事業費、第2項、一般介護予防事業費及び第4項、その他諸経費の費用に対して、負担率27%を乗じて算出された合計額を計上致しました。第5款、県支出金、第1項、県負担金、第1目、介護給付費負担金の2億700万3千円は、歳出第2款、保険給付費の、居宅に関わるサービス給付費に対して12.5%、施設に関わるサービス給付に対しては17.5%の負担率で交付されますので、当該負担金の合計額を計上致しました。第2項、県補助金、第1目、地域支援事業交付金、介護予防日常生活支援総合事業の370万4千円は、歳出第6款、地域支援事業費における、第1項、介護予防生活支援サービス事業費、第2項、一般介護予防事業費、及び第4項その他諸経費の費用に対して、補助率12.5%を乗じて算出された合計額を計上致しました。第2目、地域支援事業交付金、介護予防日常生活支援総

合事業以外、の458万8千円は、歳出第6款、地域支援事業費における、第3項、包括的支援事業任意事業費の費用に対して、補助率19.25%を乗じて算出された額を計上致しました。第6款、繰入金、第1項、一般会計繰入金、第1目、介護給付費繰入金の1億7414万3千円は、歳出第2款、保険給付費に対して、負担率12.5%を乗じて算出された額を計上致しました。第2目、地域支援事業繰入金、介護予防日常生活支援総合事業の370万4千円は、歳出第6款、地域支援事業費における、第1項、介護予防生活支援サービス事業費、第2項、一般介護予防事業費、及び第4項その他諸経費の費用に対して、補助率12.5%を乗じて算出された合計額を計上致しました。第3目、地域支援事業繰入金、介護予防日常生活支援総合事業以外、の458万8千円は、歳出第6款、地域支援事業費における第3項、包括的支援事業任意事業費の費用に対して、補助率19.25%を乗じて算出された額等を計上しました。第4目、その他会計繰入金の、1187万9千円は、事務費に関わる繰入金を計上致しました。9ページをお願い致します。第2項、基金繰入金、第1目、介護給付費準備基金繰入金は352万1千円を基金から取り崩そうとするものでございます。これにより、当初予算編成後の基金残高は、1019万9千円となる予定でございます。20ページ以降は、給与費明細書となっておりますので、後ほどご参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（鈴木辰也）

議案の説明が終わりました。

これより、令和5年度鋸南町介護保険特別会計予算全般に関わることについて総括質疑を行います。

総括質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」の声あり〕

#### ○議長（鈴木辰也）

質疑がないようですので、総括質疑を終了します。

お諮り致します。

ただいま、議題となっております、議案第19号、令和5年度鋸南町介護保険特別会計予算については、予算審査特別委員会に付託のうえ、審査致したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

#### ○議長（鈴木辰也）

異議なしと認めます。

よって、議案第19号、令和5年度鋸南町介護保険特別会計予算については、予算審査特別委員会に付託のうえ、審査することに決定致しました。

## ◎議案第20号の上程、説明

### ○議長（鈴木辰也）

日程第11、議案第20号、令和5年度鋸南町鋸南病院事業会計予算についてを議題と致します。

保健福祉課長より、議案の重点説明を求めます。

保健福祉課長。

〔保健福祉課長 寺本幸弘 登壇〕

### ○保健福祉課長（寺本幸弘）

議案第20号、令和5年度鋸南町鋸南病院事業会計予算についてご説明申し上げます。予算書の3ページをお開き願います。実施計画に基づきご説明致します。

初めに収益的収入でございますが、第1款、病院事業収益は8141万6千円を予定致しました。第1項、医業収益、第1目、その他医業収益は、指定管理者が収受した診断書料等の文書料であり、187万円を予定致しました。第2項、医業外収益、第1目、他会計負担金49万3千円は、繰り出し基準に基づく企業債元利償還に関わる一般会計からの負担金でございます。第2目、他会計補助金は、指定管理者への交付金及び経費等に充当するための一般会計からの補助金で、7564万6千円を予定致しました。このうち7千万円は、指定管理者に指定している、鋸南きさらぎ会への交付金でありまして、引き続き経営安定のためお願いするものでございます。第3目、長期前受金戻入、240万7千円は、会計法上の規定に基づき、有形固定資産の取得の際に受けた、国や県の補助金を減価償却し、現金の伴わない収益として計上するものであります。第4目、その他医業外収益100万円は、病院施設等の使用に関わる指定管理者からの負担金でございます。

次に収益的支出でございますが、第1款、病院事業費用は9686万1千円を予定致しました。第1項、医業費用、第1目、経費は、修繕費等の運営経費として639万円を予定致しました。第2目、減価償却費は1785万2千円を、第3目、指定管理者交付金は、指定管理者に指定している鋸南きさらぎ会へ支出するもので、病院の運営費7千万円と、収入予定の文書料187万円の、計7187万円を予定致しました。第2項、医業外費用、第1目、支払利息及び企業債取扱諸費は、建物の整備及び医療機器購入の財源として借り受けた企業債の償還利息74万9千円を予定致しました。

4ページをお願いします。資本的収入でございますが、第1款、資本的収入は8071万円を予定致しました。第1項、第1目、企業債7070万円は、空調設備改修等に伴い借り入れるものでございます。第2目、一般会計出資金1001万円は、借り受け



た企業債の元金償還に当たり、一般会計から出資金として受け入れるものでございます。

次に資本的支出でございますが、第1款、資本的支出は、収入と同額の8071万円を予定致しました。第1項、建設改良費、第1目、有形固定資産購入費7197万円は、病院設備改修及び医療機器整備費として、空調設備とヘモグロビン分析装置等を更新しようとするものでございます。第2項、第1目、企業債償還金874万円は、建物及び機器に関わる、借り受けた企業債の元金償還分をお願いするものでございます。2ページにお戻りください。予算条文の第5条におきまして、一時借入金の限度額を7千万円と定めさせていただきます。これは企業債の借り入れ前に工事費等の支払期日が到来することを想定し、年度途中における収支時期の食い違いによる、一時的な資金不足を補い、予算内の支出をするための短期の借入金として、一般会計から一時的に資金の融通を受けるために、地方公営企業法施行令第18条第4項の規定に基づき、借入金の限度額を定めたものでございます。5ページをお願いします。令和5年度の予定キャッシュフロー計算書であります。年度末の現金預金残高は、下段の1512万2千円と見込みました。6ページは債務負担行為に関する調書、7ページから9ページまでは、令和4年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表。10ページ11ページは、令和5年度の予定貸借対照表でございます。後ほどご参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長（鈴木辰也）

議案の説明が終わりました。

これより令和4年度鋸南町鋸南病院事業会計予算全般に関わることについて総括質疑を行います。

総括質疑がありましたらお願いします。

#### ○議長（鈴木辰也）

質疑がないようですので、総括質疑を終了します。

お諮り致します。

ただいま議題となっております、議案第20号、令和5年度鋸南町鋸南病院事業会計予算については、予算審査特別委員会に付託の上、審査致したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

#### ○議長（鈴木辰也）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号、令和5年度鋸南町鋸南病院事業会計予算については、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定致しました。

## ◎議案第21号の上程、説明

### ○議長（鈴木辰也）

日程第12、議案第21号、令和5年度鋸南町水道事業会計予算についてを議題と致します。

建設水道課長より、議案の重点説明を求めます。

建設水道課長。

〔建設水道課長 齋藤正樹 登壇〕

### ○建設水道課長（齋藤正樹）

議案第21号、令和5年度鋸南町水道事業会計予算についてご説明致します。

予算書の1ページ、及び別添の予算説明書をあわせてご覧ください。

第2条、業務の予定量ですが、給水戸数3420戸、給水人口6868人を予定し、年間総給水量96万3013立方メートル、1日平均給水量2631立方メートル、1日平均1人当たり給水を383リットルと致しました。給水戸数、年間総給水量等は令和5年1月末実績をもとに推計致しました。第3条、収益的収入及び支出と、第4条資本的収入及び支出につきましては、4ページから6ページの実施計画によりご説明致します。

4ページをお願い致します。収益的収入及び支出のうち、収入におきまして、1款、水道事業収益の総額を4億8969万6千円と定めました。1項、営業収益は、2億5784万8千円とし、主な収益と致しまして、1目、給水収益2億5514万9千円は、前年度比27.1%の増ですが、主には令和4年度に新型コロナウイルス感染症対策による水道基本料金を6カ月分免除した分に係る収益の増になります。2項、営業外収益は、2億3184万8千円を予定致しました。主な収益と致しまして、3目、県補助金は、市町村水道総合対策事業補助金として9600万円。4目、他会計補助金は、一般会計より市町村水道総合対策事業補助金として1億円。児童手当分として48万円を予定致しました。5目、長期前受金戻入は現金の伴わない収益ですが、3391万1千円を予定致しました。

5ページをお願い致します。次に支出ですが、1款、水道事業費の総額は4億7711万5千円と定めました。1項、営業費用では4億5506万7千円を予定し、主な支出と致しまして、1目、原水及び浄水費から、4目、総係費に渡りまして、職員給与費7928万6千円。委託料2281万5千円。施設の修繕費1168万3千円。動力費1316万6千円。薬品費850万2千円。南房総広域水道企業団からの受水費1億5151万3千円。5目、減価償却費1億5187万円を予定致しました。2項、営業外費用は2194万8千円を予定し、1目、支払利息の企業債利息1386万2千円と、

2目、消費税800万円が主なものでございます。

6ページをお願い致します。資本的収入及び支出のうち、収入と致しまして、1款、資本的収入の総額は1億8083万1千円と決めました。1項、企業債は予定致しませぬ配水施設改良及び浄水施設改修工事に係る借入金として1億5700万円。2項、補助金は、生活基盤施設耐震化等交付金事業の対象として、重要施設、給水管に係る工事2件分2383万1千円を予定致しました。

次に支出ですが、1款、資本的支出の総額は3億3094万円と決めました。1項、建設改良費、2目、配水施設改良費は、重点施設、給水管と配水管の布設替え工事等を予定し、1億2032万円と致しました。3目、浄水施設改修費は、浄水場、高圧受変電設備の更新に係る実施設計委託と更新工事、湯沢配水場監視盤更新工事等を予定し、1億810万8千円と致しました。2項、企業債償還金は9821万9千円を予定致しました。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億5010万9千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填することと決めました。7ページをお願い致します。令和5年度鋸南町水道事業予定キャッシュフロー計算書でございませぬが、年度末における資金残高は4億4186万円となる見込みでございませぬ。8ページから10ページは給与費明細書、11ページは債務負担行為に関する調書、12ページは令和4年度鋸南町水道事業予定損益計算書、13ページから15ページは令和4年度鋸南町水道事業予定貸借対照表、16ページから18ページは、令和5年度鋸南町水道事業予定貸借対照表でございませぬので、後ほどご参照願ひませぬ。

以上で議案第21号の説明を終わります。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願ひ申し上げます。

#### ○議長（鈴木辰也）

議案の説明が終わりました。

これより、令和5年度鋸南町水道事業会計予算全般に関わることについて、総括質疑を行います。

総括質疑がありましたらお願ひします。

〔「なし」の声あり〕

#### ○議長（鈴木辰也）

質疑がないようございませぬので、総括質疑を終了します。

お諮り致します。

ただいま議題となっております、議案第21号、令和5年度鋸南町水道事業会計予算については、予算審査特別委員会に付託の上、審査致したいと思ひませぬ。

これにご異議ありませぬか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（鈴木辰也）**

異議なしと認めます。

よって、議案第21号、令和5年度鋸南町水道事業会計予算については、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定致しました。

ここで暫時休憩をします。

議員各位は自席でお待ちください。

…………… **休 憩・午後2時47分** ……………  
…………… **再 開・午後2時49分** ……………

**○議長（鈴木辰也）**

休憩前に引き続き、会議を再開致します。

休憩中に、議案付託表及び予算審査特別委員長からの委員会招集通知書を配付致しました。

議案第16号、一般会計予算、議案第17号、国民健康保険特別会計予算、議案第18号、後期高齢者医療特別会計予算、議案第19号、介護保険特別会計予算、議案第20号、鋸南病院事業会計予算、議案第21号、水道事業会計予算については、休会中の3月13日午前10時から、予算審査特別委員会を開催し、議案の審査をお願いしたいと思います。

**◎散会の宣言**

**○議長（鈴木辰也）**

以上をもちまして、本日の議事日程は終了致しました。

3月13日は午前10時から予算審査特別委員会をお願い致します。

最終日の3月17日は午後2時から会議を開きますので、定刻5分前にご参集願います。

本日は、これにて散会致します。

ご苦労さまでした。

…………… **散 会・午後2時50分** ……………

令和5年第1回鋸南町議会定例会議事日程〔第3号〕

令和5年3月17日 午後2時開議

日程第1	議案第16号	令和5年度鋸南町一般会計予算について
日程第2	議案第17号	令和5年度鋸南町国民健康保険特別会計予算について
日程第3	議案第18号	令和5年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第4	議案第19号	令和5年度鋸南町介護保険特別会計予算について
日程第5	議案第20号	令和5年度鋸南町鋸南病院事業会計予算について
日程第6	議案第21号	令和5年度鋸南町水道事業会計予算について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	笹生あすか	議員	2番	早川正也	議員
3番	竹田和明	議員	4番	大塚昇	議員
5番	青木悦子	議員	7番	渡邊信廣	議員
8番	小藤田一幸	議員	9番	鈴木辰也	議員
11番	笹生正己	議員	12番	平島孝一郎	議員

欠席議員（1名）

6番	笹生久男	議員
----	------	----

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	白石治和	副町長	内田正司
教育長	富永安男	総務企画課長	平野幸男
税務住民課長	石井肇	保健福祉課長	寺本幸弘
地域振興課長	安田隆博	教育課長	福原規生
建設水道課長	齋藤正樹	会計管理者	対馬尚子
総務管理室長	今井勝啓	監査委員	柴本健二

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事務局 長 加藤 芳博 書 記 村上 真理

### ◎開議の宣言

#### ○議長（鈴木辰也）

皆さん、こんにちは。

議員各位には、ご苦労さまです。

定刻となりましたので、ただ今より会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、6番、笹生久男議員から欠席届が出ております。

### ◎議事日程の報告

#### ○議長（鈴木辰也）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておきました。

### ◎議案第16号の委員長報告、討論、採決

#### ○議長（鈴木辰也）

日程第1、議案第16号、令和5年度鋸南町一般会計予算についてを議題と致します。

本案については、予算審査特別委員会に付託し、審査いただいておりますので、予算審査特別委員会委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。

予算審査特別委員会 笹生正己委員長。笹生正己委員長。

[予算審査特別委員会委員長 笹生正己 登壇]

#### ○予算審査特別委員会委員長（笹生正己）

予算審査特別委員会に付託されました、令和5年度鋸南町一般会計予算の審査の経過と結果について、ご報告致します。

本予算の審査は、去る3月13日に行いました。

審査にあたり、各委員より質疑がありましたが、予算審査特別委員会は全議員で構成されておりますので、細部につきましては、省略させていただき、要約して、主な質疑、意見、要望等を報告致します。

審査した順番に、課ごとに報告致します。

初めに、総務企画課関係についてですが、「企業人材派遣制度負担金について、予算の増額要因は、人材の家賃分だけのようで、常駐化にはなっていないようだが見通しについてどうなっているのか。」との質疑に対し、「派遣元企業から、この金額で人材を派遣し常駐化させたいと申し入れがあったので、常駐化の方向で進めています。家賃等の経費を上乗せして予算を計上しています。」との答弁がありました。

「自主防災組織の新規の申し込みについては県補助金がなくても行っていくのか。」との質疑に対し、「自主防災組織等補助金の額や内容については前年度と変わらず、支援させていただきます。県補助金は、新しい制度ができて、県から再度支援いただけると考えていますが、その補助率や限度額などが確定次第、年度中に歳入補正を行います。」との答弁がありました。

「男性職員が年々少なくなっているが、災害対応等の際に困らないか。」との質疑に対し、「当町は小さな自治体で、大規模災害を想定して職員を採用することは不可能なため、受援体制を確立し、ボランティアや他団体の支援を受けて、災害対応していきます。その点で男女の差はないものと考えています。」との答弁がありました。

「消火栓ボックスの中に開栓器が入っているが、地下式消火栓の蓋を開ける形状が様々でボックスに入っている道具では開けられないことがあった。地域の人が消火栓を使用できるよう、それぞれの消火栓の蓋にあった道具を用意してもらいたい。」との質疑に対し、質疑、要望ですね。要望に対し「消火栓用の管鎗を購入する予算を計上しているので交換する際に、確認をさせて対応していきます。状況に応じて補正予算の計上をお願いします。」との答弁があり、「開栓器は最優先で対応していただきたい。」との要望がありました。

豊かなまちづくり寄付金について、新たな取組はあるか。」との質疑に対し、「令和4年度当初には、ふるさと納税登録業者が20事業者70品目でしたが、令和5年2月末時点で33事業者120品目に増加しました。今後は、メディア等を活用するため、広告料50万円を計上し、ウェブを通じた広告を打っていきたいと考えています。また、ふるさと納税委託業者と協力し、様々な分野に声掛けをして、新たな返礼品の発掘をしていきたいと考えています。」との答弁がありました。

次に、税務住民課関係についてですが、「マイナンバーカードの申請率はどうか。」との質疑に対し、「2月26日現在、72.56%で県内第6位となっています。」との答弁があり、「マイナンバーカードによるコンビニ交付や医療機関での保険証利用などの状況はどうか。」との質疑に対し、「健康保険証利用については、令和5年4月1日から全ての医療機関に読み取り装置の設置が義務づけられます。コンビニでの住民票等の交付サービスについては、令和5年度実施も検討しましたが、初期費用及びランニングコストが課題で導入を見送りました。今後も検討を続けていきます。転出入のワンストップ



プサービスは開始しており、今後は運転免許証としての利用や電子処方箋などが予定されており、利便性は高まっていきます。」との答弁がありました。

「結婚新生活支援事業について、対象者の39歳以下、29歳以下は夫婦ともにということか。」との質疑に対し、「夫婦ともに対象年齢以下ということです。」との答弁でした。

「家屋評価システム評価替業務は、令和4年度実施の評価替業務委託と金額に大きく差異があるが、どのような違いがあるか。」との質疑に対し、「令和4年度に実施した評価替業務は土地に対するもので、不動産鑑定士に評価を依頼するものですが、令和5年度に実施する業務は、変更のあった家屋評価基準をシステムに反映する作業になります。」との答弁がありました。

次に、保健福祉課関係についてですが、「障害者自立支援給付金中の障害福祉サービス費は前年度比2700万円の増となっているがこの理由は何か。」との質疑に対し、「令和4年度も3000万円程補正予算を計上しています。グループホームから通所や作業所に通う利用者の場合、一人の方が重複してサービスを利用することもあり、増えています。」との答弁がありました。

「老人福祉費は、前年度比1000万円弱の増だが、光熱水費、老人保護措置費事業委託、繰出金の増以外で500万円程度増加している理由は何か。」との質疑に対し、「老人保護措置事業が210万円の増、ボランティアセンターの指定管理委託が87万9千円の増、千葉県後期高齢者医療広域連合負担金が430万5千円の増、後期高齢者医療特別会計繰出金が164万3千円の増となっています。」との答弁があり、「後期高齢者医療広域連合負担金が430万円の増ということだが、その理由は何か。」との再質疑に対し、「後期高齢者医療の医療費全体の12分の1を公費で負担するもので、後期高齢者が増えており、当町では前年度より97人増と見込んでいます。県の広域連合から負担金として示される額を計上しているものです。」との答弁でした。

次に、地域振興課関係についてですが、「佐久間ダム周辺維持管理事業委託について、トイレ清掃を別にしたのに増額となっているが、どのように事業展開して行くのか。」との質疑に対し、「事業展開に変更はありませんが、人件費の日額を増額したため、トイレ清掃との差額が増額となっております。」との答弁がありました。

「広告料33万円でどのくらいの水準のことができるのか。」との質疑に対し、「令和4年度に制作した観光PR動画の配信を夏と冬に広告配信を行うものです。配信の到達目標としては、令和4年度と同等の6万回の配信を目標に設定しております。」との答弁がありました。

「海岸清掃委託については、どの場所をどれくらいの回数行う予定か。」との質疑に対し、「観光協会に委託し、約5名が元名・保田中央・鱈ヶ浦・大六・竜島の5箇所の海岸を4月下旬から1月末までの期間に渡り、月4乃至5回清掃いたします。」との答

弁があり、「海岸は観光資源としても重要であるので、回数を決めてという形も良いが、漂着物が多くなってしまった際には対応すべき。」との意見に対し、「建設水道課とも連携しながら、職員等での漂着物の処理作業も行っていきます。建設水道課の当初予算の中では、海岸漂着物に係る予算も計上しており、令和5年度実施予定で準備しています。」との答弁があり、「海岸に放置されたボートなども、所有者と連絡をとるなどして、対応をして欲しい。」との要望がありました。

「ナラ枯れについて、今年度から補助事業を行っているとのことだが、どのようなことを行っているのか。」との質疑に対し、「ナラ枯れに対する補助については、令和5年度からの実施となり、ビニールを巻いて虫の飛散防止、被害木の伐採等に対して補助を行います。近隣市の状況を参考に補助内容を検討し、今後も改善を加えながら対処していく考えです。」との答弁がありました。

次に建設水道課関係についてですが、「使用料及び土地賃借料中、土地借上料については、勝山橋の土地分の予算との認識でよいのか。」との質疑に対し、「勝山橋及び勝六トンネルの用地に係る賃借料です。」との答弁があり、「勝山橋の鑑定評価委託が令和3年度から令和4年度に繰越しとなっていたが、現在まで進捗の様子が見られない。用地取得に向けて事業の状況はどのようになっているか。」との再質疑に対し、「買収予定地の境界確定協議に向けた測量業務時に、公図には示されていない地番及び法人名義の登記簿の存在が明らかになり、解決に向けて協議を重ねております。」との答弁があり、「公図にない土地との説明があったが、法人はどのような認識をもっているのか。また、今後の進捗状況はどのように考えているのか。」との再質疑に対し、「当初は土地の所有の認識はないとの回答を得ていたところですが、訪問や協議を重ね、現在は前向きに進んでおります。解決に向けた手法については、国及び町からどのようなことをすべきかを提示して頂きたいとのことでありました。」との答弁があり、「なるべく早い解決に努力してもらいたい。」との要望がありました。

最後に、教育課関係についてですが、「文化財保護費の、ふるさと偉人マンガ制作業務委託で作成した漫画の活用方法は何か。」との質疑に対し、「作成後小中学校に配付し、学校と連携しての授業の開催を予定しています。」との答弁がありました。

「選手派遣費補助金は中学の部活での県大会・全国大会に出場する選手への派遣補助か。」との質疑に対し、「中学校の部活動の大会出場に対する補助です。」との答弁があり、「地域のスポーツ少年団等を通して県大会・全国大会に出場する子もいるがそういう子は対象にはならないのか。」との再質疑に対し、「選手派遣費補助金は、中学校の生徒に対するもので、スポーツ少年団等については、別に補助金を交付しています。今後、部活動の地域移行を進める上で必要であれば対象者の見直しを検討します。」との答弁があり、「今後、地域でスポーツに取り組んでいる子たちについても派遣費の対象としてほしい。」との要望がありました。

「体育施設費の原材料費、運動場整備用原材料の使用先はどこか。」との質疑に対し、「岩井袋や大帷子の運動場を整備するためのものです。」との答弁があり、「岩井袋の野球場を自衛隊が利用していて町内の野球団体が借りられないことがあったので、炊事場とトイレ等がある自衛隊が優先利用できる施設をつくってはどうか。」との再質疑に対し、「町内団体が岩井袋野球場を使用できない場合、中学校の野球場を利用していただけだと思います。」との答弁があり、「中学校の野球場の借用申請が煩雑である。もっと簡略化できないか。」との再質疑に対し、「教育委員会が学校と利用者間の意見調整を行い、利用者の不便にならないように対応します。」との答弁がありました。

以上が、要約した審査の経過であり、討論省略ののち、採決の結果、令和5年度鋸南町一般会計予算については、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

以上で、議案第16号、令和5年度鋸南町一般会計予算について、予算審査特別委員会委員長としての報告を終わります。

**○議長（鈴木辰也）**

ただいま、予算審査特別委員会委員長からの審査結果は原案のとおり可決すべきものとの報告であります。

お諮り致します。

予算審査特別委員会は全議員による構成ですので、質疑を省略し、直ちに討論を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（鈴木辰也）**

異議なしと認めます。

異議なしと認め、質疑を省略します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（鈴木辰也）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（鈴木辰也）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## ◎議案第17号から議案第19号の委員長報告

### ○議長（鈴木辰也）

ここで、日程第2以降の議事についてお諮り致します。

日程第2、議案第17号、令和5年度鋸南町国民健康保険特別会計予算から日程第4、議案第19号、令和5年度鋸南町介護保険特別会計予算までを一括議題とし、予算審査特別委員会委員長から、予算審査の経過及び結果について一括して報告を求めた後、各議案について順次、質疑、討論、採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

### ○議長（鈴木辰也）

異議なしと認めます。

よって議案第17号から議案第19号までを一括議題とすることに決定致しました。

予算審査特別委員会に付託し、審査いただいた、議案第17号、令和5年度鋸南町国民健康保険特別会計予算について、議案第18号、令和5年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第19号、令和5年度鋸南町介護保険特別会計予算についてを一括議題とします。

予算審査特別委員会委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。

予算審査特別委員会 笹生正己委員長。笹生正己委員長。

〔予算審査特別委員会委員長 笹生正己 登壇〕

### ○予算審査特別委員会委員長（笹生正己）

特別会計3会計について一括議題ということなので、続けて3会計について、報告致します。まず、予算審査特別委員会に付託されました、議案第17号、令和5年度鋸南町国民健康保険特別会計予算から、順次報告申し上げます。

まず、最初に議案第17号、令和5年度鋸南町国民健康保険特別会計予算の審査の結果について、ご報告申し上げます。

本会計の審査は、去る3月13日に行いました。審査にあたり、各委員より質疑がありましたので、予算審査特別委員会は全議員で構成されておりますので、細部につきましては、省略させていただき、要約して、主な質疑、意見、要望等を報告致します。

「国民健康保険料について、今後保険料を上げていく指針を国が出したと聞いたが、鋸南町もそうしていくのか。」との質疑に対し、「当町の国保料率は令和元年度から令和4年度まで据置となっております。保険料率算定の基となる県への納付金や各種交付金、6月に確定する令和4年中所得を基に保険料率を算出し、国保運営協議会に諮って決定しますが、現時点では上げるという方針はありません。」との答弁があり、「所得が増加しているとのことだが、国保の被保険者は自営業が多く、事業が安定してきているの

か。」との再質疑に対し、「令和元年度台風直後は農業所得が落ち込んでいたこと、災害後2年3年と経過し、建設業の所得が上がってきていること、コロナの行動制限が緩和され、経済活動が通常に戻ってきていることなどから、全体として回復傾向にあると考えています。」との答弁がありました。

「保険料率は据え置いているが、賦課限度額は上がっているのか。」との質疑に対し、「令和5年度に2万円引き上げますが、被用者保険の賦課限度額該当割合1.5%という基準を基に、国保もそれに近づけるよう厚生労働省が試算し決定しています。賦課限度額を上げるということは、所得の多い方に保険料をより負担していただき、中間所得層の負担を軽減するということになります。」との答弁があり、「国保には被扶養者という概念がないため、賦課限度額が2万円上がると4人世帯であれば8万円の増額ということになるのか。」との再質疑に対し、「国保料は世帯単位での賦課となるため、世帯当たりの増加額は2万円となります。」との答弁がありました。

以上が要約した審査の経過であり、討論省略の後、採決の結果、令和5年度鋸南町国民健康保険特別会計予算については、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定致しました。ここで、議案第17号、令和5年度鋸南町国民健康保険特別会計予算について、予算審査特別委員会委員長としての報告を終わります。

次に、議案第18号、令和5年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算の審査の結果について、ご報告申し上げます。

本予算の審査は、同じく3月13日に行いました。

審査については、2月17日の議員全員協議会での協議、本会議2日目の議案説明等を経て、十分審議がなされたことから、各委員からの質疑、意見等は無く、討論省略ののち、採決の結果、令和5年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算については、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

以上で、議案第18号、令和5年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算について、予算審査特別委員会委員長としての報告を終わります。

続いて、議案第19号、令和5年度鋸南町介護保険特別会計予算の審査の結果について、ご報告申し上げます。

本予算の審査は、これも同じく3月13日に行いました。

審査にあたり、各委員より質疑がありましたが、予算審査特別委員会は全議員で構成されておりますので、細部につきましては、省略させていただき、要約して、主な質疑、意見、要望等を報告いたします。

「第9期介護保険計画のアンケートの集計をしていると思うが、計画策定の進捗状況はどうか。」との質疑に対し、「現在、アンケートの集計中ですが、要介護1、2の方、在宅で介護をしている方の調査の回収率は、前回の51%に対し、現状で70%ほどです。前回は郵送でしたが、今回は介護認定調査員2名が全件訪問し聞き取りで調査して

おり、精度が高いものになっています。65歳以上の高齢者で介護認定を受けていない方、要支援の方、事業対象者向けの方は、1080通郵送しており、回収率は77%を超えています。意見希望欄の記入が多くなっており、介護保険への関心の高さを感じています。また、難聴について設問を2つ増やし、地域福祉計画、地域福祉活動計画関連では9問設問を増やし、何が必要なのかを、地区別、年齢別で集計できるようなアンケートを実施しています。」との答弁がありました。

以上が要約した審査の経過であり、討論省略ののち、採決の結果、令和5年度鋸南町介護保険特別会計予算については、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

以上で、議案第19号、令和5年度鋸南町介護保険特別会計予算について、予算審査特別委員会委員長としての報告を終わります。

#### ○議長（鈴木辰也）

報告が終わりました。

### ◎議案第17号の討論、採決

#### ○議長（鈴木辰也）

日程第2、議案第17号、令和5年度鋸南町国民健康保険特別会計予算については、予算審査特別委員会委員長からの審査結果は、原案のとおり可決すべきとの報告であります。

お諮り致します。

予算審査特別委員会は、全議員による構成ですので、質疑を省略し、討論を行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

#### ○議長（鈴木辰也）

異議なしと認め、質疑を省略します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

#### ○議長（鈴木辰也）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手 全員]

**○議長（鈴木辰也）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第18号の討論、採決**

**○議長（鈴木辰也）**

日程第3、議案第18号、令和5年度鋸南町後期高齢者医療特別会計予算については、予算審査特別委員会委員長からの審査結果は、原案のとおり可決すべきとの報告であります。

お諮り致します。

予算審査特別委員会は、全議員による構成ですので、質疑を省略し、討論を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○議長（鈴木辰也）**

異議なしと認め、質疑を省略します。

討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

**○議長（鈴木辰也）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手 全員]

**○議長（鈴木辰也）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第19号の討論、採決**

**○議長（鈴木辰也）**

日程第4、議案第19号、令和5年度鋸南町介護保険特別会計予算については、予算審査特別委員会委員長からの審査結果は、原案のとおり可決すべきとの報告であります。お諮り致します。

予算審査特別委員会は、全議員による構成ですので、質疑を省略し、討論を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（鈴木辰也）**

異議なしと認め、質疑を省略します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（鈴木辰也）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（鈴木辰也）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第20号及び議案第21号の委員長報告**

**○議長（鈴木辰也）**

ここで日程第5以降の議事についてお諮りいたします。

日程第5、議案第20号、令和5年度鋸南町鋸南病院事業会計予算について及び日程第6、議案第21号、令和5年度鋸南町水道事業会計予算を一括議題とし、予算審査特別委員会委員長から予算審査の経過及び結果について、一括して報告を求めた後、各議案について順次、質疑、討論、採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（鈴木辰也）**

異議なしと認めます。

よって、議案第20号及び議案第21号を一括議題とすることに決定致しました。



予算審査特別委員会に付託し、審査いただいた、議案第20号、令和5年度鋸南町鋸南病院事業会計予算について、議案第21号、令和5年度鋸南町水道事業会計予算についてを一括議題とします。

予算審査特別委員会委員長から、審査の経過及び結果について報告を求めます。

予算審査特別委員会、笹生正己委員長。

〔予算審査特別委員会委員長 笹生正己 登壇〕

### ○予算審査特別委員会委員長（笹生正己）

2つの企業会計について報告致します。

予算審査特別委員会に付託されました議案第20号、令和5年度鋸南町鋸南病院事業会計予算及び議案第21号、令和5年度鋸南町水道事業会計予算について、審査の経過及び結果をご報告致します。

まず、最初に議案第20号、令和5年度鋸南町鋸南病院事業会計予算ですが、本予算の審査は、去る3月13日に行いました。

審査にあたり、各委員より質疑がありましたが、予算審査特別委員会は全議員で構成されておりますので、細部につきましては、省略させていただき、要約して、主な質疑、意見、要望等を報告致します。

「指定管理者交付金について、昨年のきさらぎ会の決算で7000万円の交付金が入り、結果として収益が出たことにより、1000万円納税するというのは、どうか思うところがある。交付金を出す以上、町からもきさらぎ会に対し独自に利益が出るような運営努力をするようしっかり伝えてもらいたい。」との意見に対し、「指定管理は、令和4年が3期目の最終年で、令和5年から更新となる協議の中で、仕様書に指定管理者交付金は7000万円を限度額とし、ただし年度内の経営状況を勘案して町と協議の上交付金を決定するという文言を追加しています。なくてはならない病院であるということは皆様とコンセンサスは得られていると思っておりますが、資金が不足するから町が補填するということは許されないと考えていますので、ご指摘のことは十分踏まえてきさらぎ会と協議していきます。」との答弁があり、「4月からきさらぎ会の体制も新たになると聞いている。鋸南病院は地域になくてはならない唯一の病床がある病院である。変化がある時に、きさらぎ会の役員達も共通認識をもって運営していただけるよう、町からもサポートしてもらいたい。」との要望がありました。

以上が要約した審査の経過であり、討論省略ののち、採決の結果、令和5年度鋸南町鋸南病院事業会計予算については、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

以上で、議案第20号、令和5年度鋸南町鋸南病院事業会計予算について、予算審査特別委員会委員長としての報告を終わります。

続いて、議案第21号、令和5年度鋸南町水道事業会計予算の審査結果について、ご

報告申し上げます。

本予算の審査は、去る3月13日に行いました。

審査にあたり、各委員より質疑がありましたが、予算審査特別委員会は全議員で構成されておりますので、細部につきましては、省略させていただき、要約して、主な質疑、意見、要望等を報告致します。

「使用していない施設の維持管理費用はどうなっているか。」との質疑に対し、「水道事業統合に向けて協議中ですが、不使用施設については、各事業体で処分できるものは処分していく方向で進んでおります。不使用施設についても、施設用地を土地所有者から賃借し、賃借料をお支払いしています。」との答弁があり、「当該施設は今後使える施設と考えてよいのか。」との再質疑に対し、「再稼働にはポンプ設備や機械設備の更新が必要ではないかと考えられます。」との答弁があり、「南房総広域水道企業団からの受水がトラブル等で停止した場合、緊急時にはその不使用施設を使つてのバックアップ体制は可能という認識でよいか。」との再質疑に対し、「鋸東配水場・横根第一加圧所を緊急時に再稼働できる体制を取っておくことでバックアップが可能です。」との答弁がありました。

以上が要約した審査の経過であり、討論省略ののち、採決の結果、令和5年度鋸南町水道事業会計予算については、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

以上で、議案第21号、令和5年度鋸南町水道事業会計予算について、予算審査特別委員会委員長としての報告を終わります。

#### ○議長（鈴木辰也）

報告が終わりました。

### ◎議案第20号の討論、採決

#### ○議長（鈴木辰也）

日程第5、議案第20号、令和5年度鋸南町鋸南病院事業会計予算については、予算審査特別委員会委員長からの審査結果は、原案のとおり可決すべきとの報告であります。お諮りいたします。

予算審査特別委員会は、全議員による構成ですので、質疑を省略し、討論を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（鈴木辰也）**

異議なしと認め、質疑を省略します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（鈴木辰也）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（鈴木辰也）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎議案第21号の討論、採決**

**○議長（鈴木辰也）**

日程第6、議案第21号、令和5年度鋸南町水道事業会計予算については、予算審査特別委員会委員長からの審査結果は、原案のとおり可決すべきとの報告であります。

お諮り致します。

予算審査特別委員会は、全議員による構成ですので、質疑を省略し、討論を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（鈴木辰也）**

異議なしと認め、質疑を省略します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（鈴木辰也）**

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案に賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

**○議長（鈴木辰也）**

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**◎閉会の宣言**

**○議長（鈴木辰也）**

これにて、今定例会に付議された案件の審議は、全て終了致しました。

よって、令和5年第1回鋸南町議会定例会を閉会いたします。

皆さん、ご苦労さまでした。

[閉会のベルが鳴る]

…………… **閉 会 ・ 午後 2 時 4 9 分** ……………

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 5年 7月 26日

議 会 議 長      鈴 木   辰 也

署 名 議 員      早 川   正 也

署 名 議 員      笹 生   正 己